

平成31年4月24日

安曇野市教育委員会

平成31年4月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第 1 号	教育部 生涯学習課
平成 31 年 4 月 24 日提出	(課長) 白井 隆昭 (担当係長) 白井 直美

タイトル	安曇野市人権教育・啓発推進計画の改訂について
決定を要する事項の内容	安曇野市人権教育・啓発推進計画の改訂案の承認
要旨	平成 19 年 3 月 15 日策定の「安曇野市人権教育・啓発推進計画」について、平成 30 年度教育委員会 3 月定例会の協議結果を受け、別案 2 のとおり改訂したい。
説明	<p>1 3 月定例会における本計画に関する質疑等の回答について【別案 1】 のとおり</p> <p>2 3 月定例会における本計画の指摘箇所の訂正について</p> <p>(1) 表紙「最終改訂」の表記について 最終改訂という表記は誤解を生じる表記でしたので、次のように改め、合わせて P32「改訂履歴」の改訂期日の表記を【別案 2】 P32 のとおりに改めます。 平成31年 月 日 最終改訂 ⇒ 平成31年 月 第6次改訂</p> <p>(2) P4「男性の意識」「男性の意識啓発」の表記について 前文での「夫」「男性の言動」「女性に対する性犯罪」から男性の意識に着目していましたが、三つ目の○で売買春と女性の低年齢化を挙げている為、【別案 2】 P4 のとおり「主として女性の」と「男性の」という文言を削除します。</p> <p>(3) P7「風潮を醸成していく」の表記について 雰囲気だけで良いのか、強い意思を示してほしいというご意見につきましては、生涯学習課は人権に関わる「教育・啓発」の推進を担い、その推進に当たっては【別案 2】 P1 の基本目標を念頭に置き、押し付けにならないように配慮してきたところであり、「醸成」には制定時の思いが込められているように思います。 この部分の表記は、頑なな考えに対して、「介護サービスや人に頼っていいのだ。」という本意が伝わらず、誤解されかねないので、【別案 2】 P7 のとおり、「風潮を醸成していく」の文言を削除します。</p> <p>(4) P16「幼保・小・中」の表記について 【別案 2】 P16 のとおり訂正します。</p>

(5) P17 5 特定の職業従事者に対する研修など「マスメディア・警察」について

この項では市職員の研修の実施と企業人権教育推進教育推進協議会・広域連合（消防・救急関係）への依頼を考えますが、マスメディア・警察については考えません。

(6) P20 「安曇野市人権教育・啓発推進体制」について

【別案2】P20 のとおり、総務部 人権男女共同参画課と安曇野市 人権教育推進委員会 小委員会の間に線を追記し、人権男女共同参画課との連絡調整・連携を図ります。

3 改訂予定日

平成31年4月24日

「安曇野市人権教育・推進計画」に関わる 3 月定例会における質疑等の回答

1 制定以後の成果について

(1) 地域人権教育推進リーダーの養成と地域住民の人権啓発の推進

毎年、「人権教育・啓発推進計画」に示されている人権問題の現状と社会の状況から重点を絞り、人権教育推進委員と人権教育指導員の合同会議において年 2 回の研修会と企業人権教育推進協議会主催の啓発講演会を開いております。

この研修を通して人権教育を推進する皆様の人権への理解と認識を深めていただき、地域での推進役を担っていただいております。毎回 100 名を超す皆さんの出席をいただいております。

各地域公民館と地区公民館においては、この重点や地域の問題に視点をあて、差別の本質について学ぶことを通して、人権感覚を磨き、互いに認め合い、共に生きる喜びを分かち合う社会を築くため、「地区人権学習会」を実施して、地域住民が人権問題への関心を高め、理解・認識を深められるようにしています。昨年度は 5 地域 98 公民館の研修に 2324 名の出席をいただきました。

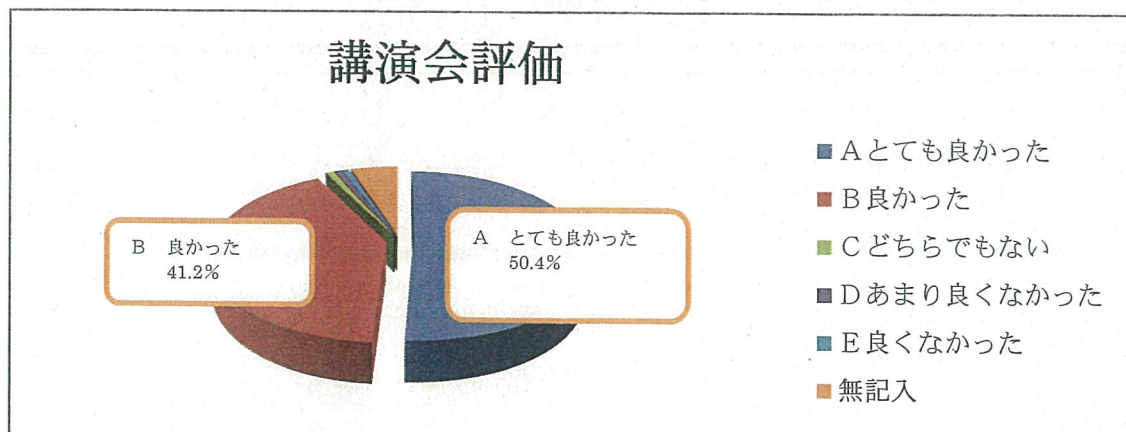
これらの研修会・講演会・学習会の講師は、地域公民館に配置されている社会教育指導員が県主催の研修会等で得た講師情報等を参考に講師依頼をしております。終了後に毎回行うアンケートでは、「分かりやすく良い学びの機会となった」「貴重な機会でした、参加すればやはり勉強になります」「自分の中にも差別のタネがあったことが分かった」等の声が多数寄せられています。指導員と思われる方からは「大変参考になり毎回楽しみにしている」「説明でなく実体験をお聞きしたい」「当たり障りのない学習会が多いように思います」等の意見も寄せられていますので今後の推進に活かしたいと思っております。

また、昨年度の第 2 回合同会議時の推進委員・指導員へのアンケートでは、初めて「この 1 年の全体や地域での人権に関する研修についてどのようにお感じですか。」と聞いてみました。(参考③のグラフ) 85%の方から、「とても良かった」「良かった」との回答をいただいております。多くの推進委員の皆様は地区公民館の役員として研修会に参加していただいた方だと思っておりますが、「講演会・研修会を通じて正しく理解していかなければならないと改めて思いました。」という感想があったように、其々の皆様の人権意識の向上に役立てていただけたと思っております。

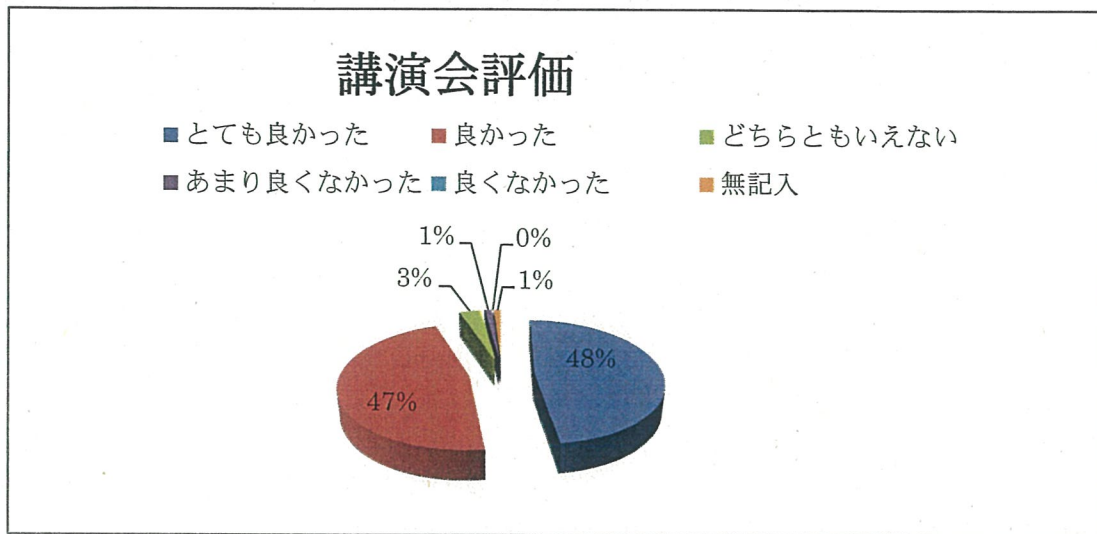
<参考> 参加者へのアンケート調査のまとめから

① 平成 30 年度 第 1 回安曇野市人権教育推進委員及び人権教育指導員合同会議

(出席率 79.2% 回収率 92.2%)



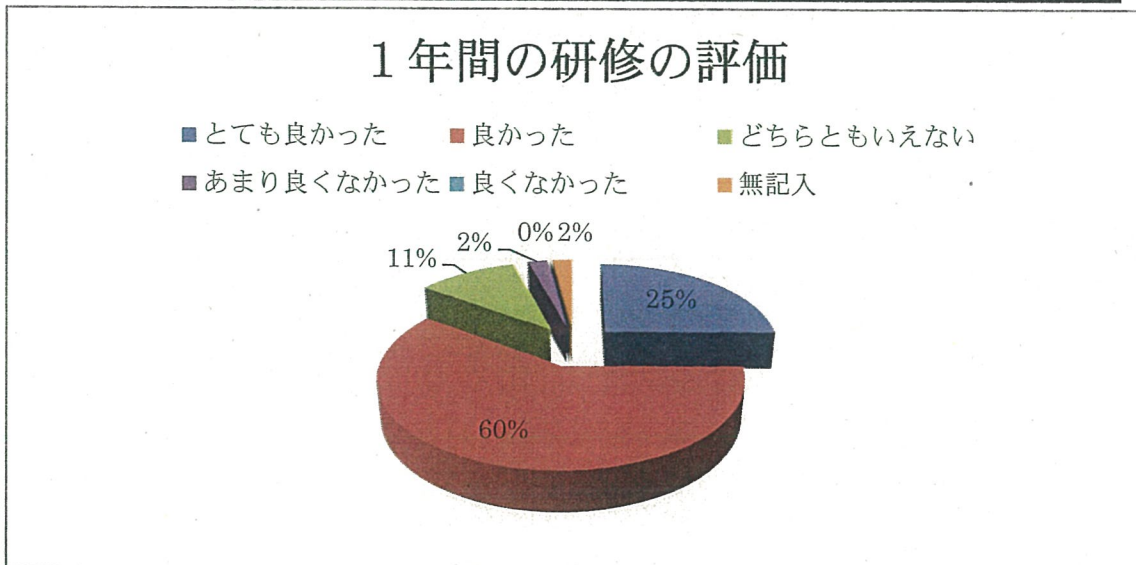
② 平成 30 年度 第 2 回安曇野市人権教育推進委員及び人権教育指導員合同会議
(出席率 68.8% 回収率 85.2%)



③ 平成 30 年度第 2 回人権教育推進委員及び人権教育指導員の合同会議アンケート
(出席率 68.8% 回収率 85.2%)

問：この 1 年の全体や地域での人権に関する研修についてどのようにお感じですか。

評 価	年代						合計
	35～44	45～54	55～64	65～74	75～84	無記入	
A とても良かった	1	2	10	8	2		23
B 良かった		2	14	34	4	1	55
C どちらともいえない			4	5	1		10
D あまりよくなかった				1	1		2
E よくなかった							0
無記入				2			2
合計	1	4	28	50	8	1	92



(2) 小中連携・学社連携の推進

地域の小中の連携を密にすると共に、お互いの実践に学び、より効果的な指導の在り方について研究を深めています。

また、学校での「人権教育の授業参観・懇談・講演会」に参加していただくことで、学校における人権教育についての理解が深められていると感じております。

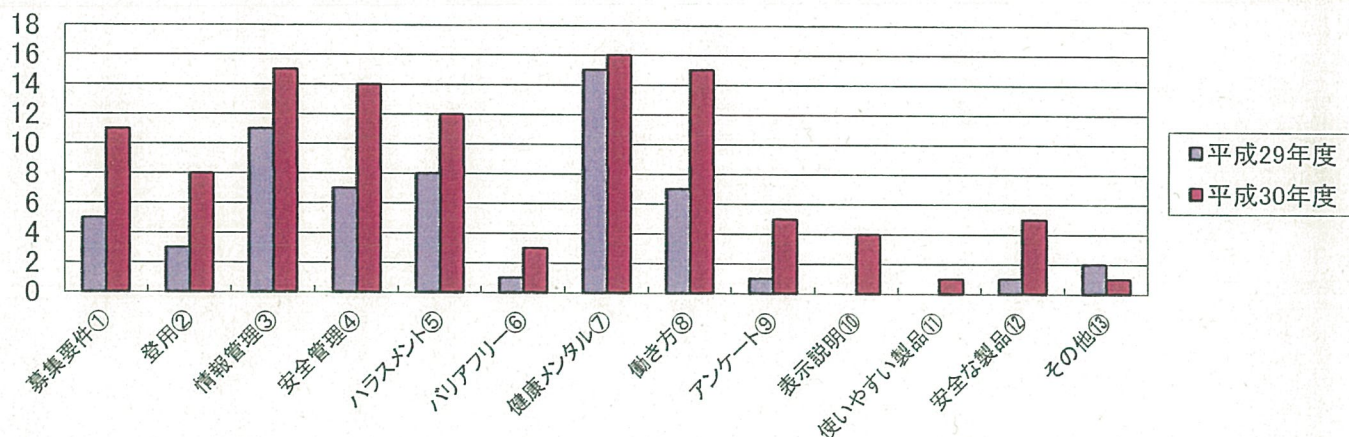
(3) 企業人権教育の推進

本計画に基づき、企業人権教育推進協議会加入企業・事業所が社会的責任を自覚し人権意識の高い職場になるよう、研修を企画するとともに地域ネットワークにより紹介される研修講座や県主催の研修会への参加を勧めています。平成30年度末の調査では、別表のとおり、人権の観点からこの5年間で改善された点や心掛けている点がほぼすべての項目で多くなっており、多くの企業が前年以上に人権意識を高めたり、心掛けている様子が伺えました。

<参考>

① 平成30年度企業人権教育実施状況に関する調査

問：従業員や顧客の人権の観点から、ここ5～6年の間で改善された点や心掛けていることがありましたら教えてください。(複数選択)



2 「人権教育・啓発推進計画」の課題について

- (1) この計画は推進委員や指導員の手持ち資料として活用されておりますが、新たな法改正に対応できず改訂が間に合わない状況がありました。
- (2) 法改正にはその時々の講演資料等に対応してきましたが、講演に関わらない法律等の周知は不足していました。
- (3) そこで、この計画は「人権教育・啓発推進計画」は推進委員・指導員の手引書でもあるので、国や県、関係機関の動向を注視し、必要に応じて見直しを図ることが必要であると考えております。

3 「人権教育・啓発推進計画」の周知 ダイジェスト版の作成について

- (1) 「人権教育・啓発推進計画」は市民を対象に制定されています。毎年、各地区公民館選出の人権教育推進委員98名と人権教育指導員52名、小委員会委員15名に配付し、活用していただいております。

- (2) ダイジェスト版につきましては、本計画の位置付け、ダイジェスト版の必要性や作成した場合の活用方法を指導員等の意見を参考にしながら検討した上で、作成していくかを決定したいと考えております。

4 人権男女共同参画課との連絡・調整・連携について

- (1) 市町村社会人権教育担当者会議・地域人権教育ネットワーク研究会には今まで生涯学習課のみが出席していましたが、平成30年度は両課職員が出席しました。
- (2) 長野県部落解放研究集会に両課で出席しました。
- (3) 企業人権啓発講演会では両課が運営にあたりました。
- (4) 研修会・講演会の講師については情報交換を行っております。
- (5) 平成31年度については、両課の位置づけ、連絡体制等を明確にする中で、連携をとりながら人権教育・啓発等を進めていきたいと考えております。

5 第2次安曇野市総合計画「基本施策1-2-4 人権の尊重」との関連について

第2次安曇野市総合計画の44ページには、「2 人権教育活動の推進」として、「家庭、地域、学校、職場、における人権にかかる学習会や講演会、研修会など、あらゆる場において人権教育活動を推進し、人権に対する理解を促進します。」と記載されております。

また、45ページには、「関連する主な計画等」として、

- ・安曇野市人権教育・啓発推進計画
- ・安曇野市教育大綱
- ・安曇野市生涯学習推進計画

があげられておりますので、連携はとっております。

6 計画の見直しについて

この推進計画は、数値目標を掲げての何年計画といった計画ではありません。人権に関わる件は文言一つとっても解釈・現況が変わることも考えられますので国や県、関係機関の動向に注視し、原文通り必要に応じての見直しとさせていただきたい。

7 ロードマップの作成について

本計画は、世の中の醸成を踏まえ、時代に即して改訂を行い推進しているため、計画の性質上年次的なロードマップの作成は難しいと考えます。計画の方向性を図式化した資料の作成を検討したいと考えております。

別案 2

改訂案

赤字箇所 修正・挿入

安曇野市 人権教育・啓発推進計画

平成 19 年 3 月 15 日 制定

平成 31 年 4 月 第 6 次改訂



安曇野市人権教育推進委員会
安曇野市教育委員会

目 次

I	推進計画の基本目標	1
1	人権教育・啓発の基本目標	1
2	人権教育・啓発についての基本方針	1
II	人権問題の現状と課題	2
1	同和問題	2
2	女性	3
3	子ども	5
4	高齢者	7
5	障がいのある人	8
6	外国人	9
7	様々な人権課題	11
III	あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	15
1	家庭における人権教育・啓発の推進	15
2	地域社会における人権教育・啓発の推進	15
3	就学前教育・学校教育における人権教育・啓発の推進	16
4	企業・職場等における人権教育・啓発の推進	16
5	人権に関わりの深い特定の職業従事者に対する研修	17
IV	人権教育の効果的な推進	18
1	人材の育成	18
2	資料・文献・学習教材の整備	18
V	計画の推進	18
1	推進体制について	18
2	国、県、各地域、関係諸団体との連携について	19
3	計画の見直しについて	19
VI	資料	
	安曇野市人権教育 啓発推進体制	20
	世界人権宣言	21
	日本国憲法（抜粋）	25
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	29
	安曇野市差別撤廃人権擁護に関する条例	31
	改訂履歴	32

安曇野市人権教育・啓発推進計画

平成19年3月15日 制定

平成31年4月 第6次改訂

I 推進計画の基本目標

1 人権教育・啓発の基本目標

この推進計画は、人権教育および啓発活動を通じて、市民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題としてとらえ、人権尊重の意識や態度を身につけ、日常生活の中で人権尊重を当たり前のこととして行動していく（「いつでも、誰でも、どこでも」）ことにより、「人権を尊重し差別のない明るく住みよい安曇野市の実現」を目標とします。

一人権とは—

社会において幸福な生活を営むために必要な人間として当然にもっている固有の権利

2 人権教育・啓発についての基本方針

(1) あらゆる機会を通じての人権教育の推進

人権問題が、ますます複雑・多様化する中で人権教育を効果的かつ総合的に進めるために、家庭、地域社会、認定こども園・保育園・幼稚園、学校、企業、職場など、あらゆる場と機会を通し、なおかつ、それぞれの人権教育実施主体が担うべき役割を十分に踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化して進めていきます。

(2) 市民の主体的参加

人権教育は、内容とする事柄が人間一人ひとりの心のあり方に密接に関わる問題であることから、市民の自主性を尊重し、教育・啓発における中立性を確保しながら、市民の声・実態を踏まえて押し付けにならないよう十分な配慮のもとに推進します。一方で、多くの市民に人権教育に関心を持っていただくために、多種多様な考え方、生き方に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる学習環境づくりに努めていきます。

(3) 人権の理解から人権尊重への意識の高揚

多様な人権問題について、いろいろな場で学習が展開される中で、徐々にではありますがそれぞれの人権問題についての正しい認識が深まりつつあります。しかし、その一方で、日常生活の中には依然として人権侵害事象が根強く存在しています。学びとった正しい知識と理解を土台にして、一人ひとりが人権問題を自分自身の問題として受け止め、人権尊重の意識を自覚し、人権感覚を磨き、日常生活の中で自らの実践に結び付けていくことが重要です。そのために、広報媒体を活用した啓発活動をきめ細かく進めていきます。

(4) 自らの尊厳を認識し、お互いの多様性を尊重しあう「共に生きる心」の醸成

すべての人の人権を尊重する上で、まず、自分が人権を有する人間の一人であるという自覚が必要です。自分自身が人としての尊厳と、人として当然に持っている権利について認識し、理解することが、他の人の人権を考える上でも重要になります。自らの尊厳を常に意識した上で、「他の人も人としての尊厳を当然保有しており、尊重しなければならない」という考え方に立つことが大切です。

この考え方を基本として、一人ひとりが持つ多様性を理解し、尊重しあう「共に生きる心」の醸成を図っていきます。

(5) 多様な文化や考え方が互いに交流できる「共生社会」の実現

安曇野市にも、社会構造の変化や国際化の進展に伴い、他地域から移り住んできた人たちや外国人など、文化や考え方、生活習慣の異なる人たちが大勢生活するようになりました。また、文化や考え方、生活習慣などの違いは、年代によっても以前より顕著に感じられるようになりました。そして、このような多様な市民が、地域社会、学校、企業、職場など、日常生活のさまざまな場面でそれぞれに関わりをもちながら生活をしています。そうした中で、お互いに自己を主張し合うだけでなく、心を開いて多様な文化や考え方、生き方を十分に理解し合い、多様な価値観を受け入れ認め合って、市民一人ひとりが、共に生きる「共生社会」を実現するために、交流活動を通して教育・啓発に努めていきます。

II 人権問題の現状と課題

1 同和問題

同和問題を正しく理解し、差別の解消に向けた積極的な実践

(1) 基本認識

同和問題は、人類普遍の原理である自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる重大な社会問題であって、その早期解消を図ることは国民的課題です。国は3本の特別立法に基づいてさまざまな施策を講じ、同和地区の劣悪な生活環境の改善を始めとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されてきました。また差別の解消に向けての教育及び啓発もさまざまな形を取りながら創意工夫を生かして進められてきました。

しかし、依然として結婚問題などの差別事象を始め、戸籍の不正取得、大量差別はがき事件、差別落書き、インターネットを使った人権侵害などの差別事象が後を絶たない現実があります。これらの背景には、部落差別を助長・容認する社会意識やしくみが根強く残っている実態があり、この社会意識やしくみの変革こそが重要な課題です。

そこで国は、2016年(平成28年)^{※1}「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)を公布・施行し、部落差別解消に向けて、「現在もなお部落差別が存

在する」「部落差別は許されないもの」との認識の基に「相談体制の充実」「教育・啓発」「部落差別の実態に係る調査」を行うことを国及び地方公共団体の責務としています。これを機に国民の意識の変革を求めています。

このような認識に立ち、市民一人ひとりが、差別の現実に深く学び、自らの人権意識を高め、差別解消への意欲と実践力を培い、早期に解消できるよう家庭、地域社会、学校、企業、職場を挙げて積極的な取り組みを進めていく必要があります。

(2) 現状と課題

部落差別の解消を推進し、差別のない社会を実現するために、この法律の趣旨を広く浸透させていく必要があります。同和対策特別措置法の終了(2002年(平成14年)3月末)後、同和問題に対する人々の関心は薄くなっており、学習の機会が減少の傾向にありました。この背景には、女性や障がいのある人、高齢者に関わる問題などの人権課題に対して人々の関心が高くなってきていることや、子どもへの虐待事件など身近な人権問題が頻発するようになってきていることがあると考えられます。

部落差別の解消は、着実に進みつつあるとはいふものの、依然として様々な形での差別事象が起きている現実があります。したがって、同和問題は過去の課題ではなく、人権に関わるあらゆる問題の解決につながっていく広がりをもった現実の課題だといえます。

2 女性

男女がお互いの人権を尊重し、自らの持てる能力を発揮し、活躍できる社会の実現

(1) 基本認識

女性に関する問題は、男女平等と女性の地位向上に関わる問題と、ひとりの人間として尊重されるべき女性の人権に関わる問題の二つがあります。

男女平等と女性の地位向上に向けた取り組みは、国連が1975年(昭和50年)を「国際婦人年」として提唱し、1976年(昭和51年)からの10年を「国連婦人の10年」に設定したことを契機に女性問題に対する社会の認識が深まり、以降、1977年(昭和52年)の「国内行動計画」の策定や1985年(昭和60年)の「女性差別撤廃条約」の批准、1986年(昭和61年)の「男女雇用機会均等法」の施行、1999年(平成11年)の「男女共同参画基本法」の施行など、各種法律や制度の整備が進められてきました。そのことにより男女平等と女性の地位向上に関する人々の意識の向上は徐々に図られてきました。

しかし、依然として「男らしさ・女らしさ」や「男は仕事・女は家庭」といった社会的・文化的に作り出された固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、政策・方針決定の場への女性の参画状況も大きく改善されたとはいえません。

女性の人権尊重の問題に関しては、女性に対する暴力などの急増から、2000年（平成12年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が制定されるなど、女性の人権を守る制度の整備が図られてきました。しかし、女性に対する暴力行為や買春行為、セクシャルハラスメントなど女性に対する人権侵害事例が後を絶たず、2007年（平成19年）に改正された^{※2}「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）では、経営者がセクシャルハラスメントについて対策を講じることが義務化され、2017年（平成29年）の改正ではマタニティハラスメントの防止措置が求められました。

「男女がお互いの基本的人権を尊重し、対等な社会の一員として自らの個性や能力を発揮し、共に活躍できる男女共同参画社会」の実現のために、家庭、地域社会、学校、企業、職場を挙げて教育・啓発の徹底を図っていく必要があります。

（2）現状と課題

① 社会のあらゆる場における男女平等と女性の地位向上

- 女性の社会進出を支える家庭づくりを進めるため、家事や育児、介護を男女がともに担うよう意識啓発を充実していく必要があります。
- 豊かで住みよい地域社会を築いていくためには、男女が共に地域社会の活動に参画していく必要があります。
- 就業の場では、男女間における賃金や昇任の格差など、なお多くの問題が残されています。法律や制度の精神に沿った就業形態を実現し、女性が働き続けることのできる支援体制を整えるとともに、農林業、商工業の分野にも男女共同参画を促進していく必要があります。
- 政策・方針決定の場に、より一層女性の意見を反映させるために、女性自身の意識の高まりを図るとともに、人材の育成を図っていく必要があります。

② 女性の人権

- 夫から妻に対して行われる家庭内暴力や、言葉による虐待、給料を家計に入れないことにより苦しんでいる女性がいます。
- 意図的か否かに関わらず、男性の言動の中にセクシャルハラスメントを感じている女性がいます。
- 女性に対する性犯罪や売買春など、女性の人権を侵害する犯罪による検挙件数の増加やそれに関わった女性の低年齢化傾向が見られます。

これらの問題は、**主として女性の人権に関する男性の意識の低さに**起因するものであり、家庭、地域社会、企業、職場などあらゆる場で**男性の意識啓発に**努める必要があります。

3 子ども

子どもが基本的人権の権利主体者であるという視点に立った環境づくり

(1) 基本認識

子どもの人権については、これまでは保護や教育の対象として、権利の制限も当然なものとして取り扱われる傾向にありました。しかし、1994年（平成6年）に日本が批准した「児童の権利に関する条約」は、第12条で「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する」と明記し、すべての子どもの基本的人権を尊重するとともに、子どもの意見を十分に尊重することを求めています。

しかし、現実の子どもと家庭を取り巻く環境は、少子化のほか、核家族化や都市化の進行により大きく変化し、理不尽な犯罪の被害者にされたり、保護者による虐待、体罰、いじめ、不登校など、子どもの人権に関わる複雑多様な問題が頻発したりしています。また、県下でも子どもの性被害が看過できない状況となり、長野県では2016年（平成28年）^{※3}「長野県子どもを性被害から守るための条例」が制定されました。

このような状況のもと、安曇野市が従来大切にしてきた「社会全体での子育て支援」、「子どもの視点に立った環境づくり」、「個人の多様な生き方の尊重」の3点を基本に据えて、子どもの人権教育・啓発活動を推進していく必要があります。

(2) 現状と課題

① 子どもへの虐待

- 家庭内における子どもへの虐待に関わる児童相談所相談対応件数が年々増加しています。原因の一つとして、子育てに対して不安を抱いたり負担に感じたりしている保護者が増えていることが考えられます。
- 2000年（平成12年）に施行された^{※4}「児童虐待の防止等に関する法律」では児童虐待を①身体的虐待②性的虐待③ネグレクト④心理的虐待の4種類と定義し、2004年の法改正では、疑われる場合の通告を義務付け、2008年の改正では児童相談所の権限を強化しましたが、児童虐待が後を絶たない状況です。子どもへの虐待は、子どもの健やかな発育・発達を損ない、心身に大きな傷を残します。発見しにくいという問題があり、地域社会や学校において早期発見・早期対応のための体制作りを構築していく必要があります。

② いじめ

- いじめは命に関わる大きな問題であり、^{※5}「いじめ防止対策推進法」が2013年（平成25年）に施行されました。その中でいじめの定義が示されたことから、文部科学省が調査する認知件数は大きく増加しています。学校では依然として「いじめ問題」が発生しています。表面的には単なる遊びと見える子どもたちの言

動の中にいじめ行為が潜んでいることもあり、周囲は注意深く継続的に子どもの様態を見守り、あらゆる機会を通していじめの防止、早期発見・早期対応に努め、発見した場合は被害者の保護を最重要として対応し毅然とした態度で臨む必要があります。

- いじめ問題を解消するには、子どもが、いじめは人として許されない行為だという自覚をし、傍観やはやし立てる行為も同様に許されない行為だという認識を持つことが大切となります。教職員は、地域社会と連携し、子どもの立場に立った学校運営や開かれた学校づくりに努め、保護者もまた子どもの立場に立った家庭づくりに努めていく必要があります。

③ 不登校

子ども一人ひとりにより要因や背景は異なりますが、友達とコミュニケーションが上手に取れなかったり、身辺自立の遅れ、いじめなど、家庭や学校生活にかかわる様々な問題が引き金となったりして、不登校に陥る児童生徒がいます。不登校児童生徒の教育を受ける権利を保障するための多様な方法を検討していく必要があります。

④ 体罰

学校や施設における子どもへの体罰は、重大な人権侵害であり、懲戒に関わる権限の濫用禁止について関係者に対して研修会などを通じ十分に周知するとともに、関係者の人権意識を高めていく必要があります。

⑤ スマートフォンやインターネットの適正利用

スマートフォンやインターネットの普及は急速に低年齢化し、日常の些細なトラブルからいじめや不登校まで、スマートフォンやインターネットが関連した被害が急増しています。また有害情報の氾濫、コミュニティサイトや出会い系サイトによる性被害など、大人社会の病巣が子どもの心身に悪影響を及ぼしており、トラブルや犯罪被害を防止し安全かつ適切に利用するために、子どもの年齢や力量に合わせた、納得できるルール作りが肝要になります。

⑥ 子どもの貧困

2014年(平成26年)に^{*6}「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため貧困対策等を総合的に推進することを目的としています。

子どもの貧困の実態調査や貧困解消のための学習支援・子ども食堂など家庭や学校に代わる第3の居場所づくりなどについては、各行政機関や民間との連携の必要があります。

4 高齢者

高齢者に対する理解を深め、高齢者が生きがいをもって安心して暮らせる社会の実現

(1) 基本認識

高齢化が急速に進展する中で、社会を明るく活力に満ちたものにするためには、高齢者が健康で生き生きと生活できることはもとより、長年培ってきた知識や経験をいかして、社会的な活動や企業活動に積極的に参加することが必要です。そのためには、高齢者自身の姿勢や取り組みに加えて、若い人を始めとする周囲の人々の高齢者に対する誤った先入観や固定観念を払拭し、高齢者一人ひとりがこれまで以上に個人として尊重されることが重要です。

また、高齢者の介護については、当事者は勿論社会全体にとっても大きな問題です。介護を必要とする状態になっても、高齢者の人権が尊重されていくことが重要です。介護に疲れた家族や養介護施設における高齢者への虐待は外部が気づきにくく、発見が遅れる事案が数多く発生しました。このような状況の中、2006年（平成18年）^{*7}「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行されました。養介護者の負担軽減を図るとともに、高齢者の尊厳を妨げる虐待の防止を図る必要があります。

(2) 現状と課題

① 高齢者への偏見

高齢者に対しては「汚い・遅い・暗い・非生産的」など否定的な印象を持つ傾向が見られます。こうした見方は、高齢者の社会参加を妨げたり、高齢者に対する不当な差別や虐待につながったりする恐れがあります。加齢に伴う人間の変化について正しく理解し、高齢者を一人の人間として尊重する風潮を醸成していく必要があります。

② 高齢者の活躍の場

「長い間苦勞してきたのだから気楽に余生を楽しむのがよい。」といった考え方が、高齢者の生きがいを失う原因になっていることがあります。地域社会や企業が高齢者一人ひとりの健康の状態に応じ、長年培ってきた知恵や経験をいかす場を作り出していく必要があります。

③ 高齢者の介護

- 家族だけで、女性だけで、あるいは誰の世話にもならないといった頑なな考えで介護の問題を解決しようとしてきたことが、多くの人権侵害や悲劇を生む原因となっています。介護の社会化が進む中で、積極的に種々の介護サービスの活用や地域の人々の理解や支援により負担の軽減を図る風潮を醸成していく必要があります。

- 高齢者介護の現場では、要介護者の人格やプライバシーが傷つけられるような処遇や、本人の意思を無視または軽視した処遇がなされないように、介護に携わる人々の研修を充実していく必要があります。

④ 認知症高齢者の権利擁護

認知症の高齢者の増加に伴い、財産管理や遺産相続をめぐる争いが全国的に発生し、高齢者の人権が侵害されている中、成年後見制度など新たな制度が整備されてきました。これらの制度について理解を深め、有効に活用するための学習の充実を図っていく必要があります。

5 障がいのある人

障がいのある人や障がいに対する理解を深め、一人ひとりが輝く社会の実現

(1) 基本認識

「完全参加と平等」をテーマとした1981年（昭和56年）「国際障害者年」を契機として、障がいのある人も、障がいのない人も「すべて人間としてお互いに尊重しあい、普通（ノーマル）の生活を送るために、共に暮らし共に生きる社会こそ正常な社会である」というノーマライゼーションの理念が徐々に定着してきています。障害者基本法第3条の2項では「すべて障害者は、個人の尊厳が重んじられ、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものである。」と規定していますが、現実には、今も障がいのある人の社会参加を妨げている種々の障壁が横たわっています。

障がいのある人が社会の中で日常の生活を送るためには、生活を送りにくくしているそれらの障壁をできる限り取り去っていくことが必要です。そこで、障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくることを目指し、2016年（平成28年）に^{※8}「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。その中では、「不当な差別的な取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を義務付けています。今後さらに、ノーマライゼーション理念とソーシャルインクルージョン^(注)理念に基づき、様々な心身の障がいを正しく理解し、必要な配慮を行っていくことにより、誰をも排除しない共生社会の実現を図っていくことが重要です。（注：ソーシャルインクルージョンとは：「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活実現につなげるよう、社会の呼応成員として包み支え合う」こと。（厚生労働省の定義）

(2) 現状と課題

① 障がいのある人への偏見や差別

障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為、過度な負担ではないにもかかわらず障がい者の権利の確保のために必要な調整等を行わないことは不当な差別的扱いです。また、障がいのある人を好奇の目で見たり、物を尋ねる際に直接本人ではなく介護者に尋ねたりするなど、障がいのある人に対する偏見や差別があります。

働くことや趣味やスポーツなど障がいのある人と障がいのない人との交流の機会を増やし、障がいそのものや障がいのある人に対する正しい理解と認識をいっそう深めていく必要があります。

② 自立と社会参加の促進

○ 歩道と車道の段差、スロープやエレベーターのない公共施設、トイレの不備などの物理的な障壁、入学、就職、資格取得などの際の制度的な障壁、情報伝達上の障壁など、障がいのある人の自立と社会参加を妨げる多くの障壁があります。

こうした障壁を除去していくために、障がいのある人の立場に立って考えることのできる感性を高めていく必要があります。

○ 障がいのある人は、障がいのない人の及ばないような能力を発揮することが認められます。地域社会や企業では、障がいのある人がもっている優れた能力をいかすための方法や場について研究を深めていく必要があります。

③ 不適切な用語

障がいのある人の心を直接的にあるいは間接的に傷つける不適切な言葉が、日常生活の中で平気で使われている現実があり見直しを図っていく必要があります。

④ 外見では分かりにくい障がい

障がいの種類や程度は多種多様で、中には難病や内部疾患、発達障がいなどのように外見からは分かりにくい障がいのある人がいます。外見からは分かりにくく、理解されにくいために障がい者施設や設備を利用できないことがあります。心臓機能障がいがある人は、電磁波などの影響によるペースメーカーの誤作動を心配しています。このように周りから理解されず、配慮を受けられないで困ったり苦しんだりしている人がいることを知り、それぞれに必要な配慮を理解し暮らしやすい地域社会を一緒につくっていくことが大切です。

6 外国人

国籍や人種の違いを超えて、お互いの文化や価値観を尊重する意識の醸成

(1) 基本認識

世界の国々は、相互に依存関係を深めており、われわれの地域も世界との密接な関係

の中で成り立っています。一人ひとりが、自らの地域や母国のことだけでなく、地球全体のことを考え、行動していかなければならない時代を迎えています。そのため、諸外国の多様な文化や価値観、宗教観を受け入れ、尊重し、国籍や人種の違いを超えてすべての人々が相互に理解を深め、人権が尊重される共生社会の実現を図っていく必要があります。

しかし、現実にはわが国の歴史的経緯に由来する在日韓国人・朝鮮人をめぐる諸問題をはじめ、外国人に対する就労差別や給与不払い、入居・入店拒否、日常生活の中での自由な行動に対する束縛、言葉が通じないため医師に病状を正確に伝えられないことなど、様々な人権問題が発生しています。これらの背景には、島国というわが国の地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史に加え、他国の言語、宗教、習慣への理解不足による外国人への偏見や差別意識があると考えられます。

人々を排斥する差別的言動は人としての尊厳を傷つけ差別意識を生じさせることになりかねず、2016年（平成28年）に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」^{※9}（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。歴史や文化の違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築くことが重要です。

外国人と日本人が地域の住民として共に生きる開かれた地域社会を実現するためには、外国の歴史や文化を正しく認識し、尊重するとともに、広く市民の間にも多元的な文化や多様性を容認する「共に生きる心」を醸成することが求められています。

（2）現状と課題

① 国際化の進む社会の変化に対する理解

- 安曇野市に暮らす外国人は1,285人（平成31年1月1日現在）です。これらの人々の約半数が就労目的で、その他は結婚、家族との同居によるものです。2018年（平成30年）^{※10}「出入国管理及び難民認定法」（出入国管理法）が改定され、外国人労働者の受け入れの拡大が予想されますので、今後、安曇野市の外国人住民も増加すると思われます。これらの外国人が、言葉や生活習慣や文化も違う慣れない環境のもとで生活している現状に目を向け、理解を深める必要があります。
- 外国人との共生社会は、新たな社会問題を生み出してもいます。お互いの誤解から問題が広がるケースが多々ありますが、その根底にある偏見や差別意識をなくしていくことが問題解決への第一歩となります。

② 多文化の理解

日本人も外国人も、相互に相手の文化や価値観に対する理解を深めなくてはなりません。そのために必要な交流の機会が極めて少ないのが現状です。外国人支援団体との連携を深めながら、お互いが気楽に交流し合える機会をより多く設定し、市民の積極的参加を図りながら理解を深めていく必要があります。

③ 生活や教育への支援

- 日常生活の中で言語や生活習慣の違いなどから、外国人が多くの困難に直面していることはあまり知られていません。その事実を知り、また、困難解消のために支援活動を行っている民間団体などの活動実態を知ることを通して、地域の隣人として支えていこうとする風潮を醸成していく必要があります。
- 外国籍の児童生徒の教育については、市内の幾つかの小学校に日本語教室を設置するなど、日本語の学習や心のケアなどの支援に努めていますが、まだ十分とは言えない状況にあります。また、日本語を話せるようになりたいという外国人を対象に、市内4か所において日本語教室を開催し、ボランティアスタッフが無料で教えています。今後の日本語教室の指導内容や方法、運営について各機関の連携が必要となります。
- 子どもたちは、日本語の習得が早く、日本での生活へ比較的容易に順応できる反面、母国語や母国の歴史・文化等についての教育ができないことに対する不安が保護者や関係者の中で広がっており、対策が望まれます。

7 様々な人権課題

(1) アイヌの人々

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、現在でもアイヌ語を始めとする独自の文化や伝統を有しています。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準は、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施などにより着実に向上してきてはいるものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々との格差が認められるほか、結婚や就職における偏見や差別の問題が残っています。

我が国にこのような問題が存在することをきちんと認識し、アイヌの人々の民族としての歴史・文化・伝統及び現状に関する理解を深めることは、人権尊重の意識の高揚を図る上でも必要となります。

(2) HIV感染者・ハンセン病患者等

① HIV感染者

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる後天性免疫不全症候群のことをエイズ(AIDS)と呼んでいます。エイズは、1981年(昭和56年)にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状況にあります。我が国でも、1985年(昭和60年)

に最初の患者が発見され、国民の身近な問題として注目されるようになりました。

エイズ患者やH I V感染者に対しては、正しい知識や理解不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできました。このことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断検診、就職拒否や職場解雇、アパートの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れています。

H I V感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものではないことから、正しい知識に基づいて通常に生活する限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発により発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきています。

② ハンセン病患者・元患者

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性はきわめて低く、発病した場合であっても、現在では治療法が確立し完治する疾患であり、遺伝病でないことも判明しています。

しかし、我が国では発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、1907年（明治40年）に法律「らい予防ニ関スル件」が制定されて以来、施設入所を強制する隔離政策が採られてきました。1996年（平成8年）に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく隔離政策は終結することになりましたが、長年続いた隔離政策はらい病患者および病気が完治した元患者に対する偏見と差別意識を助長することになりました。多くの患者は家族や親族との関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなどの状況が現在も続き、2001年（平成13年）にハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める判決が下された後も、熊本県のホテルにおける元患者に対する宿泊拒否問題が明らかになるなど、今もって偏見や差別意識は払拭されず社会復帰が困難な状況にあります。

H I V感染者・ハンセン病患者に関わる問題は、無知が招いた問題ともいえ、事実を正しく認識した上で、基本的人権尊重の観点からすべての人々の命の尊さや生存することの大切さを広く市民に伝え、エイズ患者やH I V感染者・ハンセン病患者や元患者との共存・共生に関する理解を深めていく必要があります。

(3) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更生への意欲がある場合でも、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり就職に際しての差別や住居の確保の困難など、社会復帰を目指す人にとって現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家庭、地域社会、企業、職

場など、周囲の人々の理解と協力が欠かせません。したがって、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を積極的に進めていく必要があります。

(4) 犯罪被害者等

近年、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっています。

犯罪被害者等の権利の保護に関しては、2000年(平成12年)に「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」(犯罪被害者保護法)の制定、「刑事訴訟法」や「検察審査会法」、「少年法の改正」など一連の法的措置によって、司法手続きにおける改善が図られたほか、2001年(平成13年)には「犯罪被害者等給付金支給法」が改正されたところであり、こうした制度の適切な運用が求められています。

また、犯罪被害者等をめぐる問題としては、マスメディアによる行き過ぎた報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による平穏な私生活の侵害が挙げられます。犯罪被害者は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることは困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提起およびその追行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくありません。

こうした動向を踏まえ、マスメディアの自主的な取り組みを喚起するなど、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進していく必要があります。そこで2005年(平成17年)には犯罪被害者等の権利や利益の保護を図る^{*11}「犯罪被害者等基本法」が施行されました。

(5) インターネットによる人権侵害

インターネットには、電子メールのような特定の人同士の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的情報の受発信があります。いずれも発信者には匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載、犯罪被害者についての無責任なうわさ話などによる人権に関わる問題が発生しています。

憲法の保障する表現の自由に十分配慮すべきことは当然ですが、一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合は、プロバイダーに対して当該情報の停止・削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応を図っています。こうした動向を踏まえ、以下の取り

組みを積極的に推進していくことが必要です。

① 一般のインターネット利用者やプロバイダーなどに対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることが肝要であり、そのために広く市民に対して啓発活動を推進する必要があります。

② 青少年のスマートフォンやタブレット端末の利用は増大しており、2018年（平成30年）には^{※12}「青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（インターネット環境整備法）が改正されました。トラブルや犯罪被害を防止し安全かつ適切に利用するために、今後一層フィルタリングの普及と適正利用の推進を図る必要があります。また、家庭では適切なルール作りが肝要になります。

学校においては、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育を充実していく必要があります。

（6）性的指向

性的指向とは、性的意識の対象が異性、同性又は両性のいずれに向かうかを示す概念のことで、具体的には、異性愛、同性愛、両性愛を指します。

性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では不当なことであるという認識が広がっていますが、特に同性愛者については、いまだに偏見や差別を受けているのが現状であり、その人権擁護に資する啓発活動を行っていく必要があります。

（7）ホームレス

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされ、健康で文化的な生活を送ることができない人々が存在し、地域社会との軋轢が生じるなど、ホームレス問題は大きな社会問題となっています。また、ホームレスに対する嫌がらせや暴力事件といった人権侵害の問題も発生しています。このような状況において、ホームレスの自立を積極的に促すとともに、地域社会におけるホームレスに関する問題解決を図ることを目的として、平成15年7月「ホームレスの自立支援に関する基本方針」が策定されました。実情を認識し、この問題にどのように対処すべきかを考えることは、人権感覚を高める上でも大切なことです。

（8）性同一性障がい

性同一性障がいとは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障をきたす状態をいいます。平成16年7月には、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されました。この法律により、性同一性障がい者であって一定の条件を満たすものについては、性別の取扱いの変更について審判を受けることができるようになりました。しかし、性同一性障がい

者に対する偏見や差別は依然として残っており、これらをなくす努力をしていく必要があります。

(9) 拉致問題

長野県人権政策推進基本方針にも示されているとおり、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006年(平成18年)「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

拉致問題は、人間の尊厳、人権及び基本的自由の重大かつ明白な侵害です。この拉致問題を早期に解決していくために啓発を行っていく必要があります。

(10) 中国帰国者

国策として進められた「満蒙開拓団」や「満蒙開拓青少年義勇軍」に長野県は全国最大規模の移民を送りだしました。その歴史を知るとともに、中国帰国者や家族が抱える人権問題について理解することが大切です。

Ⅲ あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

1 家庭における人権教育・啓発の推進

家庭は、社会を構成する基本的な単位であり、子どもが豊かな情操や生命を大切にす
る心、善悪の判断など人間形成の基礎を培う上で重要な役割を担っています。それと
ともに、大人にとっても愛情と信頼の絆で結ばれた家庭づくりを通して、人としての望ま
しい生き方を学ぶ場でもあります。しかし、近年、家庭内暴力や虐待といった憂慮す
べき事象が後を絶ちません。これらはすべて重大な人権侵害につながるものです。プライ
バシー保護の立場から、家庭の内情に立ち入ることの難しさもありますが、最も身近な
存在である家族の人権を尊重し合うことの重要性を、地域社会活動、学校教育、P T A
活動などあらゆる機会をとらえて訴えかけるとともに、人権感覚が身につくような家庭
教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めていきます。

2 地域社会における人権教育・啓発の推進

市民一人ひとりが広い視野に立ち、さまざまな学習機会を通して人権問題を正しく理
解するとともに、学習者が人権に関する知識習得だけに終わることなく、人権問題を自
らの課題として受け止め、人権尊重の精神を日常生活の中で具現化していくことが重要
です。そのために、地域における人権教育で大きな役割を担う公民館や民間諸団体が実
施する講座、地域住民の相互理解を深める交流活動などについて、地域人権教育推進協
議会が中心となり、次の点に配慮しながら支援しその充実を図っていきます。

(1) 地域の実情に則した人権教育の推進

合併以前の5町村には、それぞれに地域の実情に則した独自の方法で人権教育に取り組み成果をあげてきた歴史があります。合併後も学習内容、学習形態を画一的に統一せず、各地域の実情を踏まえた実践を積み重ねてきました。今後も独自性を生かしつつ共通性を図り互いにその成果に学びより一層の充実を図っていきます。

(2) 人権擁護委員会、民生児童委員会、社会福祉協議会などとの連携

地域の実情に則した人権教育実践のために、地域の実情に詳しい人権擁護委員、民生児童委員、社会福祉協議会その他関係機関との連携を図りながら進めていきます。

(3) 学習講座や交流活動への支援

公民館や民間諸団体が行う学習講座や交流活動については、開催計画の立案や講師の派遣・紹介について支援し、活発な活動が展開できるよう進めていきます。そのために、人権教育指導員設置規則に基づく指導員を確保し、研修を積み要請に応えていきます。

(4) 日常生活の中で市民の人権意識の高揚を図る人権リーダーの養成のために、社会教育関係者および諸団体の代表者を対象にした研修講座を開催していきます。

(5) 人権尊重の理念の普及と人間性豊かな地域文化の発展のために、人権に関する研究資料、学習教材の開発に努めていきます。

3 就学前教育・学校教育における人権教育・啓発の推進

人間形成の基礎が培われ、人権感覚の芽生えが始まる幼児期から小学校、中学校と発達段階に即し、家庭や地域との連携を深めながら、全市の認定こども園・保育園・幼稚園、小・中学校が一貫した指導方針に基づき、「自らの権利行使に伴う責任を自覚し、互いの人権を尊重し合う『共に生きる心』を醸成する」、「人権尊重の意義および様々な人権問題についての正しい理解と認識を深める」、「人権問題を自らの課題として解決し人権を尊重する社会を築いていく意欲と実践力を高める」の3点を目標として、次の点に留意しながら学校人権教育推進協議会が中心となり効果的な推進を図っていきます。

(1) 幼保・小・中の発達段階に即した教育内容を精選し、一貫した人権教育指導カリキュラムのもとで推進していきます。

(2) 認定こども園・保育園・幼稚園、小・中学校が連携し、互いの実践に学び、より効果的な指導のあり方についての研究を深めながら推進していきます。

(3) 人権に関わる学校の取り組みを地域社会に公開して学校への理解を図ります。さらに子ども達が学んだ事柄を日常生活の中でいかし実践する力を高めるために、学校と家庭・地域社会が連携を深め啓発活動を推進していきます。

4 企業・職場などにおける人権教育・啓発の推進

企業は、経済のグローバル化、高度情報化、少子高齢化、地球環境保全問題など、社

会や経済情勢の急激な変化の中で、公正な採用選考、セクシャルハラスメント、介護や育児のための休暇、パワーハラスメント、個人情報保護など、人権に関わる多くの問題への適切な対応を求められています。企業の社会的責任の立場から対応の如何によっては企業の存続にも係わる重要な問題となっています。

安曇野市では、企業経営者や従業員一人ひとりがこれらの問題の本質を正しく理解し、人権意識の高揚を図り、人権が尊重される明るい企業づくりを進めるために、企業人権教育推進協議会が中心となり、次のような取り組みをしていきます。

(1) 指導者研修

各企業が企業内人権教育を実施するために、その推進者となる人材の育成と研修の場を提供し、主体的な取り組みを支援していきます。

(2) 情報の収集と提供

企業人権に係わる実践や多様な情報を収集し提供していきます。

(3) 協議会への加入促進

人権問題に関心をもち、主体的に人権教育に取り組む企業が1社でも多くなるよう、広報活動をとおして企業人権教育推進協議会への加入を促進していきます。

5 人権に関わりの深い特定の職業従事者に対する研修など

人権教育の推進に当たっては、すべての人々を対象に取り組みを進める必要がありますが、とりわけ人権に関わりの深い特定の職業従事者に対して、人権教育に関する取り組みを積極的に進めていく必要があります。

(1) 市職員

市職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する公務員であり、基本的な人権の尊重を基本とし公平で公正な行政施策を推進する義務があります。直接住民と触れ合うことの多い職員はもとより、職員一人ひとりが確かな人権感覚を身につける必要があります。そのために職員研修を通じて人権感覚を高めることを目指し計画的に人権教育を実施していきます。

(2) 保育・学校（教育）関係職員

教職員は、幼・少・青年期という重要な人格形成期に、教育活動を通して子どもに接することにより、人権尊重の精神形成に大きな影響を与える職業です。そのため、県では様々な研修を実施しています。市では教職員が自らの人権感覚を一層磨き、自らも人権を尊重する社会を築いていく意欲と実践力を高めるための全教職員を対象とした研修を実施していきます。

(3) 保健福祉関係者

社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員、民生児童委員、ホームヘルパー、保健師などの保健福祉関係事業に従事する者は、高齢者や障がいのある人をはじめ、様々な

人々の生活相談や身体介護等に直接携わっていることから、人格の尊重、秘密の保持等、常に人権を基本とした行動が求められます。このため、保健福祉関係に従事するすべての人々の人権意識の高揚を図るための研修を依頼していきます。

(4) 医療関係者

医師をはじめとする医療関係者は、業務の遂行に当たって、患者や要介護者の人権を尊重するとともに、プライバシーへの配慮や病歴、診療情報の保護に努めるなど人権意識に根ざした行動が求められています。このため、患者や要介護者の人権の重要性を認識し、常に適切な配慮やインフォームド・コンセント（十分な説明・理解・合意・選択）の確立が図られるよう、医療施設や医療従事者団体等における人権教育の推進を依頼していきます。

(5) 消防・救急関係職員

消防職員は、人命に関わる職務が多く、人権に配慮した行動が求められます。

消防職員に対する人権教育は、県消防学校の研修で実施されていますが、その重要性を認識してそれぞれの消防活動において適切な対応ができるよう、職場における人権教育の推進を依頼していきます。

IV 人権教育の効果的な推進

1 人材の育成

人権教育・啓発を効果的に推進するために、様々な人権課題に関する正しい理解と認識を備えたうえで、市民の身近なところで活動できる人材が必要になります。そのために、地域における日常生活の中で人権意識の高揚を図るリーダー的な人材の養成に努めていきます。

2 資料・文献・学習教材の整備

人権に関する資料・文献・学習教材は、効果的な人権教育・啓発を推進する上で不可欠なものであり、その整備充実と有効活用を図ることが肝要です。

- (1) 生涯学習課が保有する資料・文献・学習教材についての一覧表を作成し、人権教育実施主体や市民が活用しやすいシステムを作っていきます。
- (2) 人権に係わる国内外の情勢は時の経過とともに変遷するものであり、時代の流れを反映した新たな文献や資料の収集整備に努めていきます。
- (3) 人権尊重作文集～kiseki～などを人権学習教材として作成・整備し、情報を提供していきます。

V 計画の推進

1 推進体制について

この計画に沿った具体的な人権教育・啓発の推進に当たっては、教育委員会教育部生涯学習課、総務部人権男女共同参画課を中心に、関係各課および関係諸機関との密接な連携のもとに進めていきます。

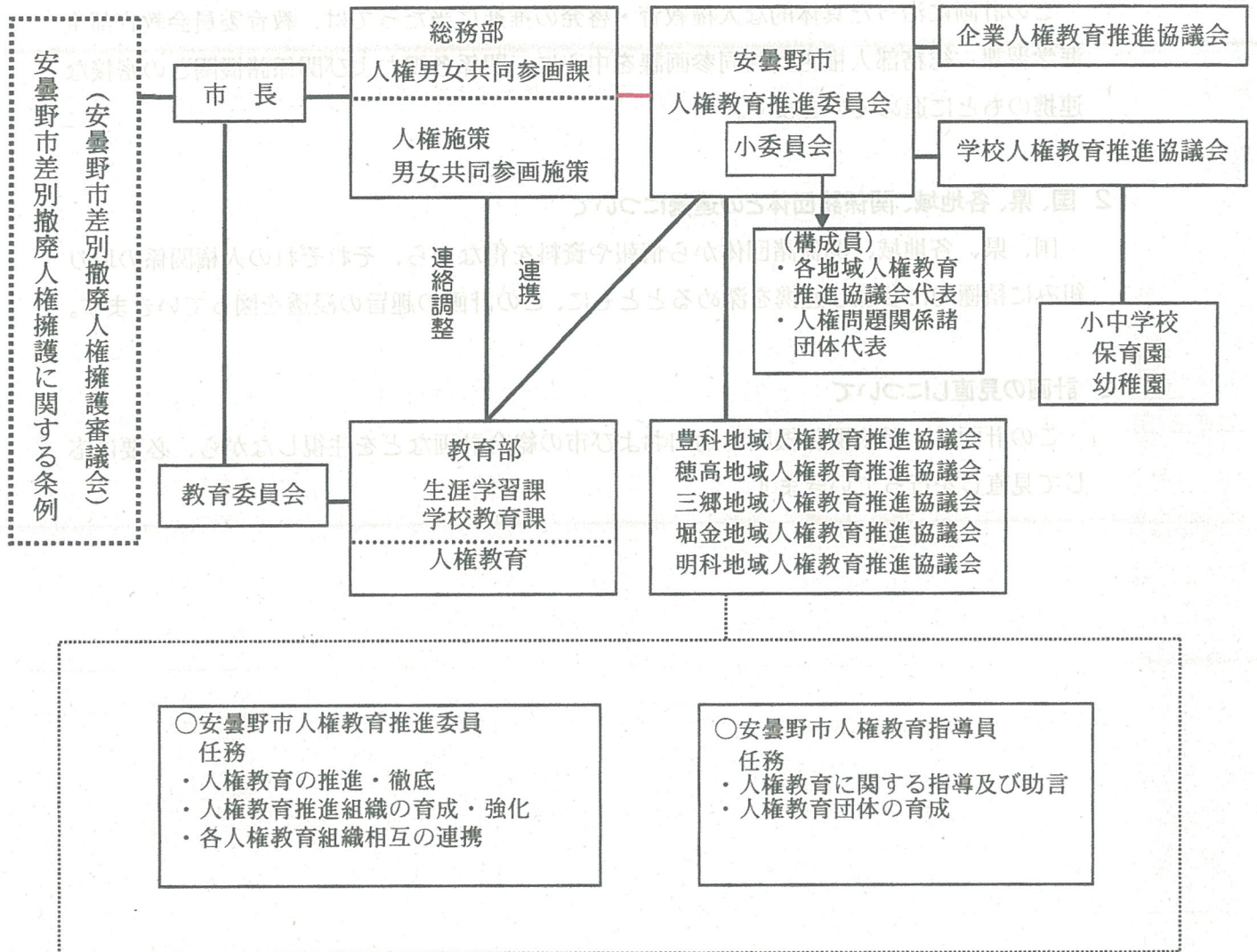
2 国、県、各地域、関係諸団体との連携について

国、県、各地域、関係諸団体から情報や資料を得ながら、それぞれの人権関係の取り組みに積極的に参加し連携を深めるとともに、この計画の趣旨の浸透を図っていきます。

3 計画の見直しについて

この計画は、県や関係機関の動向および市の総合計画などを注視しながら、必要に応じて見直しを行っていきます。

VI 資料 安曇野市人権教育・啓発推進体制



○基本的な考え方

- 1 多様な人権課題に幅広く対応する。
- 2 学校、地域社会、家庭、企業・職場が一体となって、地域の実情を踏まえ、住民が主体となった地域ぐるみの人権教育推進を目指す。
- 3 学習内容や手法を創意工夫し、住民の積極的参画・参加による学習会を企画し運営する。
- 4 住民と共に活動する人権教育推進委員、人権教育指導員などのリーダーの育成と資質の向上を図る。

○総務部 人権男女共同参画課

- 1 人権擁護団体の育成
- 2 法務局や人権擁護委員などと連携しての、人権に関する啓発
- 3 相談活動の支援
- 4 男女共同参画の推進・男女共同参画システムの充実

○教育部 生涯学習課

- 1 教育・啓発の推進
- 2 安曇野市人権教育推進基本方針
- 3 安曇野市人権教育推進協議会組織運営と体制づくり

世界人権宣言

— 前 文 —

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論および信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由の尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位またはこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱い若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たっては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保証を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍を持つ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ

家族をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有

する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保証を受ける権利を有する。
- 2 母と子は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべて児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抜粋）

—前文—

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いずれの国家も、自国のことのみで専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信じる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

第三章 国民の権利および義務

第十条【日本国民の要件】

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条【基本的人権の享有と性質】

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二条【自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任】

この憲法が国民に保障する自由および権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

第十三条【個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条【法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の限界】

- 1 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条【公務員の選定罷免権、公務員の性質、普通選挙と秘密投票の保証】

公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- 2 すべての公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない。

第十六条【請願権】

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条【国及び公共団体の賠償責任】

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第十八条【奴隷的拘束及び苦役からの自由】

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条【思想および良心の自由】

思想および良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条【信教の自由、国の宗教活動の禁止】

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権利を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条【集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密】

集会、結社および言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条【居住・移転・職業選択の自由、外国居住・国籍離脱の自由】

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条【学問の自由】

学問の自由は、これを保障する。

第二十四条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】

- 1 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊重と両性の本質的平均等に立脚して制定されなければならない。

第二十五条【生存権、国の生存権保障義務】

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努

めなければならない。

第二十六条【教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償】

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条【労働の権利・義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止】

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の労働条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条【労働者の団結権・団体交渉権その他団体行動権】

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条【財産権の保証】

- 1 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律（民法第一編）でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。

第三十条【納税の義務】

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。

第三十一条【法定手続きの保証】

何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条【裁判を受ける権利】

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。

第三十三条【逮捕に対する保障】

何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十四条【抑留・拘禁に対する保証】

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ、抑留または拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十五条【住居侵入・搜索・押収に対する保障】

何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基づいて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

- 2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行う。

第三十六条【拷問および残虐な刑罰の禁止】

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十七条【刑事被告人の諸権利】

すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

- 2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与えられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。
- 3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第三十八条【不利益な供述の強要禁止、自白の証拠能力】

- 1 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。
- 2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
- 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十九条【刑罰法規の不遡及、二重刑罰の禁止】

何人も、実行のときに適法であった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない。

第四十条【刑事補償】

何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の判決を受けたときは、法律の定めたところにより、国にその補償を求めることができる。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000年(平成12年)12月6日・法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議

(衆議院、2000年11月15日)

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 3 「人権の21世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議

(参議院、2000年11月28日)

政府は、「人権の21世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組みに努めること。

右決議する

○安曇野市差別撤廃人権擁護に関する条例

平成17年10月1日

条例第117号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有と法の下での平等を保障する日本国憲法と「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とした世界人権宣言の理念にのっとり、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、すべての市民の人権の擁護を図り、もって差別のない明るく住みよい安曇野市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するために、行政のすべての分野において必要な施策を推進し、市民一人ひとりの人権意識の高揚に努めなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、差別撤廃と人権の擁護に関する市の施策に協力するとともに、自らも人権を侵害する行為をしないよう努めなければならない。

(教育及び啓発活動の充実)

第4条 市は、市民の人権意識の高揚を図り、差別を許さず人権を擁護する社会的環境を醸成するため、人権教育及び啓発活動の充実に努めなければならない。

(調査研究等の実施)

第5条 市は、第1条の目的を達成するための施策の推進に関し、必要に応じ、調査研究等を行うよう努めなければならない。

(推進体制の充実)

第6条 市は、差別撤廃と人権の擁護に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、国、県及び関係諸団体と連携し、推進体制の充実に努めなければならない。

(差別撤廃人権擁護審議会)

第7条 市長の諮問に応じ、差別撤廃と人権の擁護に関する重要な事項を調査審議するため、安曇野市差別撤廃人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

○ 改訂履歴

改訂期日	主な改訂内容
【第1次改訂】 平成22年5月	<p>平成22年度</p> <p>VI 資料 安曇野市人権教育・啓発推進体制図の改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小委員会を安曇野市人権教育推進委員会の枠の中に表記 ・ 「人権問題関係諸団体」を「人権関係諸問題」と改訂 ・ 「子どもの問題」以下を「様々な人権に関する問題」と表記 ・ 字句訂正等の軽微な変更
【第2次改訂】 平成23年5月	<p>平成23年度</p> <p>II 人権問題の現状と課題 7 様々な人権に関する問題 に「(9) 拉致に関する問題」を追加</p>
【第3次改訂】 平成24年5月	<p>平成24年度</p> <p>I 推進計画の基本目標 2 人権教育・啓発についての基本方針</p> <p>(1) あらゆる機会を通じての人権教育の推進 に「幼稚園・保育園」の文言を追加</p>
【第4次改訂】 平成25年5月	<p>平成25年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文言の修正 <p>「障害」を「障がい」と表記</p>
【第5次改訂】 平成27年3月	<p>平成26年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「～等」を内容に合わせて「～など」、「～といった」に表記 ・ 年号の表記を「1977年（昭和52年）」の形に統一 ・ 「外国人登録者数」を「外国人住民」と表記 ・ 人数を平成26年10月1日現在の数値に改め、「一時期に比べ減少しています」の文言を追加 ・ 組織改編に伴い、「教育委員会社会教育課」を「教育部生涯学習課」 ・ 「人権・男女共同参画課」を「総務部人権男女共同参画課」と表記 ・ 17ページ IV 資料 安曇野市人権教育・啓発推進体制図を現状に合わせて表記
【第6次改訂】 平成31年4月	<p>平成31年度</p> <p>現況及び法律改正・制定等に伴う加除修正 下記の法律等を新たに加筆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P2 II-1-(1) ※1「部落差別の解消の推進に関する法律」 ・ P4 II-2-(1) ※2「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」 ・ P5 II-3-(1) ※3「長野県子どもを性被害から守るための条例」 ・ P5 II-3-(2) ①※4「児童虐待の防止等に関する法律」 ・ P6 II-3-(2) ②※5「いじめ防止対策推進法」 ・ P6 II-3-(2) ⑥※6「子どもの貧困対策の推進に関する法律」 ・ P7 II-4-(1) ※7「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」 ・ P8 II-5-(1) ※8「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 ・ P10 II-6-(1) ※9「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」 ・ P10 II-6-(2) ※10「出入国管理及び難民認定法」 ・ P13 II-7-(4) ※11「犯罪被害者等基本法」 ・ P13 II-7-(5) ※12「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」

議案第2号	教育部 文化課
平成31年4月24日提出	(課長) 那須野雅好 (担当係長) 山下泰永

タイトル	<p>任期満了に伴う安曇野市文化財調査委員の委嘱について</p> <p>-----</p> <p>安曇野市文化財調査員の委嘱に係る協議</p>
要旨	<p>平成31年4月30日で任期満了となる安曇野市文化財調査員を委嘱する。</p> <p>【安曇野市文化財保護条例抜粋】</p> <p>(調査委員会)</p> <p>第13条 教育委員会は、文化財の適正な把握を目的として安曇野市文化財調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置くことができる。</p> <p>調査委員会の組織と運営については別に定める。</p> <p>【安曇野市文化財調査委員会設置要綱抜粋】</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 委員会は、文化財の把握と保全のため、市内に存在する文化財について調査を行う。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>委員は、文化財に関して優れた識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
説明	<p>1 任期 2年 令和元年5月1日～令和3年4月30日</p> <p>2 交付日 令和元年5月1日</p> <p>3 調査員名簿(案) ……資料1のとおり(全員再任)</p>

資料 1

安曇野市文化財調査委員会 委員名簿(案)

任期 令和元年5月1日～令和3年4月30日

	地域	氏名		備考
1	豊科	西牧 尚人	再任	専門：地域史 無形民俗文化財
2	豊科	古川 幸男	再任	博物館友の会 専門：古代史
3	穂高	伊藤 信一	再任	古文書調査員 専門：近世史 古文書
4	穂高	高松 伸幸	再任	案内人倶楽部 専門：民俗、地域史
5	三郷	小穴 金三郎	再任	貞享義民記念館職員・郷土研究会 専門：郷土史（考古学・城館址）
6	三郷	降旗 政人	再任	三郷村誌Ⅱ村落史編纂委員 専門：地域史
7	堀金	久津間 茂	再任	専門：地域史
8	堀金	山口 裕	再任	専門：古文書、民俗
9	明科	池上 勝三	再任	専門：地域史
10	明科	宝 喜吉	新規	案内人倶楽部 専門：地域史、民俗

議案第3号	教育部 各課
平成31年4月24日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	生涯学習課 共催 1件、後援 2件 文化課 後援 3件 (詳細 別紙)
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義)</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>(教育長の専決範囲)</p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)</p>	

教育部生涯学習課 共催・後援台帳(平成31年度4月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	承認理由	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H30	H29	H28	所管課意見
1	H31.4.2	スポーツ推進担当	第21回安曇野市穂高地域ゴルフ大会	安曇野市穂高地域ゴルフクラブ 大会実行委員長 満田 男	安曇野市穂高地域ゴルフクラブ	共催	市の協力のもと広く周知し参加者を募る	4月2日	平成31年(2019年)6月19日(水)	-	-	月 日	あづみ野クラブ	市内のゴルフ愛好者が同一に会し、健康向上及び交友関係の向上、技術向上を計る	競技方法:18ホールストロークプレー(新ベリア方式) 参加人数:160名(40組) 参加料:1人2,000円 プレー代:1人10,850円	○	○		基準第3条第2項より可
3	H31.4.3	社会教育担当	2019"世界にやさしい安曇野へ"日本語deスピーチ大会&多文化共生クイズ	丸山 枝	あづみの国際ネットワーク(AIN)	後援	市民が参加しやすく、効果的に市民へ安曇野市の多様な特性や多文化共生に関する情報を紹介するため	4月3日	平成31年(2019年)8月4日(日)	-	-	月 日	安曇野市役所4階大会議室	外国籍住民及び日本人住民から、安曇野市で生活してからの印象や異文化交流体験を、日本語でスピーチしていただきます。併せて、会場全体で「多文化共生クイズ」を行い、お互いの理解を深めます。市民一人一人の意識が変わることにより、多文化共生につながることを目的とします。	日本語deスピーチ 多文化共生クイズ	-	-		基準第3条第2項より可
4	H31.4.4	社会教育担当	多文化共生ポランテア初めの一步～「安曇野・日本語交流員」養成講座	丸山 枝	あづみの国際ネットワーク(AIN)	後援	市民が参加しやすく、効果的に市民へ安曇野市の多様な特性や多文化共生に関する活動情報を提供し、推進できる人材を養成するため	4月3日	平成31年(2019年)11月10日(日)～平成32年(2020年)1月12日(日)	-	-	月 日	豊科交流学習センター「きぼう」	多文化共生に関心をもちながら、活動する機会のない市民を具体的な活動につなげるポランテアとしてモテペペーションを採りながら活動を継続できる工夫と環境づくりのきっかけとします。日本語を母語としない市民に日本語教育人材に共通して求められる基本的な資質・能力を身につけて日本語交流員として日本語を育成することにより、外国人住民への効果的な日本語を支援や多文化共生活動を通じて地域参加へつなげることを目的とします。	外国人住民と時間や体験を共有しながら、言葉や生活に慣れるお手伝いをしたり、豊かな考え方をお互いに伝えあいながら「外国人にも日本人にも暮らしやすい社会」を目指し活動するポランテア(安曇野・日本語交流員)養成講座	-	-		基準第3条第2項より可

教育部 文化課 共催・後援台帳(平成31年度4月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 30	H 29	H 28	所管 課 意
9	H31.4.15	文化	安曇野市日本舞踊松風流子供教室	安曇野市日本舞踊連盟 代表 高木美春	安曇野市日本舞踊連盟	後援	安曇野市内の小学生に広く周知したいため	4月15日	平成31年(2019年)6月1日(土)～11月16日(土) *別添2のとおり				月 日	堀金公民館	日本の伝統文化である日本舞踊を日本舞踊松風流の先生を講師に招いて指導いただき体験・学習してもらおう。	安曇野市内の小学生を対象に募集し日本舞踊松風流の先生を講師に招き日本舞踊を体験・学習する。費用は無料(ただし舞台出演料積立代として1,000円徴収)	-	-	-	基準第3条第2項により可
10	H31.4.15	文化	伝統文化三味線親子教室	丸山和佳	伝統文化三味線親子教室	後援	安曇野市内の小学生に広く周知するため	4月15日	平成31年(2019年)6月23日(日)～11月10日(日) *別添1のとおり				月 日	穂高総合体育館 視聴覚室	三味線を通じて伝統文化を体験・習得し、歴史や伝統文化に関心、理解を深める。	安曇野市内の小学生を対象に募集し三味線実技と唄を体験・学習する。費用は無料。	-	-	-	基準第3条第2項により可
11	H31.4.15	文化	「黒光のオルガン」披瀝演奏会—黒光のオルガンの音色復活—	松尾恒史	一般財団法人井口喜源治記念館	後援	広く市民に周知するため	4月2日	平成31年(2019年)6月1日(土)				月 日	穂高交流学習センター「みらい」	学術文化の振興・普及のため。(詳細は別添1、演奏会の趣旨に記載)	黒光オルガンの修復の経過及びオルガンの由来を解説し、義美歌404番「山路超えて」等歌曲を演奏する。出演者:オルガンニスト・進行 松本周介氏、ソプラノ 原諤子氏、ゲスト 松尾富夫氏(オルガン修復者)、井口寛次氏(前井口喜源治記念館理事長) *入場料:無料、入場予定者数:200名	-	-	-	基準第3条第2項により可

報告第1号	教育部
平成31年4月24日提出	

タイトル	安曇野市議会平成31年3月定例会における一般質問等について
要旨	市議会3月定例会の一般質問の概要等について報告するもの
1 会期等	平成31年2月20日(水)～3月20日(水)
2 一般質問	平成31年3月4日(月)、5日(火)、6日(水) 3日間
議員名	教育委員会関係の質問に対する答弁
中村 今朝子議員	<p>➤「たくましい安曇野の子ども」のために</p> <p>・<u>「たくましい安曇野の子ども」のためについての市長の見解</u></p> <p>○市長 現在は、昔のように自然の川や瀬で自由に泳ぐということとはできないといたしましても、水に親しむということだけを考えるならば、市内の既存の施設を何とか有効利用することはできないかと検討していくことも1つの方法ではないかというように考えております。</p> <p>また、「たくましい安曇野の子ども」が育つためには、みずから積極的に水や自然と親しむことも、また、農業で土に親しむということも大変重要なことであって、水だけが全てではないというように捉えております。</p> <p>・<u>穂高プールの今後の運営方法についての市民説明会について</u></p> <p>○教育部長 今回の市民説明会では、小さなお子さんなどが水に安全に親しむことができる市内の施設の周知及び有効活用を図るため、市民の皆さんの御意見をお聞きしたいと説明もいたしました。そういう施設はプールの代替とはならないということで、水に親しむ施設についての御意見はほとんどお聞きすることはできませんでした。</p> <p>ただ、一方で、水に親しむ施設の有効活用について、広報等で市民の意見を聞いたかどうかの御意見もいただきましたので、そのような方法も検討してまいりたいと考えております。</p> <p>・<u>水に親しめる施設について</u></p> <p>○教育部長 現在の市内の水に親しめる施設を利用していただくには安全性の</p>

確保が大切だとは考えておりますが、水道の確保、日陰の場所の確保については、今後検討していくべき内容と考えております。

施設の改修となれば費用もかかりますので、改修等行う場合には、改修の内容も含め、関係部局と十分調整が必要と考えております。

➤健康長寿のまちづくり

・インフルエンザの罹患状況について

○教育部長

本市では、11月27日に今期初めての学級閉鎖措置をとりました。以降、2月18日までに小学校では9校38クラスで延べ112日、中学校では7校11クラスで延べ34日の学級閉鎖の措置をとっております。感染の流行のピークは1月下旬であり、最も多いときは感染者数が小・中学校合わせて400人を超えておりました。

・小中学生の生活習慣病予防検診の血液検査から見る健康状況について

○教育部長

血液検査につきましては、小学校5年生と中学校2年生を対象に、任意の検査として実施しております。これは、学校保健安全法が定める健康診断の中に血液検査が明記されていないことによります。

受診率でございますが、小学5年が91.9%、中学2年が87.5%となっており、受診率の高さからも任意の検査ではありますが、多くの保護者から検査の実施に対し御理解をいただいているものと認識しております。

検査の結果でございますが、3年前の検査と比較すると、再検査・精密検査が必要とされる総合判定のC判定は小学5年がプラス2%の5.9%、中学2年ではマイナス0.9%の2.5%であり、小学生では若干の悪化、中学生ではわずかですが改善をしております。この検査結果をもとに必要に応じて養護教諭や担任による適切な指導、医療機関での精密検査の勧奨を行っております。この勧奨により、児童・生徒が医療機関を受診し、下された診断結果につきましては、学校は保護者からの報告を受けることになっております。

・血液検査項目の追加について

○教育部長

現在、ヘモグロビン、赤血球数、白血球数、血小板、血清鉄、中性脂肪、善玉コレステロール、悪玉コレステロールなど10項目の検査をしております。任意の検査のため、自治体により検査項目に差がございます。御指摘の検査項目について、近隣の松本市、塩尻市、大町市では取り組んでいる項目がある一方、血清鉄等の本市独自の項目もございます。検査項目の追加につきましては、採血量と採血時間による子供たちの負担増の問題があり、受診率の向上とあわせて検査項目の検証をしまいいり

<p>一志 信一郎議員</p>	<p>ます。</p> <p>➤常念岳に関する100年の関連事業の節目に記念行事を ・常念岳等に関する記念行事を各関係機関（小中学校・生涯学習機関） 等で調整・連携をして計画していますか</p> <p>○教育部長</p> <p>議員もおっしゃられた常念校長、佐藤嘉市が退任した大正8年から100年目ということもあり、堀金小学校では5月の連休明けから6月上旬にかけて、佐藤嘉市のパネル展示や田淵行男の写真展示を行うとともに、児童向けのお話集会を計画しているとお聞きしております。お話集会では、堀金小学校の卒業生でもある長野県副知事太田寛さんを講師にお招きし、当時の学校生活を振り返りながら、常念岳の思い出などお話をさせていただき予定とお聞きしております。この取り組みは年度当初の校長会を通じて各学校に周知し、また、堀金小学校のPTAにも通知を配付し、周知していくことを考えているとお伺いしております。</p> <p>また、堀金公民館でも、8月に堀金支所1階で佐藤嘉市に関する資料や田淵行男の写真などの展示を計画しております。公民館ではこのほかにも、山の日が制定されたことを受け、毎年山に関する講座を開催しており、ことしは常念坊など北アルプスの雪形について学ぶ講座を計画しております。</p>
<p>平林 徳子議員</p>	<p>➤子育て支援・学校教育の充実について ・エアコン設置について</p> <p>○市長</p> <p>昨年11月の臨時議会で、議会の皆さん方から既に承認をいただいておりますエアコン整備事業につきましては、市内小学校10校、認定子ども園及び幼稚園10園の実施設計を完了し、平成30年度内に入札及び契約の見込みでございます。契約締結後には、できるだけ早く工事に着手をし、エアコンを整備したいというように考えております。</p> <p>また、認定子ども園と幼稚園の遊戯室につきましては、6月末までに全園に設置をして、ことしの夏に備えたいというように考えております。小学校につきましては、2019年度中に、中学校につきましては、2020年度中には整備を完了したい予定でおります。</p> <p>しかしながら、今年の記録的な猛暑を受けまして、県内の各自治体においても小・中学校へのエアコン設置に取り組んでおりますことから、認定子ども園・幼稚園のほかに高校においても同様な動きがございます。東京のオリンピック・パラリンピックが迫る中で、施工業者の人手不足も深刻な上に、県内全域で工事が集中することによりまして、エアコンの設置業者及び製品の確保が困難になるということも心配をしているところでございます。特に体温調整機能が未発達で熱中症対策が必要な幼児が過ごす認定子ども園及び幼稚園のエアコン設置が遅滞しないような</p>

状況になることを注視しておるところでございます。

➤夏休み期間について

・小中学校の夏休み期間について

○教育長

本年度の夏休みは、市内小・中学校の平均で29日でございます。来年度につきましては、校長会と連携しながら今、31日を確保できるように進めているところでございます。

・休み期間の延長に伴う子どもたちの居場所の確保について

○教育長

保護者が就労等による、昼間家にいない家庭の子供たちの居場所、環境整備についてでございます。小学校1年生から4年生までを対象とした通年の児童クラブがございますけれども、夏休み、冬休み、春休みといった長期休みにも、その長期休みの児童クラブを開設しております。

また、保護者から御要望いただきまして、受け入れ時間を早めてほしいということがございまして、指定管理者である安曇野市社会福祉協議会の協力を得て、午前7時30分からにしております。

しかしながら、この児童クラブにつきましては定員がございまして、それ以上の対応が困難でございますので、児童館の自由来館等の御案内をさせていただいているところでございます。

一方、夏休みといいますと、子供も親も教師もそうですけれども、宿題をどうするかというようなことにこれまで気持ちが向いていたように思います。極端な言い方をいたしますと、宿題を与えてもらうとか、こなすというような意識とか慣例があったのではないかと思います。

しかしながら、これからの夏休みが延長されていくということになりますと、児童・生徒が夏休みだからできることにみずから挑戦する、あるいは体や頭や心を通してさまざまな体験を行って、たくましい安曇野の子供を育む絶好の機会と捉えることが大切であろうと、こんなふう考えております。

ですので、普段から指導を積み重ねる中で、この夏休みには1学期に学んだことをもっと深めてみたいとか、あるいは自分が足りなかった学び直しをしてみたいとか、あるいは自分自身がもった課題を、これを挑戦してみたいというような夏休みにすることが必要ではないかなと思っております。

その観点でさまざまな環境を整えるという面では、国営、県営の施設であるとか、地域の育成会、公民館等の事業もさまざまございます。こういったものであるとか、あるいは市内の企業に御協力いただいて

親子で見学とか講座体験が受けられるような、こんな仕組みができないか、これから関係部局とも連携して考えてまいりたいと思っております。

・先生方の働き方改革の取り組みについて

○教育部長

昨年6月に安曇野市立小・中学校教職員の業務改善方針を策定いたしました。12月の教職員1人当たりの時間外勤務の1カ月平均時間が昨年度同時期と比べると5時間ほど短くなり、各学校でも業務改善方針を意識して取り組まれているのではないかと考えております。

今後は、教職員自身が自分の時間外勤務時間を意識し、業務を効率的に進めてもらうためにICチップを用いた勤務時間の記録がなされるよう、機種を選定を現在進めているところでございます。

また、本年度は夏休みの学校閉庁は4日間実施いたしました。来年度は連続7日間実施する予定としております。なお、平日の一定時刻以降の電話対応につきましては、電話対応している実態を把握しながら今後の方針を定め、保護者への周知方法など現場の声も聞きながら慎重に対応を検討しているところでございます。

・先生方の研修参加等について

○教育部長

夏休みは、教員にとって大切な研修の機会として、現在も県や市で行う研修会に参加をしたり、校内で研修会を設けたりして取り組んでおります。夏休みが長くなることで、お盆明けに他県で開催される研修会やセミナー等にも参加することが可能になります。

また、学校の教育課程の解決につながる校内研修や、休み明けの授業に向けた準備をゆとりをもって進めること、また、現在も行っております、不登校傾向の子供が夏休み明けに登校しやすくなるように声をかけたりすることも、丁寧に行えるようになって考えております。

・児童・生徒の学びの場の充実について

○教育部長

子供たちの学びの場といたしましては、国営アルプス安曇野公園や県営烏川溪谷緑地では安曇野の自然が体験でき、そば打ちや間伐材を使った工作など、さまざまな体験教室が開催されております。また、生涯学習課においても、子供たちの居場所の確保も含め、学校の授業ではなかなか実現できないものづくりや理科の実験的な要素を含んだ体験講座などの夏休みの開催を、来年度も検討しております。

ほかにも、各地区のリーダー的存在となる子供たちに、集団でのレクリエーションなどの講習を行い、地域の行事などに役立てていただ

ける取り組みを行っております。夏休みは、地区の公民館や育成会においても夏祭り等の行事が予定され、また、小・中学生を対象に、地域において、和太鼓や囲碁・将棋、また、さまざまなスポーツ団体等も活動しております。

こうした地域の皆さんや団体にもお願いし、今後も引き続きこうした学びの場の充実に向けてまいりたいと考えております。

>午睡の時間を設けることについて

○教育部長

午睡につきましては、校長会等で午睡の有効性について情報提供してまいりました。新学習指導要領の全面実施を控え、現在、各学校でカリキュラムも見直しをしているところでございますが、昼休みの時間を削ったり新たに時間を生み出したりして、午睡の時間を位置づけることは、逆に学校生活を忙しくさせてしまうという声もございます。

どの学校も、一斉に午睡の時間を取ってはおりませんが、給食後の昼休みの過ごし方については、午睡をして過ごすことも一つとして、子供たちは生活しております。今後も折に触れ、午睡の良さを担任等が児童・生徒に伝えていくように促してまいります。

>虐待対策について

・安曇野市の虐待の現状について

○教育部長

各学校においては、教職員が日常的に児童・生徒の顔や手足の様子を観察したり、養護教諭が発育測定等の機会を捉えて身体の状況をする中で、虐待の兆候がないか見ております。

明らかに虐待と認められる場合については、児童相談所へ通告いたしますが、気になる情報については、校内で情報共有をし、虐待の疑いがある場合には、教育委員会に連絡をもらうとともに、各部局と連絡をとり、児童・生徒から慎重に話を聞きながら対応を進めております。

不登校児童・生徒については、中間教室等、児童・生徒と直接接する場所では学校と同様の取り組みを行っておりますが、家庭内に引きこもっている場合は、担任等が家庭訪問等行い確認をしております。

・本市の対応について

○教育部長

市教委では、毎月、出欠席の状況から配慮を要する児童・生徒について学校と情報共有をし、必要に応じて市の適応指導員、スクールソーシャルワーカーに対応を依頼したり、福祉課や子ども支援課との連

絡を取り合っております。特に、毎週水曜日に行っている教育福祉担当者会議では、各部局をつなぐ大切な機会と位置づけ情報の共有を行い、支援内容について協議を行っております。

この会議では、県のスクールソーシャルワーカー、特別支援学校の相談担当者、学校の特別支援コーディネーターの代表も出席され、より広域的なつながりの中で児童・生徒の支援を行っております。

なお、被害を受けた児童・生徒には担任、養護教諭が中心となって声をかけたり、不安な声を聞いたりするなどのケアに当たっております。

また、保護者への対応でございますが、状況によってはスクールカウンセラーも派遣を行い、保護者への指導は子供の思いを伝えるなど、関係機関と連携しながら、子供を守る立場から、学校でできる対応を個別の案件に応じて行っているところでございます。

・虐待の点検について（国調査）

○教育部長

小・中学校におきましても、現在、関係閣僚会議決定に基づき、虐待が疑われるケースについて、福祉部同様に緊急点検を実施しております。具体的には、平成31年2月14日現在において、2月1日以降一度も登校していない児童・生徒と面会できたかどうか調査中であり、3月8日を期限に結果を取りまとめております。

該当児童・生徒についての報告は現在までございませんが、万が一、存在した場合には、直ちに児童・生徒との面会を行い、安全確認を実施してまいります。

・児童・生徒へのアンケート等を行っているのか、自由記載欄はあるのか

○教育部長

アンケートでございますが、各小・中学校では、いじめを把握するためのアンケートを年間で複数回実施しております。市としての統一した書式はございませんが、児童・生徒が安心して記入したり、提出したりできるように、各学校で工夫をしております。記入については、自由記述の欄を設け、いじめに限らず、友人関係や虐待など、相談したいことを記入できるようにしております。

・課題と取り組みについて

○教育部長

課題と取り組みでございますが、小・中学校において、子供たちに起きている虐待を教師が見逃さないために、一番大切なことは児童・生徒と教師が良好な人間関係を構築していくことだと考えております。児

	<p>童・生徒の身体の様子や表情、言動を日常的に観察し、必要に応じて声がけをしたり、話を聞いたりするなど、日々丁寧な対応を心がけ、不安や悩みを打ち明けられるような関係づくりを進めていくことが大切だと考えております。</p> <p>また、担当の教師が1人で背負わなくてもよいように、学校内で些細なことでも気軽に情報提供できる場をつくっていくこともあわせて大切なことと捉えております。</p>
<p>小松 芳樹議員</p>	<p>➤新総合体育館の建設について</p> <p>・<u>スポーツ推進計画との整合</u></p> <p>○教育部長</p> <p>第2次安曇野市スポーツ推進計画においては、既に計画をされていた新総合体育館が設置されることを想定し、計画を策定しており、計画のさまざまな箇所に新総合体育館の記述がございます。</p> <p>具体的には、基本施策10、豊かな環境を生かしたスポーツ交流の施策の展開では、スポーツ交流イベントへの参加の拡大として、新総合体育館や、豊かな環境を生かした新たなスポーツイベントの開催に向け、関係者との調整を進め、スポーツを通じた交流の裾野の拡大に努めますとしており、整合はとれておりますことから見直しの予定はございません。</p> <p>・<u>その他のイベント等での活用について</u></p> <p>○教育部長</p> <p>市民スポーツ祭、総合開会式につきましては、平成31年度は、第10回記念事業として、市民が参加しやすいスポーツ体験、健康チェック等を取り入れた体験型イベントを計画しております。</p> <p>新総合体育館完成後は、市民スポーツ祭総合開会式を、今申し上げましたように競技団体の方だけではなく、幅広い年代の方に参加していただける多目的なイベントとして捉え、新総合体育館を有効に活用してまいりたいと考えております。</p> <p>また、ことしの安曇野市の新成人は1,091人で、式に参加された方は783人で行いました。新総合体育館は、2階観覧席が約1,000席、アリーナには、仮設で1,000席以上とれ、空調も管理される予定ですので、出席者だけでなく、御家族の方の観覧が可能となります。また、合唱の発表会、音楽会等多目的なイベントにも活用していただくため、アリーナには明瞭な放送が行えるように音響設備を整える予定でございます。ただし、興業的なイベントでも御利用していただきたいと考えておりますが、高音量のスピーカー等が必要な場合は、主催者に特設で御用意していただくことも必要と考えております。</p> <p>➤市内の企業活性化と働き方改革について</p>

	<p>・新卒者の対応</p> <p>○教育部長</p> <p>義務教育終了後の進路指導については、障がいの有無にかかわらず生徒や保護者の気持ちや願いを丁寧に聞き、1人の生徒について学校全体で情報を共有し、対応しております。</p> <p>障がいのある生徒の場合、より高い専門性や技術を身につけるため、ほとんどの生徒が高等学校や特別支援学校の高等部へ進学しております。また、健常者も含め、中学卒業後に就職を希望する生徒はわずかではございますが、企業体験へ学級担任が付き添い、卒業後の労働に速やかに適応できるように支援をしております。</p> <p>➤骨髄バンクについて</p> <p>・学校における各種制度の周知について</p> <p>○教育部長</p> <p>中学校の保健体育の授業では、保健分野として、健康な生活と疾病の予防について学び、本市の中学校が使用している教科書では、臓器提供意思表示カードについて扱われており、15歳未満の場合は、提供しない意思表示のみ有効であることを学習しております。ただし、骨髄バンクについてはドナー登録が18歳以上であること、臍帯血バンクについては出産時の問題となることもあり、中学校では扱っておりません。しかし、最近の報道等により、関心の高まっていることも事実でございます。そういった社会の情勢を踏まえ、骨髄バンクや臍帯血バンクの制度を紹介していくことも必要かと考えます。</p> <p>保健分野の授業ではなく、道徳の授業においても、かけがえのない命を尊重する題材として活用したりすることを考えております。</p>
平林 明議員	<p>➤市歌について</p> <p>・今後の展開はどのように活用していくのか</p> <p>○教育部長</p> <p>安曇野市歌は、市主催の校長会や教職員の研修会の折には、会の冒頭で歌うなど教師が率先して覚え、全ての小・中学校で活用されております。各小・中学校では、音楽の授業で市歌を取り上げていることは無論、入学式、卒業式のBGM、下校の音楽としてのオルゴールの活用や、音楽集会、音楽会などで市歌を歌う機会を設けている学校もございます。</p> <p>次に、生涯学習分野におきましては、市公民館大会、2分の1成人記念、人権平和特別事業等において、参加者全員で市歌の斉唱を行っております。また、5地域の公民館事業におきましても、地域文化祭、市民ふれあいコンサートなどで参加者に市歌を歌っていただいておりますし、市民運動会などのBGMとしても活用しております。</p>

次に、図書館で行っておりますCD安曇野市歌の貸し出しは、これまで延べ51回の貸し出し、平成30年度につきましては9回の貸し出しがされ、また、DVDあづみの健康体操は、これまでに延べ43回の貸し出し、平成30年度には27回の貸し出しがされております。さらに、例年行われている市民スポーツ祭の開会式におきまして、あづみの健康体操を取り入れております。

子供たちを初め、多くの市民の皆様にも市歌を覚えてもらい、歌っていただけることは、郷土に対する誇りや愛着心を育むことにつながります。教育部といたしましても、市歌並びにあづみの健康体操を小・中学校などで取り入れる工夫を行うようさらに促してまいりたいと考えております。

＞インフルエンザ・はしかについて

・小中学校で学級閉鎖はあったのか

○教育部長

市内小・中学校のインフルエンザの罹患状況につきましては、先ほど中村議員からも御質問をいただきましたが、安曇野市内の小・中学校では、11月27日に今季初めての学級閉鎖措置をとりました。以降、2月18日までの間に、小学校では9校、38学級において、延べ112日間、中学校では7校、11学級において、延べ34日間の学級閉鎖の措置をとっております。

・学級閉鎖する時の基準。誰が決めるのか

○教育長

児童・生徒がインフルエンザに感染した場合には、学校保健安全法第19条と、同法施行令第6条に基づいて、発症後5日かつ解熱後2日を経過するまでの間出席停止の措置がとられます。これは、校長が決定をいたします。

次に、インフルエンザによる学級閉鎖につきましては、学校保健安全法第20条に基づき、当該学級における欠席者数が安曇野市の場合には2割を目安に学校長が学校医等に意見を求めた上で、市教育委員会と協議を行うこととしております。最終的に学校の設置者である市教育委員会が決定をいたします。

・授業日数の確保についてどうしているのか

○教育長

年間授業日数は、例年余裕を持って設定をしております。学級閉鎖等の臨時休業により各学校の年間授業日数が減り、定められた授業日数を確保できなくなった場合には、児童・生徒の負担等に考慮しながら休日を登校日にするなどの措置をとる必要がございます。これまでにこのような例はございません。

・感染予防の取り組みなどはどのように対応しているのか

	<p>○教育部長</p> <p>小・中学校のインフルエンザの感染予防の取り組みについて具体的なものを挙げますと、手洗いやうがいの励行、教室の換気や過失対策等に加え、流行時にはマスク着用や校長講和の校内放送への切りかえ、全校集会の取りやめなど感染拡大を抑える対策をとっております。</p> <p>中学校の中には、生徒会の保健委員会や体育委員会が中心となって免疫力を高めると言われるヨガを取り入れる等の活動をしている例もございます。さらに、家庭との協力体制を強化し、情報提供や注意喚起に努めてまいります。</p>
<p>小林 陽子議員</p>	<p>➤男女共同参画の推進について</p> <p>・若年層における男女共同参画の意識を高めるための取り組みはどう(小中学校)</p> <p>○教育部長</p> <p>それでは、小・中学校の取り組みについてお答えさせていただきます。</p> <p>男女共同参画を推進する上では、子供の男女平等に関する意識を高めるとともに、個性や能力を尊重し、責任ある社会参画を果たす資質、能力を見につけ、主体的に行動できることが大切だと考えております。</p> <p>このことから、小学校では主に家庭、道徳、特別活動の授業を通じて、異性に対する正しい理解を深めるとともに、男女を問わず日常生活を営むための基本的な知識、技能を身につけ、協力して活動に取り組むことができるよう学習しております。</p> <p>また、中学校では主に社会、技術家庭、道徳、特別活動の授業を通じて、個人の尊厳と両性の本質的な平等を理解すること、家族の互いの立場や役割を理解し協力すること、性に対する適切な態度や行動を選択することができるように学習しております。</p> <p>小・中学校の学級経営や生徒指導においては、出席簿の順番や係活動、進路等において、男子、あるいは女子を優先したり、男女で異なる役割を期待することがないよう指導を行っております。</p> <p>学校での取り組みが将来につながるように、成長段階で接する家族や周囲の方々にも男女共同参画に対する理解が浸透し、意識が変わっていくことを願っております。</p>
<p>増田 望三郎議員</p>	<p>➤子どもたちが輝く 充実した体験と学びの舞台安曇野を打ち出す</p> <p>・「主体的な学び」という観点で、子どもたちにどのような場が必要と考えるか。(市長・教育長)</p> <p>○市長</p> <p>私も議員の考え方には共鳴するところが多々ございます。</p> <p>市では、第2次の安曇野市総合計画の基本目標5に、「学び合い人と文化を育むまち」を掲げてさまざまな取り組みを展開しているところでございます。私立も含めた市内の19の認定こども園では、信州やまほい</p>

くの認定を受けまして、子供たちが屋外で自然や友達とかかわりながら遊ぶ体験活動が多く行われているところでもあります。

御案内のとおり、昨年10月に、信州やまほいくをテーマにさせていただいて、安曇野市で子育てと教育を考える首長の会、第10回記念集會が開かれたところでもあります。長野県が全国に先駆けて創設をした信州型自然保育を取り入れて活動している市内の認定こども園や森の幼稚園の様子を公開いたしました。

子供が、幼児期からたくさんの遊びを通してさまざまな体験を重ね、自然を初めとするいろいろなことへの興味、関心を高めること、また、遊びを通して達成感を味わったり、友達とともに活動する楽しさを味わったりすることは、小学校では主体的な学びをしている基礎になるというように考えております。

昨年12月に決めました新しい安曇野市教育大綱の7つの基本方針の一つに、安曇野の自然や人の中で、豊かな体験や交流を通じて人間形成を図る保育、教育に取り組みますと位置づけられております。

幼児期に、やまほいくを通して培った子供の主体的な学びの基礎を、小・中学校でさらに伸ばしていく、たくましい安曇野の子供を育ててほしいというように考えておりますが、私、個人的に常々考えている課題が、今どっちかという大変無菌状態にあるのではないかと。その中で、本当にたくましい子供ができるのかどうかという疑念は持っております。

1つの例を言えば、とにかく事故を起こさないように、何か責任を問われないようにという雰囲気がありますし、また保護者の皆さん方も行政の責任だ、学校の責任だということで、自己責任というものが回避をされてきているような時代背景にあるというように思っています。

1つの例をとらせていただきますと、自然の中でということですが、学有林なんかも、非常になたや鎌を持つのが危険だというようなことで、年々学有林の活動をやる学校が減ってきているのも現実でございます。そして、登山なんかをする場合も、やはり保健師はつけなければいけない、看護師はつけなければいけない、登山案内人はつけなければいけない、とにかく安全対策をどうするかということで、自己責任というものがどんどん薄れて公的な責任がますます重くなってきている、こういう時代背景も一方にはございます。

そうはいいまして、安曇野市は豊かな自然たくさんございます。この自然をどう生かすかということは大きな課題でございますが、これには学校現場や行政だけでなく、親としての責任、地域としての責任を、お互いに分かち合わなければならぬんじゃないかなというように考えております。

いずれにしても時代背景の中で、私どもの時代と違って、昔のことを

言えば、もう市長、時代が違っているよと、それだけで片づけられてしまうような昨今でございます、大変難しいなというように思っております。子供のころを振り返って、川で遊んだり、あるいは遊びは仲間の中から学び、みずからが考え出した、そんな時代でございましたが、一方で今は、情報化時代の中で与えられた情報、与えられた環境の中だけに閉じこもってしまっているのではないかな。無菌状態、温室状態に入っているのではないかなと、個人的には感じているところでございます。

いずれにしても、これからの若い皆さんがたくましく、忍耐強く、そしてみずからのことのみならず、大勢の皆さん、仲間のことも考えながら命を大切に、人権を大切に、そしてたくましい子供に育てていただきたい、そんな願いを持っております。

○教育長

安曇野市教育委員会では、たくましい安曇野の子供を目指す子供像と定めて取り組んでおります。

これを具現するために、学校関係者からも御意見をいただく中で学校教育グランドデザインを作成しております。平成30年度は、児童・生徒、教師、学校の目指す姿として次の3つを掲げております。主体的に学び合う児童・生徒、専門性をみずから磨き合う教師、地域の方々とともにつくる学校でございます。

毎時間の授業において、児童・生徒が主役となって主体的に学び合う態度とともに、確かな学力、体力を高め定着させたい。そのためには教師一人一人が教育力を高め、安曇野市コミュニティスクールを活用して、地域の方々とともに子供を育みたいというのが私どもの考えでございます。市内17校ではこの方針を共有して、具体的に各校の教育を展開しているところでございます。

議員御指摘の体験的な活動、学びの場というのは、こうした方針のもとで、長野県、特に安曇野市では伝統的に非常に大切にしてきた事柄でございます。これらが、現在の特色ある学校につながっているものというふうに思っております。課題は幾つもございますけれども、確かな手応えも、また感じているところでございます。

また、これをさらに豊かなものにしていくために、市教育委員会では、小学校English dayであるとか、ちくに生きものみらい基金を活用した自然観察会、あるいはお弁当の日の実践、市立博物館や美術館無料パスポートであるとかスクールプログラムなど紹介しながら、もっともっと子供たちに体験的な活動をさせたいなということをお願いしております。各学校もそれぞれの実情に合わせて、これに対して意欲的に取り組み始めていただいているということをおもっております。

これからも子供たちのさまざまな興味、関心に応え、一人一人の個性

を一層伸ばすことのできる多様な学びの場を広げていくことが、これからも必要であると考えております。

・夏休みの延長について。市の考えと対応について

○教育部長

本年度の夏休み、小・中学校では平均して29日、来年度は31日を確保できるように今、校長会と連携をしながら進めているところでございます。また、さらに多くの日数を確保するためには、卒業式や高校入試、合格発表後に登校日を設けるなど、春休みの短縮について検討する必要がございます。

また、子供たちの体験活動の場といたしましては、本年度の夏休み期間に、生涯学習課の青少年体験事業の一環として親子体験ラボを開設し、ハーバリウムづくり、葉脈キーホルダーづくり、勾玉づくり講座を開催いたしました。今後は、講座回数をふやすことも検討してまいります。

また夏休みは、地区の公民館や育成館においても夏祭り等の行事が予定され、また小・中学生を対象に、地域において和太鼓や囲碁・将棋、また、さまざまなスポーツ団体等も活動しております。

こうした地域の皆さんや団体にもお願いし、今後も引き続き学びの場の充実に努めてまいりたいと考えております。

・学校外に体験や学びの場づくりをすることについて

○教育長

最初に、昨日も平林徳子議員にお答えしておりますけれども、夏休みというのは、議員もおっしゃるように、日ごろ学校教育の中で培ってきた主体的に学ぶ態度であるとかそういった力を、まさに長い時間をかけないとできないことであるとか、こういう時期だからできることに自発的に取り組むことができる機会だというふうに、改めて捉え直すことが必要だろうと思っております。

そして、夏休みというのは、本来、家庭に帰す、地域に帰すということでもありますので、もう一度そこに立ち返って、学校も地域も家庭も夏休みのあり方について、例えば宿題や課題の取り組ませ方も含めて、考え方やこれまでのやり方がどうだったのかということを見直す時期であるなということを考えております。

そして、学校外の体験や学びの場というのは、安曇野市を考えた場合に全然ないのかというと、いや、そうじゃなくて、使っていないだけでいっぱいあるというふうに私は捉え直すべきだと思うんです。ですから、それを活用することと、そしてさらに昨日も、また教育部長からもお答えさせていただいておりますように、子供たちのために門戸を開いてくれるようなところがあれば、そういったところを積極的

に発掘していくこと、こういうことが多様な学びの環境を整えていくためには必要であろうなと思います。

もう一つ、大事だなと思うことは、子供たちが、そうやって取り組むことがいいんだよということをしっかりと認識することだと思っ
たんです。そうすると、何か特別なことをやらなきゃだめかという
、そうではなくて、ふだんはできないお手伝いを、自分はこれをやると
決めたことを、毎日こつこつやったんだというような小さなことでも
いいので、そういったことを互いに認め合ったり、あるいはそれが、
自分の成長にこんなに役立ったということの評価し合ったりという
ようなことをできるような、そういう環境もつくっていかなくちゃいけ
ないだろうなと。

それには、学校、地域、家庭のそういったことに対する理解も、これ
まで以上に必要だと思いますし、また連携と協力が今まで以上に大事に
なるだろうなと、こんなふうに考えております。

・市民共同事業提案制度を活用した場づくりについて

○教育部長

市民協働事業提案制度の活用の御提案をいただきました。

ただ、先ほど来、教育長や私が申し上げましたとおり、子供の学びの
場づくりとしては、提案制度を活用する前に、まず当然、行政も今まで
申し上げてきたことを行ってまいります、地域、学校、家庭もそれぞ
れのお立場で御協力いただくことが大事かと考えます。

・県の信州サマープログラム事業の活用について

○教育部長

信州サマープログラム構想は、その意義や目的のすばらしさは認め
るところですが、展開の詳細や市町村教諭の立ち位置、認証基準等、ま
だ白紙の状態ですので、現段階では活用の有無について申し上げるこ
とはできません。

ただ、その構想の核にある地域の人、もの、ことなどの資源の活用は、
現在本市でも実際にやっていることですので、今あるものをより広げたり
充実させたりすることができるよう、検討してまいります。

藤原 陽子議員

➤循環型社会の形成及びごみに関すること

・食品ロス及びごみの削減について

○教育部長

給食センターにおきましては、当日の朝、欠席者が多い場合には、学
校からの連絡を受け、クラスごとに給食の量を減らすなどの対応を行い、
食品ロス、食べ残しをできるだけ少なくしております。また、給食セン
ターから出る野菜くずなどは、家畜の飼料として無料で提供しておりま
す。

なお、歳入予算に計上してございますが、食用廃油につきましては1

	<p>リットル当たり5円で業者に引き渡し、ペンキの原料などとしてリサイクルされております。</p>
<p>遠藤 武文議員</p>	<p>>なぜ中学生をヒロシマに派遣するのか？</p> <p><u>・広島に行った生徒たちの体験は、ほかの生徒たちの間に共有されるのか</u></p> <p>○教育部長</p> <p>広島平和記念式典参加後、全ての中学校で参加報告会が開催され、全校で平和について考える場を設けております。</p> <p>加えて本年度、穂高東中学校では、代表者の広島訪問にあわせ、3学年の生徒全員で鶴を折り、被爆して亡くなった佐々木禎子さんの生涯について学習し、平和への思いを深めたと報告を受けております。</p> <p><u>・憲法の3原則のひとつ「平和主義」を児童・生徒が学ぶ機会はあるのか。平和教育の現状について</u></p> <p>○教育部長</p> <p>小学校の平和教育は、3学年、国語の題材「ちいちゃんのかげおくり」、4学年、国語の題材「一つの花」、6学年の社会科の単元「長く続いた戦争と人々の暮らし」、「新しい日本、平和な日本へ」などの教科の学習と関連してなされております。また、道徳の授業で友情や国際理解、親善、生命の尊重等について扱う中でも、平和について思いを広げていく学習が実践されております。</p> <p>中学校では、社会科の地理分野の日本の姿の単元で、2学年を中心に、領土問題を通して平和について思考を深める場面を設け、歴史分野の二度の世界大戦と日本の単元で、3学年を中心に、史実をもとに、平和の大切さについて思考を深める場を設けております。また、国語の題材、1学年、「おとなになれなかった弟たちに…」や2学年、「字のない葉書」、3学年、「挨拶—原爆の写真によせて」、英語の3学年、題材「A Mother's Lullaby」などを学習する中で、平和について考えを深める場を設けております。</p> <p>こうした学習の成果を、11月に開催している平和のつどいの場に展示発表している学校もございます。また、安曇野市平和都市宣言も各学校に配布されており、平和学習を通してその具現を目指しております。</p> <p><u>・体験作文集は先の大戦についての考察が不十分。未来を託すことに不安を覚える。教育はどのような指導をしているのか</u></p> <p>○教育長</p> <p>小・中学校の教育内容につきましては、文部科学省の学習指導要領に規定されております。</p> <p>中学校社会科の学習指導要領では、例えば、第一次世界大戦の扱いについて、次のように記述されています。「一部略、第一次世界大戦</p>

前後の国際情勢及び我が国の動きと、大戦後に国際平和への努力がなされたことを理解すること」、これは他の戦争についても同様に、戦争がどのような過程を経て起きてきたかを学習するように示されております。このように、社会科の学習では、発達段階に応じて、主たる教材である教科書を中心として学ぶことで、知的な側面から戦争を理解しております。

一方、先ほど教育部長より答弁させていただきましたが、国語や道徳などの教材でも戦争を題材としたものが多数ありますので、これらをあわせて学ぶことにより、生徒は心情的な側面からも戦争というものを捉えていきます。

平和教育は、このようにさまざまな教科、領域の学習を通して総合的に教育され、その結果、生徒の中に平和への思いが育まれていくものであると考えております。

・郷土の15年戦争に向き合わせているのか

○教育部長

戦争について学ぶ、郷土の素材を活用した学習についてお答えさせていただきます。

小学校3年生では、豊科郷土博物館の出前講座「昔の暮らし体験教室」を全小学校で活用しており、その中で戦争体験者自身によるお話をさせていただいております。終戦記念日に寄せて、安曇野に集団疎開を受け入れていた話や、昭和20年5月、穂高と有明にも爆弾が落とされた話を校長講話でいただいた小学校もございます。

以前から、穂高西中学校では地元の方をお招きして、安曇野市穂高出身の特攻隊員、上原良司さんについて講演をお願いしており、戦争によってその命や未来を諦めなければならなかった地元出身の若者の生涯を知ることを通して、戦争の悲惨さと平和のとうとさについて深く学ぶ機会となっております。

・憲法は、人権保障を確実にするために統治機構に制限を加えるもの。

その法理を理解させることが平和教育では

○教育長

安曇野市の平和教育については、これまで述べてきたところでございますけれども、改めて広島を訪れた生徒の体験作文集を読み返してみますと、知識が広がった、理解が深まったというだけにとどまらず、全ての生徒が平和の問題を自分ごととして捉え、自分としてできることを考え、実践しようという気持ちを力強く表現しております。

このような生徒の姿は、安曇野市平和都市宣言の中で述べている「平和を願う人々と手を取り合って、全ての不安や争いをなくすために私たちは行動します」と言っているこのことを具現している姿であると捉えることができます。今後も、平和教育を通じてこのような生徒が育って

<p>内川 集雄議員</p>	<p>いくことを願っています。</p> <p>▶安曇野の魅力を発信する小学生の手作りパンフレットに関して</p> <p>豊科南小学校の修学旅行における外国人向けのパンフレットのお話をいただきました。まず、このパンフレットについて説明をさせていただきます。</p> <p>このパンフレットでございますけれども、小学校6年生の国語科に、まちのよさを伝えるパンフレットをつくろうという単元がございます。パンフレットを作成する上において、効果的な構成や材料の配置、記述を考え編集し、事物のよさを多くの人に伝えることを目的とする学習に基づいたものでございます。</p> <p>今、御紹介いただきました豊科南小学校では、平成28年9月、修学旅行先の浅草浅草寺の仲見世通りにおいて、当時の6年1組の児童が手づくりの安曇野市のよさを紹介したパンフレットを外国人の方に見せ、外国の方と交流する活動を行いました。このパンフレットは、当時の担任が情報教育を兼ね、安曇野のグルメであるそばであるとか、美術館、景色などを写真と紹介文を載せたA3見開きのカラー刷りのもので、パソコンを駆使して作成されたものでございます。</p> <p>また、事前に外国人ALTから、自己紹介やこのパンフレットをもらってくださいといった英語を習った上で臨んだとお聞きをしております。ただ、この豊科南小学校の活動は、当時のクラス担任が単発的に取り組んだものであるということをお聞きしてございます。</p> <p>▶安曇野市 2022 年度（2023 年 1 月）の成人式に関して</p> <p>○教育部長</p> <p>議員の言われるとおり、民法の改正により、2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることになりました。これによって、2022年度は18歳、19歳、20歳、それぞれの年齢の皆さんが成年を迎えることとなります。</p> <p>法改正の中身では、例えば飲酒や喫煙に関しては、健康被害への配慮から、年齢制限は20歳のままとされ、18歳で現在の成年と同様の権利が全て認められるものではございません。</p> <p>本市の成人式につきましては、これまで二十を迎える学年ごとに1月に開催してまいりました。2022年度に18歳、19歳、20歳の皆さんの成人式を開催する場合、特に1月は18歳の皆さんは、受験や就職を控えた時期でもあり、式への参加が困難と考えられます。また、受け付けや記念撮影にも時間がかかるため、会場スペースにも限りがあり、年齢ごとに日程をずらすといった工夫が必要となります。</p> <p>ほかの自治体におきましても、18歳の進路選択の時期であることや会場の都合から、今までどおり二十を対象として成人式を行う旨、発表しているところもございます。</p>
----------------	--

	<p>いずれにいたしましても、新成人をみんなでお祝いする気持ち、それにふさわしい環境が最も大切ですので、対象年齢、開催時期や会場を含め、今後検討してまいります。</p>
<p>猪狩 久美子議員</p>	<p>➤子どもが育つ環境づくりの充実を</p> <p><u>・インフルエンザ対策について</u></p> <p>○教育部長</p> <p>子供たちのインフルエンザへの罹患が多いということは、教職員、また放課後児童クラブの職員も常にインフルエンザに感染しやすい状況に置かれているということでございます。予防接種も進めておりますし、また、職員が感染を広げることがないように、常に体調管理に努めておりますが、罹患してしまう職員はおります。</p> <p>小・中学校の教職員がインフルエンザに罹患した場合でございますが、学校内での感染拡大を防ぐために、児童・生徒と同様に学校を休むことになり、教員が不在になった授業はほかの教員で補うなど、学校全体で対応しております。</p> <p>次に、放課後児童クラブの職員がインフルエンザに罹患した場合でございますが、指定管理者である安曇野市社会福祉協議会の規定では、熱等の状況が始まった翌日から7日間、または熱が下がった日から2日を経過するまでの期間は就業はできないということになっております。罹患者が集中して発生した場合の児童クラブの運営につきましては、利用者に支障を来さないよう、ほかの児童クラブからの応援により対応しております。</p> <p><u>・放課後児童クラブの利用拡大（①6年生までの受け入れ拡大・入所要件の緩和、②負担の少ない利用料金設定）</u></p> <p>○教育部長</p> <p>本市の利用料金の考え方でございますが、放課後児童クラブの負担金につきましては、安曇野市児童クラブ利用者負担金条例によって、保護者の市民税等をもとに段階的な設定をしております。</p> <p>児童クラブの運営費は、受益者負担金の考え方に沿って設定しており、おおむね2分の1を保護者負担としております。昨年度は事業費約8,560万円に対し、早朝や延長に係るものも含めた負担金収入は約4,150万円と、2分の1には満たないものの、国の考え方とほぼ一致をしております。</p> <p>また、現在の安曇野市の利用料金については、議員のほうから御説明いただきましたけれども、全国の平均月額利用料金は4,000円から6,000円未満が最も多く、本市の平均利用月額料金もこの中に入っており、利用者のおやつ代を含めた金額として、決して高額ではないものと考えております。</p>

林 孝彦議員

➤広い視野を持ち柔軟な思考ができる児童・生徒の育成について
・目標と取り組みは。(市長、教育長)

○市長

市では、平成30年、2018年から2027年までの10年間を基本計画とする第2次の安曇野市総合計画を、昨年の3月に策定をしたところであります。これを受けまして、平成30年12月に、新たな安曇野市教育大綱を決定しました。基本理念を「子どもが健やかに育ち、生涯を通じて学び合い、文化を創り育むまちを築きます」を受けて、7項目の教育方針が設定をされました。

その中で、豊かな人間性の基礎と社会性を育むことを目的として、まず、家庭教育を充実させ、学校・家庭・地域が協働して子供たちを育てていくことを方針の一つといたしております。これは前々からどこでも言われている内容ではあります。

今後、教育大綱に掲げた理念、方針を全部局が共有をして、そして、市民の皆様方の協力を得ながら推進に取り組んでまいりたいというように思っております。

いいことは、各学校、もう少し全体的に広げるということも必要だと思えます。例えば、昨日、遠藤議員でしたか、明科地域では弁当の日を実施しているというような話もお聞きしました。こういったことがいいことであれば、もう少し各学校の運営の中に生かしていてもいいんじゃないかなと、私は個人的には感じております。

それから、午前中の内川議員の質問の中で、一つの報告として、それぞれの学校が安曇野市のよさを知って、それを多くの皆さんに発信をしたい。外国の皆さん等にも修学旅行の折に紹介をしてきたと。こういったことも、非常に安曇野市をよく知り、全国に発信をするいい機会だというふうに思いますんで、それぞれの学校が、いいことは積極的に連携をして取り組んでいただきたいなという思いはございます。

・「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進を要望しますが、現状と実現に向けた取り組みは

○教育長

本市では、先ほど議員御指摘のとおり、安曇野市コミュニティスクール事業等、さまざまな方策により、児童・生徒が地域の人や自然、ものとかかわりながら豊かな経験と学びが実現できるよう取り組んでおります。

議員が願っておられる広い視野を持ち、柔軟な思考のできる児童・生徒も、この中で育てていかれるものと考えております。

・ユネスコスクールになる豊科南小学校の教育と充実と、他行への広がり
りを期待しますが、現状と実現に向けた取り組みは

○教育長

いわゆるESDの考え方につきましては、学習指導要領にも位置づけられておりまして、安曇野市内の小・中学校では、既に積極的に取り組んでいると認識をしております。拾ヶ堰を初めとする地域の歴史的、文化的遺産や文化財、伝統文化の伝承等に関する学習、環境学習、人権や国際理解、防災などに関する学習などの取り組みは、持続可能な社会の担い手になるつながる教育であり、17校それぞれの特色ある教育活動になっています。

ESDの一つであるユネスコスクールへの取り組みにつきましては、議員から既に何度も取り上げていただいておりますけれども、その申請に当たっては、今行っている活動の意義や価値を再認識し、さらに充実、発展させていくプロセスですので、教職員、児童・生徒、保護者、地域の理解と協力、そして何よりも時間が必要です。

市教育委員会としましても、学校の自発的で着実な歩みを支援しておりますので、林議員におかれましても、長い目で温かく見守っていただくようお願いいたします。

3 全員協議会 平成31年度予算説明 2月27日(水)

4 福祉教育委員会(補正予算説明) 2月25日(月)

” (当初予算説明) 3月11日(月)

5 議案等の審議結果について(教育委員会関係)

(1) 以下の議案17件(関連議案含む。)については、原案どおり可決(3月20日)されました。

議案第8号 安曇野市児童クラブ利用者負担金条例の一部を改正する条例

議案第23号 安曇野市人権教育集会所条例の一部を改正する条例

議案第24号 安曇野市公民館条例の一部を改正する条例

議案第25号 安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例

議案第26号 安曇野市学校施設使用条例の一部を改正する条例

議案第27号 安曇野市博物館条例の一部を改正する条例

議案第28号 安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

- 議案第 29 号 安曇野市穂高陶芸会館条例の一部を改正する条例
議案第 30 号 飯沼飛行士記念館条例の一部を改正する条例
議案第 31 号 貞享義民記念館条例の一部を改正する条例
議案第 32 号 安曇野市交流学習センター条例の一部を改正する条例
議案第 33 号 安曇野市明科学習館条例の一部を改正する条例
議案第 35 号 平成 30 年度安曇野市一般会計補正予算（第 6 号）
議案第 46 号 平成 31 年度安曇野市一般会計予算
議案第 67 号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（穂高プール）

報告第2号	教育部 学校教育課
平成31年4月24日提出	学校教育課長 平林 洋一 教育指導室長 會田 義昭

タイトル	31年度学校教育課・教育指導室の変更事業及び新規事業について
報告を要する事項の内容	30年度事業からの変更点と新規事業の概要
要旨	<p>31年度学校教育課・教育指導室で新しく取り組みを始める事業及び、内容を変更して取り組む事業、7つについて報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安曇野市日本語学習支援事業 2 中学校部活動指導員 3 学級づくり・授業づくりサポート事業 4 31年度市教育委員会学校訪問 5 新中学生議会 6 県SSWの安曇野市への派遣 7 SOSの出し方に関する教育 8 31年度副学籍制度
説明	<ol style="list-style-type: none"> 1 安曇野市日本語学習支援事業の事業開始について <ul style="list-style-type: none"> ・ACS事業から独立させる。 ・教材の支給、待遇等の面で改善を図る。 2 中学校部活動指導員の導入開始について <ul style="list-style-type: none"> ・目的、待遇、学校ごとの人数等。 3 学級づくり・授業づくりサポート事業開始について <ul style="list-style-type: none"> ・指導主事による学校訪問支援から、教育指導室・教育相談室のスタッフによる学校訪問支援へ。 4 31年度市教育委員会学校訪問について <ul style="list-style-type: none"> ・「全教職員の思いを聞き合う会」の本年度テーマ等。 5 新中学生議会について <ul style="list-style-type: none"> ・全体会を減らし、学校単位で課題追及する。 ・アンケート調査等を行うことにより、議員生徒以外にも問題意識を拡大する。 6 県SSWの安曇野市への派遣（市への配置）開始について <ul style="list-style-type: none"> ・重点校と巡回訪問等。 7 「SOSの出し方に関する教育」の開始について <ul style="list-style-type: none"> ・健康支援センターの保健師との連携等。 8 31年度副学籍制度の状況について <ul style="list-style-type: none"> ・各校の利用状況等

報告第3号	教育部 生涯学習課
平成31年4月24日提出	(課長) 臼井 隆昭 (担当係長) 山口 尊礼

タイトル	安曇野市青少年委員の委嘱について
報告を要する事項の内容	委員の委嘱
要旨	<p>安曇野市青少年センター設置要綱第7条により、青少年健全育成団体関係者等から推薦された別紙の者を「青少年委員」に委嘱したので報告します。</p> <p>【安曇野市青少年センター設置要綱抜粋】 (趣旨) 第1条 この要綱は、青少年の健全な育成及び非行防止活動の促進を図るため、安曇野市青少年センター（以下「センター」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 センターを安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）教育部生涯学習課に置く。 (業務) 第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。 (1) 広報及び啓発に関すること。 (2) 青少年相談に関すること。 (3) 街頭巡回活動に関すること。 (4) 社会環境浄化に関すること。 (5) 青少年支援活動に関すること。 (6) 関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、目的達成に必要な業務 (青少年委員) 第7条 街頭巡回活動及び社会環境浄化活動のため、青少年委員を置く。 2 青少年委員は、35人以内とし、教育委員会が委嘱する。 3 青少年委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。</p>
説明	<p>○委嘱した者 別紙のとおり 団体選出 22人 交付日：平成31年4月1日 任期：平成33年（2021年）3月31日まで</p>

青少年委員名簿

任期：平成33年(2021年)3月31日

(敬称略)

番号	氏名	所属団体	備考
1	澤柳 佳彦	上鳥羽地区子ども会育成会	新役員
2	宮澤 秀和	中曽根地区子ども会育成会	新役員
3	小口 貴久	殿村地区子ども会育成会	新役員
4	長谷川 正人	光地区子ども会育成会	新役員
5	山田 茂人	嵩下地区子ども育成会	新役員
6	長崎 孝仁	塚原地区子ども会育成会	新役員
7	外館 和恵	古厩地区子ども会育成会	新役員
8	矢口 美希	柏原地区子ども会育成会	新役員
9	妹尾 憲造	二木地区子ども会育成会	新役員
10	牧石 正明	北小倉地区子ども会育成会	新役員
11	柴田 恵理	上長尾地区子ども会育成会	新役員
12	佐原 賢司	及木地区子ども会育成会	新役員
13	川上 修介	扇町地区子ども会育成会	新役員
14	尾日向 芳雄	岩原地区子ども会育成会	新役員
15	細田 昭彦	下堀地区子ども会育成会	新役員
16	板花 三枝子	田多井地区子ども会育成会	新役員
17	堀内 真万	塩川原地区子ども会育成会	新役員
18	小池 広紀	北村地区子ども会育成会	新役員
19	工藤 綾子	天神原地区子ども会育成会	新役員
20	櫻井 さつき	みどりヶ丘地区子ども会育成会	新役員
21	手塚 宏孝	安曇ライオンズクラブ	新役員
22	岩垂 由美子	明科ライオンズクラブ	新役員

報告第4号	教育部 生涯学習課
平成31年4月24日提出	(課長)白井 隆昭 (担当係長) 布山 幸子

タイトル	安曇野市民スポーツ祭開会式等について
報告を要する事項の内容	開会式及びスポーツ体験イベント等の内容の見直し
要旨	10年目の節目を迎える「安曇野市民スポーツ祭開会式」について、開催方法等を見直し、市民の皆さんが参加しやすく、スポーツに触れる機会の提供とスポーツ団体の皆さんが魅力を感じながら参加できる、1日の体験イベント形式としたい。
説明	<p>1 経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度に、市民スポーツの一体感の醸成を目指し、関係するスポーツ団体等を含めた実行委員会を組織し、「第1回安曇野市民スポーツ祭」を開催し、平成31年度(2019年度)は10回目を迎える。 ・総合開会式及びスポーツ交流会等は、内容のマンネリ化等により、参加者(団体)の固定化や減少が見られ、改善策が求められていた。 ・実行委員会では、平成31年度開会式を10回記念事業とし、市民が参加しやすいスポーツ体験、健康チェック等を取り入れた体験型イベントとしての開催が実行委員会で決定したため、実施に向け準備を進めていく。 <p>2 安曇野市民スポーツ祭開会式及びスポーツ体験DAYの概要 「第10回(記念事業)安曇野市民スポーツ祭の概要について～開会式及びスポーツ体験DAY～」のとおり 別紙1</p> <p>(1) 開催日 令和元年6月30日(日) 午前9時から午後4時まで</p> <p>(2) 場所 穂高会館(穂高総合体育館及び穂高公民館)</p> <p>(3) 主催 安曇野市、教育委員会、安曇野市体育協会</p> <p>(4) 主管 安曇野市民スポーツ祭実行委員会</p> <p>(5) 協力 安曇野市スポーツ推進委員会、安曇野総合型地 スポーツクラブ「スポネット常念」、 (株)松本山雅、松本大学、NPO法人熟年体育大 学リサーチセンター、松商学園、安曇野市コー</p>

ディネーショントレーニング実践研究会、(株)現代
けんこう出版、長野県ボッチャ協会ほか

(6) 対象者 市民、市内のスポーツ団体など

(7) 内 容 「第10回安曇野市民スポーツ祭スケジュール表」
のとおり **別紙2**

※主な企画は次のとおり

○講演会（トークショー）

・アスリート講演会

講師：篠原信一さん（柔道家・タレント）

経歴：2000年シドニー五輪100kg超級銀メダリスト
2008年柔道男子監督（～2012年まで）

講師：三四郎さん（タレント、歌手、柔道家）

経歴：小学5・6年生、中学生の時に全国柔道大会で優勝
高校・大学も柔道選手として活躍し将来オリンピック
金メダルを目指す、度重なる怪我により20歳の
時に柔道競技の道を断念する。

○企画イベント（ブース）

- ・レクリエーション・パラスポーツ（ボッチャ）体験
- ・ボッチャ体験会
- ・インターバル速歩
- ・コオディネーショントレーニング（COT）
- ・松本山雅タオル健康体操
- ・女性力UP!自分磨きレッスン（ピラティス、ヨガ等）
- ・体協ダンス、ダブルダッチ、ラート発表
- ・スポーツ体験教室（松本山雅ボールゲーム）
- ・健康測定（歩行姿勢測定、足裏バランスチェック等）
- ・キッズ運動あそび
- ・安曇野のスポーツを知る（ブース展示等）
- ・スタンプラリー

(8) 参加費 無料

3 種目別競技会

- ・種目別競技会については、例年どおり開催するが、新たな参
加種目、参加団体等参加者の拡大に努めていきたい。

(17種目)

第10回(記念事業)安曇野市民スポーツ祭の概要について
～開会式及びスポーツ体験DAY～

1 趣旨

平成17年10月に5町村が合併、平成18年に安曇野市体育協会が発足する中、市民スポーツの一体感の醸成を目指し、市(教育委員会)と市体育協会が共催、また、関係するスポーツ団体等を含めた実行委員会を組織とした「安曇野市民スポーツ祭」が平成31年度で10回目を迎える。そこで、市民がスポーツを通して交流を深め、スポーツに魅力を感じられるものを開催していく。

2 内容

- 1) スポーツ体験型イベントの開催(スポーツ体験DAY)
- 2) 種目別競技会(17種目)の開催

3 スポーツ体験型イベントの開催(スポーツ体験DAY)について

- 1 タイトル 「AZUMINO SPORTS DAY 2019 ～10th Anniversary～」
- 2 テーマ 『～体験！ 挑戦！ 発見！～
スポーツを親しみ、楽しみ、支えるスポーツを共感しよう！』
- 3 期 日 令和元年6月30日(日) 9:00～16:00
《※ 前日準備 29日(土) 13:00～ 実行委員会準備》
- 4 場 所 穂高総合体育館、穂高会館講堂
(安曇野市穂高 5047 番地 電話 82-5970)
- 5 主 催 安曇野市、安曇野市教育委員会、安曇野市体育協会
- 6 主 管 安曇野市民スポーツ祭実行委員会
- 7 協 力 安曇野市スポーツ推進委員会、安曇野総合型地域スポーツクラブ「スポネット常念」、(株)松本山雅、松本大学、NPO法人熟年体育大学リサーチセンター、松商学園、安曇野市コーディネーショントレーニング実践研究会、(株)現代けんこう出版、障がい者スポーツ支援センター松本「サンスポートまつもと」ほか
- 8 対象者 市民、市内のスポーツ団体など
- 9 内 容 資料2「第10回安曇野市民スポーツ祭スケジュール表」のとおり
- 10 参加費 無料
- 11 申込み 事前募集種目以外は不要
- 12 申込み先・問い合わせ先

教育部生涯学習課スポーツ推進担当

電話：0263-71-2467(直通)

FAX：0263-71-2338

E-mail : shogaigakushu@city.azumino.nagano.jp

もしくは

安曇野市体育協会事務局

電話 : 0263-88-3516 (直通)

FAX : 0263-88-3516

E-mail : azuminoshi.taikyou@ia8.itkeeper.ne.jp

4 種目別競技会の開催について

1 期 日 令和元年6月～12月

2 場 所 安曇野市内スポーツ施設

3 種目数 17種目

4 その他 なお、種目別競技会については、大会参加の際の参加賞を取りやめ、大会参加者の保険料や体験イベントへ充てていく。同時に、新たな参加種目、参加団体等参加者の拡大にも努めていく。

第10回 安曇野市民スポーツ祭 タイムスケジュール表

時間	アリーナステージ側		アリーナ入り口側		フレイルーム 柔剣道場	卓球室	トレーニング ルーム	第3会議室	講堂	講堂	通路	コパジックホール (2階)	時間
	テニスコート側・中央	公民館側	アリーナステージ側	アリーナ入り口側									
8:00													8:00
9:00									開会式			開会式受付	9:00
10:00									アスリート講演会				10:00
11:00	レクリエーション・バラス ポーツ(障がい者スポーツ) ・ポッチャ体験会		レクリエーション・バラス ポーツ(障がい者スポーツ) ・ポッチャ体験会				女性力UP!自分磨き レッスン①(ピラティ ス) 【成人・女性】						11:00
12:00	ステージ発表 ダンス、ダブルダッチ、ラート、 体操など(ダンス、空手)		レクリエーション・バラス ポーツ(障がい者スポーツ) ・ポッチャ体験会				健康ブース (健康測定) ・インボディ ・骨密度検査 ・歩行姿勢測定 ・フィットネス ・ストレッチングマシン						12:00
13:00	体験会/ラート、ダブルダッチ		レクリエーション・バラス ポーツ(障がい者スポーツ) ・ポッチャ体験会		実行委員・ステージ 発表団体控室		女性力UP!自分磨き レッスン②(美姿勢 ク&美姿勢) 【成人・女性】						13:00
14:00	やってみよう!スポーツ体 験教室④(松本山雅ポ ールゲーム)【小学生】		レクリエーション・バラス ポーツ(障がい者スポーツ) ・ポッチャ体験会		発表団体控室		女性力UP!自分磨 きレッスン③(ヨガ) 【成人・女性】						14:00
15:00													15:00
16:00													16:00

テーマ

「AZUMINO SPORTS DAY 2019 ~10th Anniversary~」 『～体験！挑戦！発見！～ スポーツを親しみ、楽しみ、支えるスポーツを共感しよう！』

体験！ 発見！ 出演

- | | | |
|-----------------|-----------------|------------------------------------|
| ・ポッチャ競技会 | ・アスリート講演会 | ・有森裕子スポーツ大使(ビデオメッセージ)・キッズスペース |
| ・障がい者スポーツ | ・ステージ発表 | ・ガンズくん(松本山雅マスコットキャラクター)・スポーツ用品リユース |
| ・インターバル運歩 | ・ホストタウン | ・みずん(安曇野市農業再生協議会) |
| ・COT | ・オリンピック・パラリンピック | ・スタンブラリー |
| ・バルシューレ | ・スポ少・体協 | ・バルーンアート |
| ・タオル体操 | ・松本山雅 | ・健康測定 |
| ・ピラティス、ヨガ、美ウオーク | ・新総合体育館 | |
| ・ラート、ダブルダッチ | ・ウエイトリフティング | |
| | ・自転車を活用したまちづくり | |

報告第5号	教育部 文化課
平成31年4月24日提出	(課長) 那須野 雅好 (担当) 山下 泰永

タイトル	市天然記念物「熊倉のケショウヤナギ」滅失届出書について
決定を要する事項の内容	
要旨	<p>平成31年2月20日 熊倉区長から市天然記念物「熊倉のケショウヤナギ」滅失届出書が提出されたことから、文化財保護審議会に諮問をする。</p> <p>【安曇野市文化財保護条例抜粋】 (諮問及び告示等)</p> <p>第5条 教育委員会は、文化財の指定、認定又は解除しようとするときは、あらかじめ安曇野市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問しなければならない。</p> <p>教育委員会は、文化財の指定、認定又は解除したときは、その旨を告示するとともに、所有者等へ通知しなければならない。</p>
説明	<p>熊倉のケショウヤナギ</p> <p>(1) 文化財の名称及び員数 安曇野市天然記念物 熊倉のケショウヤナギ 1群落</p> <p>(2) 指定年月日及び指定書の記号番号 平成20年10月29日 第129号</p> <p>(3) 所在地 長野県安曇野市豊科高家</p> <p>(4) 所有者 熊倉区</p> <p>(5) 概要 当該天然記念物は、安曇野市豊科高家の犀川河川敷に所在するケショウヤナギの一群落である。平成9年7月2日付で旧豊科町天然記念物として指定されており、平成20年10月29日付で安曇野市天然記念物として指定した。近年は、良好に生育している個体は1本のみを確認していた。</p> <p>経過 平成29年2月8日 市教委職員が、天然記念物標柱設置地点の1本の枯損を現地確認。萌芽があるか、周辺に別個体があるか経過観察をすることとする。</p> <p>平成31年2月19日 熊倉区長外2名、市教委、豊科郷土博物館職員で再度現地確認を実施。経過観察中の1本は、その後の萌芽は確認できず、周辺に別個体もないことを確認した。</p> <p>平成31年2月20日 熊倉区長から天然記念物滅失届出書が提出される。</p>

平成 31 年 4 月 24 日開催

安曇野市教育委員会 4 月定例会当日配布資料

平成 31 年 4 月 24 日

安曇野市文化財保護審議会
会 長 石 田 益 雄 様

安曇野市教育委員会
教育長 橋 渡 勝 也

諮 問 書

安曇野市指定文化財を指定解除する件について、文化財保護条例（平成 17 年 10 月 1 日
条例第 238 号）第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり諮問します。

記

指定文化財指定解除物件

指定番号	種別	名称	申請者	員数
129	安曇野市 天然記念物	熊倉のケショウヤナギ	熊倉区長	1 群落

報告第6号	教育部 各課
平成31年4月24日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	学校教育課 4件 生涯学習課 11件 文化課 8件 (詳細別紙)
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義)</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>(教育長の専決範囲)</p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)</p>	

学校教育課 共催・後援台帳(平成31年度4月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	年度	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H30.29.28	H30.29.28	所管課意見
H30.3.25 32	H31.3.25	学校教育	30	「第27回いきいき教室」特別講演会	モモの会(不登校親の会) 百瀬 敬子	モモの会(不登校親の会)	後援	教育にかかわる多くの方々に知っていただくため、保育士・教師・保護者・etcの方々にお願い。	3月22日	2019年6月1日(土)	専決	過去承認	○	3月25日	山形村ミラード館	不登校・学校問題・子育てでかかわる諸問題へ対応を学ぶ「明橋大二先生を講師にお招きしての講演会」。	HSCって何？ひといちばい敏感な子の話し方・育て方の講演会。講師：明橋大二先生。定員150名。参加費：2,000円。 ※H27年度過去承認済み			基準第3条第2項及び第4条第2号により可
H31.4.4 1	H31.4.4	学校教育	31	不登校・ひきこもりのための発達心理とカウンセリング講座	NPO法人長野県子どもサポートセンター 飯田 俊穂	NPO法人長野県子どもサポートセンター	後援	多くの市民の皆様に参加していただく目的を達成し、理解を深め、参加していただくには是非後援をお願いしたい。	4月4日	4/21(日)・5/26(日)・6/16(日)・7/28(月)・8/25(日)・9/29(日)・10/27(日)・11/24(日)・12/22(日)・2020年1/19(日)・2/24(月)・3/29(日)	専決	過去承認	○	4月5日	NPO法人長野県子どもサポートセンター	長野県新5か年計画「しあわせ信州創造プラン2.0」困難を抱える子どもへの動物介在活動による支援事業の一環として、子どもサポートセミナー開催のため。	子どもの発達心理を学ぶ講座や寄り添うためのトーク講座・個別相談・参加者の交流会・動物ふれあい体験・子どもフリースペース等、年間12回開催する。			基準第3条第2項及び第4条第2号により可
H31.4.4 2	H31.4.4	学校教育	31	Scratch Day 信州 2019	Scratch Day 信州実行委員会 代表 濱田 康	Scratch Day 信州実行委員会	後援	安曇野市地域の児童や教育関係者に広く参加を呼び掛けるため。	4月4日	6月9日(日)	専決	過去承認	○	4月5日	松本大学	子ども向けプログラミングの環境「Scratch」の誕生を祝い、毎年世界各地で行われる「Scratch Day」を信州でも開催し、関係者の交流を図る。	産官学から出店ブースでのタッチ&トライ、子ども達のプログラミング作品発表、ワークショップなど。概ね300名程度が参加交流を図る。			基準第3条第2項及び第4条第2号により可
H31.4.11 3	H31.4.11	学校教育	31	不登校フォーラム	学校法人日生学園青山高等学校 校長 岡島 義信	学校法人日生学園青山高等学校	後援	不登校生を抱え込んでおられる保護者への働きかけを、教育委員会との連携を深めることで更に広げていきたい。	4月11日	7/15(月)	専決	学校主催	○	4月12日	松本商工会館	不登校生を抱えておられる家庭(保護者)の現状のあり方や、保護者として子どもと向き合い合う心の持ち方、また将来への不安の解消。	不登校を経験した生徒の体験発表やインタビューを通じて、不登校克服への糸口や解決策。また不登校を抱えておられる家庭のあり方や子供との信頼関係の築き方など。			基準第3条第1項及び第2条第1号により可

教育部生涯学習課 共催・後援台帳(平成31年度4月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H30.28	H28	所管課見
87	H31.3.8	社会教育担当	第5回安曇野市歯科口腔保健シンポジウム	安曇野市歯科医師会 下條 勝彦	安曇野市歯科医師会	後援	教育施設へのホステタージュ希望	3月6日	平成31年(2019年)6月8日(土)	○	過去承認	○	3月12日	豊科ふれあいホール	安曇野市歯科口腔保健条例第4条、第6条に基づき市民向け歯科口腔保健啓蒙活動	松本大学水野尚子先生(管理栄養士)の講演 演題 健康長寿を目指した食生活	○	-	基準第3条第2項及び第4条第2号に可
88	H31.3.13	スポーツ推進担当	第3回ステイングス杯小学生バレーボール大会	安曇野市小学生バレーボール連盟 総務委員 中村 長治 競技委員 丸山 文生	安曇野小学生バレーボール連盟(協賛:ジェイテクト STINGS)	後援	安曇野市の体育施設や教育委員会の学校施設を借りて大会を開催する。地域の児童の親睦とバレーボールによる体位向上と体力養成を図る。	3月12日	平成31年(2019年)4月21日(日)	○	過去承認	○	3月20日	明科体育館、明南小学校体育館、豊科小学校体育館、豊科運動者総合スポーツ施設、豊科小学校体育館、穂高小学校体育館、穂高小学校体育館、山形センター体青館、山形小学校体育館	競技方法:トーナメント方式(一部リーグ戦)、全試合3セットマッチ・フリーポイント制・6人制競技規則により実施 参加料:1チーム3,000円	○	-	基準第3条第2項及び第4条第2号に可	
89	H31.3.19	社会教育担当	CoderDojo安曇野	CoderDojo安曇野 篠原 寛行	CoderDojo安曇野	後援	広域地域の児童や教育関係者にこの活動を広く認知していただくため	3月18日	毎月第3土曜日(平成31年(2019年)4月20日~平成32年(2020年)3月21日)	○	過去承認	○	3月25日	AzuminoCo working(安曇野コワーキングスペース)	プログラミ的思考(論理的思考力や創造性、IT人材の不足を補うための等の育成をはじめ関係者との交流をはかる。	子どものためのプログラミング会場	○	-	基準第3条第2項及び第4条第2号に可

教育部生涯学習課 共催・後援台帳(平成31年度4月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H30.29.28	H30.29.28	H30.29.28	所管課
90	H31.3.18	スポーツ推進担当	第48回中信地区陸上競技選手権大会	中信地区陸上競技協会 木和 会長 戸岡 孝	中信地区陸上競技協会、松本協会、大北陸協会、長野陸上競技協会、木曽陸上競技協会、郡上陸上競技協会、安曇野市陸上競技協会	後援	中信地区中学校、高等学校の生徒が選手として参加するため。	3月15日	平成31年(2019年)5月3日(金)・4日(土)	○	過去承認	○	3月20日	長野県松本平広域公園陸上競技場	陸上競技大会における各種目の優勝者の決定と、あわせて中信地区における陸上競技の普及、強化、振興をはかるため。	競技種目:【男子】100m、400m、1500m、10000m、110mH、4×100mR、棒高跳、走幅跳、円盤投、やり投、200m、800m、5000m、400mH、3000mSC、5000mW、4×400mR、走高跳、三段跳、砲丸投、ハンマー投、【女子】100m、400m、1500m、100mH、4×100mR、棒高跳、走幅跳、円盤投、やり投、200m、800m、3000m、400mH、2000mSC、5000mW、4×400mR、走高跳、三段跳、砲丸投、ハンマー投 参加料:1人1種目につき一般1,500円、高校生1,000円、中学生800円。リレー種目は一般・高校生1,500円、中学生1,200円。	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号より可
91	H31.3.20	スポーツ推進担当	松本山雅FCユースアカデミー サッカー大会 松本山雅FCユースアカデミー サッカー大会 松本山雅FCユースアカデミー サッカー大会	特定非営利活動法人松本山雅FC 理事長 耕 高橋 司	特定非営利活動法人松本山雅FC 松本山雅FC 松本山雅FC	後援	松本山雅FCのホムタウソンである安曇野市と協力し、地域の青少年の育成を図りたい為。	3月18日	平成31年(2019年)4月~平成32年(2020年)3月 練習会場:毎週水曜日・年6回 三郷会場:毎週水曜日・年9回	○	過去承認	○	3月27日	穂高総合体育館、穂高東中学校体育館、三郷屋内テニスコートボール場	松本山雅フットボールクラブがサッカーの普及を通じ、子供たちの夢の達成へのサポートを提供し、安曇野市に貢献するためのサッカースクールの。	年中・年長児(KIDS)及び小学生1年生から6年生(S-7~12)を対象に、学年別のサッカースクールの実施する。 年会費:6,416円 月会費:KIDS週1回コース3,888円、KIDS週2回コース7,290円、KIDS週3回コース9,558円、小学生週1回コース4,536円、小学生週2回コース7,938円、小学生週3回コース10,206円	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号より可
92	H31.3.20	スポーツ推進担当	第69回中部日本6人制バレーボール総合男女選手権大会(高専予選会(高専学校の部))	安曇野・東筑ハレバレーボール協会 理事長 望 会 長 雄内 月	一般財団法人東筑ハレバレーボール協会、安曇野・東筑ハレバレーボール協会	後援	高等学校新人戦バレーボール大会であり、高い大会を通じ安曇野市のスポーツ振興に寄与したいため。	3月18日	平成31年4月21日(日)	○	過去承認	○	3月27日	穂高総合体育館、穂高東中学校体育館	高校生の長野県予選会として位置づけ、優勝チームを中部日本大会に推薦し、バレーボールの健全な普及、振興及び競技力向上を目的とするもの。	競技方法:トーナメント方式で、3セットマッチとし、3位決定戦は行わない。 参加料:1チーム8,000円 本大会の男女各1位チームを、2019年7月13日(土)~15日(月)に福井県福井市で開催される中部日本大会に推薦する。	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号より可

教育部生涯学習課 共催・後援台帳(平成31年度4月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H30.28	H31.28	H31.30	所管課意見
93	H31.3.28	社会教育担当	第5回あるぶすタウン	松本大学	住吉 廣行	松本大学地域づくり推進委員会	後援	安曇野市教育委員会により多数の参加を図るため。	平成31年(2019年)9月15日(日)～16日(月)	3月25日	過去承認	○	3月29日	松本大学5号館 他	子どもたちが将来について考えを分かちあうことや、様々な仕事を体験できる場として開催。様々な仕事の内容や楽しさ、大変さ、大切さを体験できる場として、社会の仕組みやお金の流れを学ぶことができる。	様々な仕事の内容や楽しさ、大変さ、大切さを体験できる場として、社会の仕組みやお金の流れを学ぶ。企業・団体・専門家にご協力いただき、企画運営を大學生が中心となって行う。 ・仕事ブース出展の予定 ・参加費 1,000円	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号より可
2	H31.4.2	スポーツ推進担当	安曇野市穂高家庭婦人バレーボールリーグ戦大会	安曇野市穂高家庭婦人バレーボール協会	西長 君子	安曇野市穂高家庭婦人バレーボール協会	後援	参加チームの士気向上	平成31年5月9日(木)から平成31年10月3日(木)までの隔週	4月2日	過去承認	○	4月5日	安曇野市穂高総合体育館	当協会に所属するチームの会員相互の親睦とバレーボール技術の向上をねらいとして開催する。	穂高地域在住の家庭婦人(未婚女性)は20歳以上、各チーム3名以下)で構成する本協会所属のチームによる総当たり、リーグ戦。 参加料:1チーム13,000円	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号より可
5	H31.4.4	社会教育担当	あつみの国際DAY2019！～昼食を食べる！～	あつみの国際ネットワーク(AIN)	丸山 美枝	安曇野市・あつみの国際ネットワーク(AIN)	後援	市民が参加しやすく、効果的に市民への多様な国際化情報に関する情報を紹介するため	平成31年(2019年)10月13日(日)	4月3日	過去承認	○	4月9日	安曇野市穂高公会館	"世界にやさしい安曇野へ"をスローガンに、安曇野市民と市内に暮らす外国籍市民のお互いの交流と理解を目的とする。多文化共生を指す多文化共生の推進を図る	「多文化交流ひろば」外国籍パフォーマンスタウンの試食、交流バスツアーによる多文化体験「多文化ストーリー」多文化共生を知るパネル展など	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号より可
6	H31.4.10	社会教育担当	しげんとあそぼう	ガールスカウト長野県第38団	委員長 松井 恭子	ガールスカウト長野県第38団	後援	一般の方々に安心して参加していただくため	平成31年5月12日(日)	4月10日	過去承認	○	4月12日	塚金公民館	ネイチャーターゲームをしたり、みんなで放し出しをしてガールスカウトがどのようなことをしているか知っていただきたい	ガールスカウトのおやつ「サムライ」を作って食べたりゲームスキャットのおねえさんたちと一緒に楽しく遊ぶ 参加費:1人100円(1組200円)	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号より可
7	H31.4.10	スポーツ推進担当	第14回中信地区小学生陸上競技大会兼野果小学生陸上競技大会予選会	中信地区陸上競技協会	木戸 和孝	中信地区陸上競技協会	後援	中信地区における小学生の陸上競技の普及、強化、振興をはかるため	平成31年5月19日(日)	4月10日	過去承認	○	4月11日	松本平広域公園陸上競技場	中信地区小学生陸上競技兼中信地区予選会	競技種目:【男子・女子】4年、5年、6年100m、5・6年1000m、5・6年コンバインドA(80mH、走高跳)、5・6年コンバインドB(走幅跳、ジャベリックボウアー投) 【男女混合】5・6年4x100mR 参加料:1人700円(練習保険料含)	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号より可

教育部文化課 共催・後援台帳(平成31年度4月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 28	H 29	H 30	所管課意見
1	H31.3.11	文化	第2回アルプス・クラシック・コンサート	アルプス演奏家協会 中村 順子	アルプス演奏家協会	後援	市内の小中学生にも楽しい音楽という面から、クラシック音楽への理解を広めたいため。	3月11日	平成31年(2019年)6月9日(日)	○	過去承認		3月13日	すずの音ホール	フルート・マリリンバ・ピアノのアンサンブルを通して、音楽芸術を感じていただき、文化への理解と普及を図る事を目的とします。	フルート・マリリンバ・ピアノ奏者3名のソロとアンサンブルによるクラシック・コンサートを開催する。出演者は米窪柁氏(フルート)・広沢園子氏(マリリンバ)・中村倫子氏(ピアノ)入場予定者数:140名、入場料:一般1,500円、中・高校生:1,000円、小学生:500円、未就学児:無料			○	基準第4条第2号に より可
2	H31.3.14	文化	こもれび音楽会2019 半崎美子コンサート	こもれび音楽会実行委員会	こもれび音楽会実行委員会	後援	より多くの市民(児童も含めて)の方にこの企画を知っていただきたい。	3月12日	平成31年(2019年)7月19日(金)	○	過去承認		3月14日	キッセイ文化ホール中ホール	障害のある方の地域生活応援の理解と共感を広げる。	第50回日本有線大賞新人賞を受賞し、2018年3月「情熱大陸」でも歌や生き方が取り上げられた、半崎美子さんのコンサートを開催する。入場料:3,500円、入場見込:700名			○	基準第4条第2号に より可
3	H31.3.18	文化	穂高地区伝統文化「いけばな親子教室」	代表 野崎純子	穂高地区伝統文化「いけばな親子教室」	後援	小中学生の子どもを対象とする事業のため、幅広く紹介していきたい。	3月18日	平成31年(2019年)5月25日(土)~12月7日(土)の内11回 *別添2のとおあり	○	過去承認		3月20日	穂高会館第2会議室	次世代を担う子どもや親を対象に、いけばなを通じて伝統文化を体験・習得させるとともに、歴史や伝統文化に関心・理解を深め、子どもたちの豊かな人間性を深めることを目的とする。	生け花の教授者が複数名で指導する。費用は1回につき花代700円			○	基準第4条第2号に より可
4	H31.3.28	文化	豊科地区伝統文化「いけばな親子教室」	代表 丸山喜美子	豊科地区伝統文化「いけばな親子教室」	後援	小中学生の子どもを対象とする事業のため、幅広く紹介していきたい。	3月28日	平成31年(2019年)5月25日(土)~12月7日(土) *別添2のとおあり	○	過去承認		4月1日	堀金公民館	次世代を担う子どもや親を対象に、いけばなを通じて伝統文化を体験・習得させ、歴史や文化に関心・理解を深めることを目的とする。	生け花の教授者が複数名で指導する。費用は1回につき花代750円			○	基準第4条第2号に より可
5	H31.4.5	文化	第30回井上秋涛を偲ぶ書道展	井上秋涛顕彰会	井上秋涛顕彰会・妙法寺	後援	情操と落ち着いた書を養う教育の事業であり、広く市民に周知するため。	4月3日	平成31年(2019年)5月18日(土)~5月19日(日)	○	過去承認		4月9日	穂高妙法寺	日本の書道文化を次世代に継承していく為	井上秋涛先生の遺墨及び井上秋涛顕彰会役員、会員の中、高校生の作品を展示する。入場料、参加料ともに無料。			○	基準第4条第2号に より可

教育部 文化課 共催・後援台帳(平成31年度4月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 28	H 29	H 30	所管課意見
6	H31.4.5	文化	第2回おまちかね真打ちまつぷん寄席	(一財)長野文化振興事業団 キッセイ文化ホール(長野県松本文化会館)	館長 金井貞徳	後援	より有効な広報活動を行いたいため。	4月4日	平成31年(2019年)8月4日(日)	○	過去承認		4月9日	キッセイ文化ホール(長野県松本文化会館)国際会議室	「あしたは真打ちまつぷん新人寄席」に出演実績のある、真打ちに昇進した作家を中心とした落語会を開催し、落語の裾野を更に広げる。	第9回まつぷん新人寄席(平成28年6月7日開催)に出演した柳家燕祐氏など3人の作家による落語会を開催する。 全席自由。入場料:一般(2,500円)、学生・シニア(60歳以上)1,500円				基準第4条第2号により可
7	H31.4.8	文化	第16回 ちよの会吟音祭	第16回 ちよの会吟音祭実行委員会	大会長 小林哲聖	後援	吟詠・剣舞・詩舞の芸術文化の発展に貢献したい旨から、後援承認いただくことにより、更なる発展につなげたいため。	4月8日	平成31年(2019年)5月12日(日)	○	過去承認		4月9日	穂高交流学習センターみらい	吟詠・剣舞・詩舞等を志す方、方、らに同様に賛同していただける安曇野市民及び賛同者一般を出演対象者として募集し、ちよの会吟音祭当日に発表する。入場料は無料。出演料は1人8,000円(観覧会費4,000円含む)出演予定者は70名、入場予定者は150名				基準第4条第2号により可	
8	H31.4.8	文化	第43回/全国公募IAC美術展	全国公募団体IAC美術会	IAC美術会会長 小穴竹豊	後援	会員の作品及び全国から応募された一般作家の作品を展覧し、地域の芸術文化の発展と、市民と作家が楽しく触れ合い、豊かな感性を培いながら、地方から、現代の社会に向かつて確かな発展の期待できる活動の場にするため。	4月8日	平成31年(2019年)6月12日(水)~6月23日(日)	○	過去承認		4月9日	安曇野市豊科近代美術館	日本画・洋画・水墨・水彩・版画・彫塑・木彫・染色・漆・陶芸インスタレーション等々の会員の作品及び全国から応募した一般の作家の作品を展覧し、現代の社会に確かな発現の見える、優れた造形的表現とみなし得る作品であれば、受け入れ、発表の場を提供し世に送り出すとともに美術文化の発展に資する。	6月10日にIAC美術大会他の受賞作品を審査し受賞作品を決定。6月22日に授賞式を行い表彰する。受賞作品の中で安曇野市教育委員会展として賞状も交付する。入場料は大人500円、学生300円(団体・前売りは100円割引)但し、入館料は全額美術館の収入。参加料は会員は無料。一般各部門1人3点まで6,000円、学生3,000円				基準第4条第2号により可

報告第7号

平成31年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校教育課>

学校教育係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
<p>中学生海外ホームステイ 交流派遣事業</p>	<p>平成31年3月16日～25日 海外ホームステイ実施 派遣先：オーストラリア メルボルン 参加者：市内中学2年生（14人） 引率者：豊科南中 浅原教諭 市教委 野中主任 添乗員：（株）テツカ（2人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初予定のプログラムを修了した。 ・参加者全員大きなケガ・病気等なく帰国できました。 ・4月13日提出期限として、参加生徒に体験作文の提出を依頼。 ・同様にアシスタント委託業者に対して報告書の提出を依頼。 	<p>帰国報告会 開催日：平成31年5月26日（日） 午前10時～11時30分 会 場：本庁舎4階大会議室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告会の事前に参加生徒のリハーサル等を実施予定。 ・平成31年度事業については、日程、詳細は今後調整していきます。
<p>安曇野市コミュニティ スクール事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「安曇野市コミュニティスクール（ACS）事業」の3年目スタートしました。 ※平成31年度地域コーディネーター名簿は別紙1 	<p>地域コーディネーター連絡会 4月22日（月）開催</p>
<p>電子黒板の導入推進</p>	<p>導入年度の平成29年度につづいて、中学生と中学校教員を対象に「電子黒板の活用に関するアンケート調査」を実施。→活用頻度が向上しているとの結果に。 ※アンケート結果は別紙2</p> <p>→今後も研修等を継続していく</p>	

平成31年度 地域コーディネーター一覧表

(別紙1)

地域	担当校	氏名	備考
豊科地域	豊科南小学校	宮島 長雄	
	豊科北小学校	丸山 紀子	
	豊科東小学校	三浦 好子	新任
	豊科南中学校	佐藤 百合子	
	豊科北中学校	吉田 泰	新任
穂高地域	穂高南小学校	尾藁 鞆一	新任
	穂高北小学校	竹内 悦子	新任
	穂高西小学校	望月 文規	
	穂高東中学校	中澤 みどり	
	穂高西中学校	滝沢 知子	新任
三郷地域	三郷小学校	峯岸 芳夫	
	三郷中学校	丸田 功子	
堀金地域	堀金小学校	平倉 重則	
	堀金中学校	内田 浩志	
明科地域	明南小学校	加々美 加美雄	新任
	明北小学校	幅 修一	新任
	明科中学校	丸山 恭一郎	

(別紙2)

平成30年度電子黒板活用に関するアンケート調査
結果報告書

安曇野市教育委員会

目次

1. 電子黒板導入 概要.....	2
(1) 目的.....	2
(2) 導入機器.....	2
(3) 導入場所.....	2
(4) 稼働日.....	2
2. アンケート調査 概要.....	2
(1) 調査事項.....	2
(2) 調査対象者（平成 30 年度学校基本調査より）.....	2
(3) 調査日程.....	2
(4) 回収結果.....	2
3. アンケート調査 結果.....	3
(1) 教職員の電子黒板の利用頻度に関して.....	3
(2) 授業での利用場面、利用方法.....	4
(3) 教員から見た電子黒板の効果（年度比較）.....	6
(4) 生徒からみた電子黒板の効果（年度比較）.....	9
(5) 教員からの意見.....	10
4. 考察.....	10

1. 電子黒板導入 概要

(1) 目的

電子黒板の機能を有する大型提示機器を全普通教室に導入することにより、既存校内放送の視聴の改善、実物投影機等のICT機器やデジタル教科書の活用できる環境を整備し、安曇野市の学校教育の情報化を推進する。

(2) 導入機器

エプソン製プロジェクター型電子黒板 126台
(実物投影機、及び校内放送用ブルーレイレコーダー含)

(3) 導入場所

市内中学校7校

(4) 稼働日

平成29年度2学期より稼働開始

2. アンケート調査 概要

(1) 調査事項

- ① 別紙 生徒向け電子黒板の活用に関するアンケート
- ② 別紙 教員向け電子黒板の活用に関するアンケート

(2) 調査対象者 (平成30年度学校基本調査より)

- ① 安曇野市内中学校 全生徒 2627人
- ② 安曇野市内中学校教員 (担当授業を持っている方) 179人

(3) 調査日

平成31年2月

(4) 回収結果

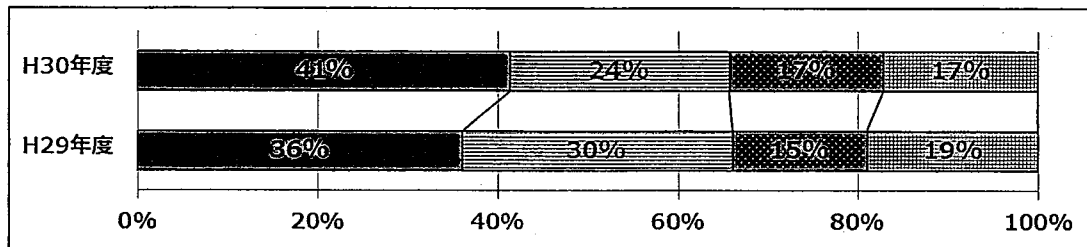
- ① 生徒 2365人
- ② 教諭・講師 168人

3. アンケート調査 結果

(1) 教職員の電子黒板の利用頻度に関して

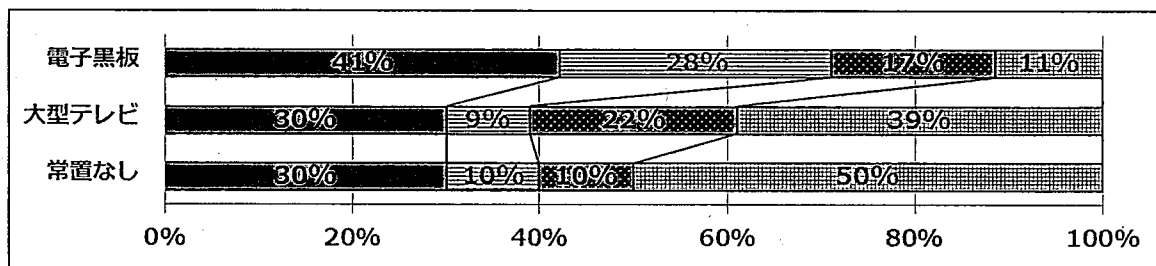
A) 電子黒板利用率（年度比較）

左から 「ほぼ毎日」、「週2.3回」、「週1回」、「ほぼ使用しない」



B) 電子黒板利用率（常置比較）

左から 「ほぼ毎日」、「週2.3回」、「週1回」、「ほぼ使用しない」



C) 電子黒板利用率（教科別比較）

①ほぼ毎日 ②週2.3回 ③週1回 ④ほぼ使用しない

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	英語
①	44%	52%	33%	72%	10%	20%	14%	36%	45%
②	24%	26%	38%	16%	20%	40%	33%	36%	31%
③	12%	13%	25%	12%	10%	20%	19%	0%	10%
④	20%	9%	4%	0%	60%	20%	33%	27%	14%

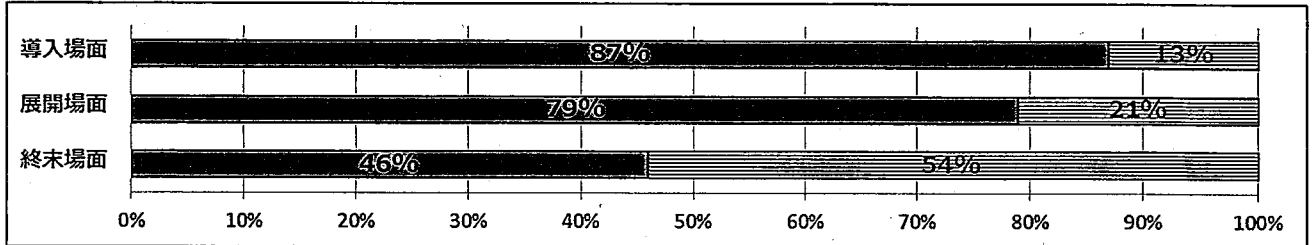
D) 電子黒板を利用しない理由

	選択肢	件数
1	準備に時間がかかる。	29件
2	うまく使いこなせない。	19件
3	教材研究に時間がかかる。	15件
4	電子黒板、大型テレビが常置されていない。	13件
5	機器のトラブルで中断することがある。	10件
6	授業で使える機能、ソフトウェアがない。	6件
7	ICTを活用した授業効果を感じない。	5件
8	生徒がICTを使っても興味を示さない。	0件
	その他	9件

(2) 授業での利用場面、利用方法

A) 利用場面

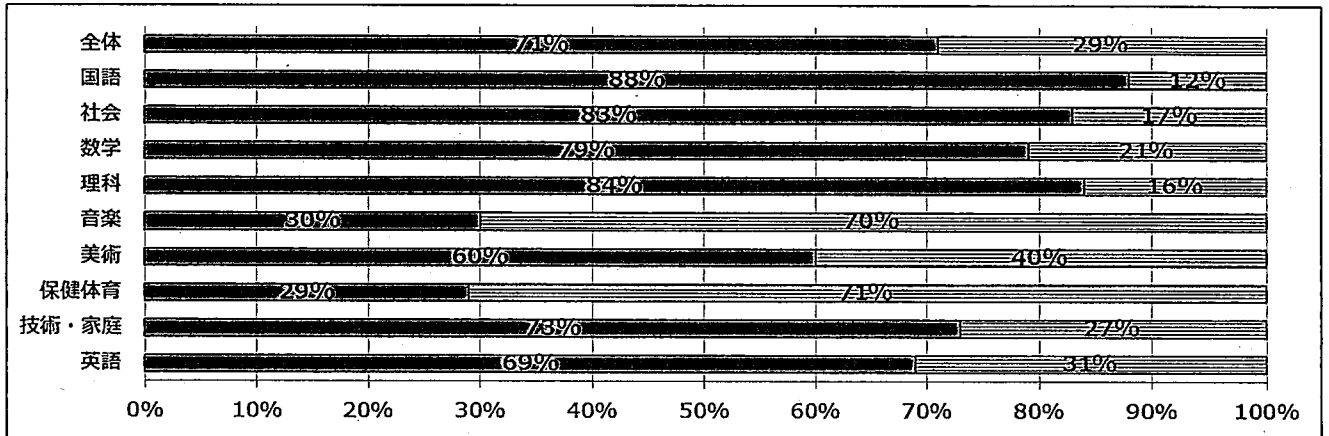
左から 「利用する」, 「利用しない」



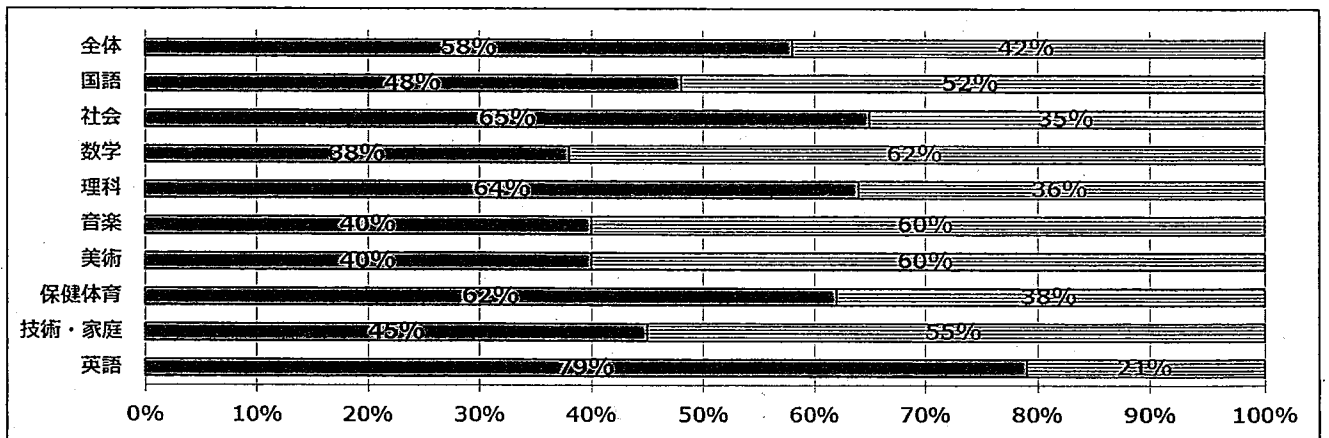
B) 利用方法 (全体・教科別)

左から 「利用する」, 「利用しない」

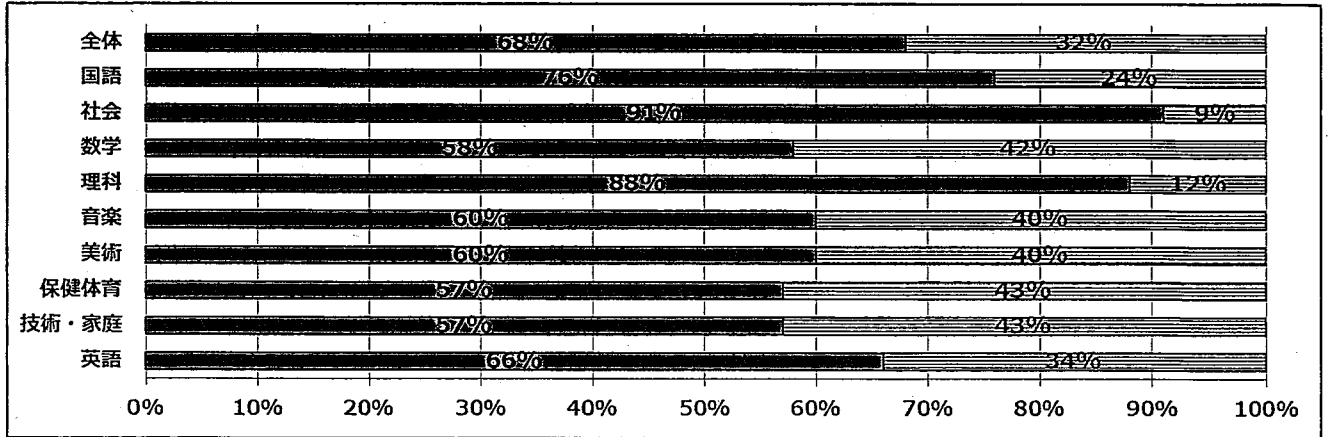
① 書画カメラにつないで、図や写真、生徒のワークシート等を写した



② ブルーレイレコーダー等につないで、動画資料を放映した

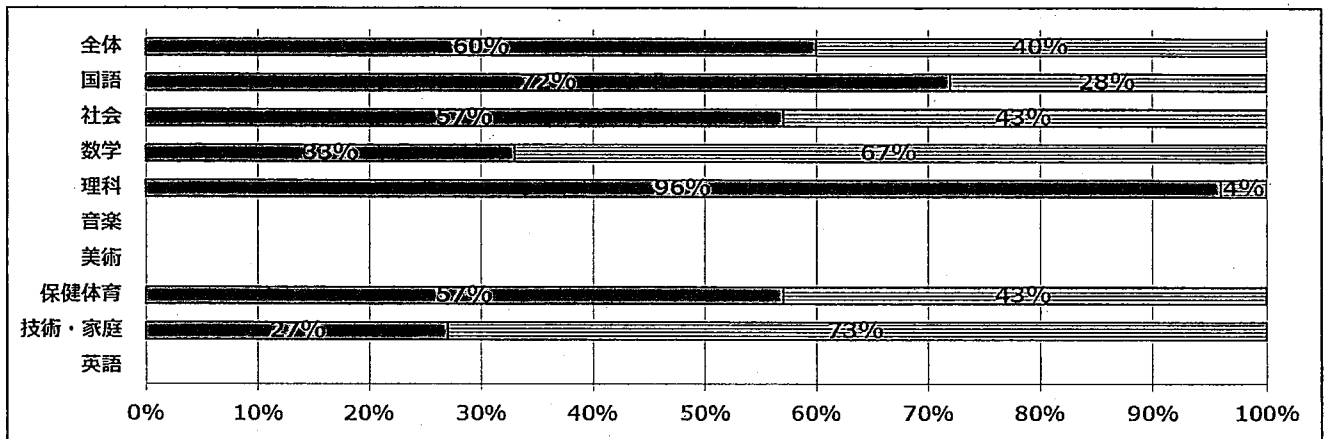


③ PCをつないで、WEBサイトを写した

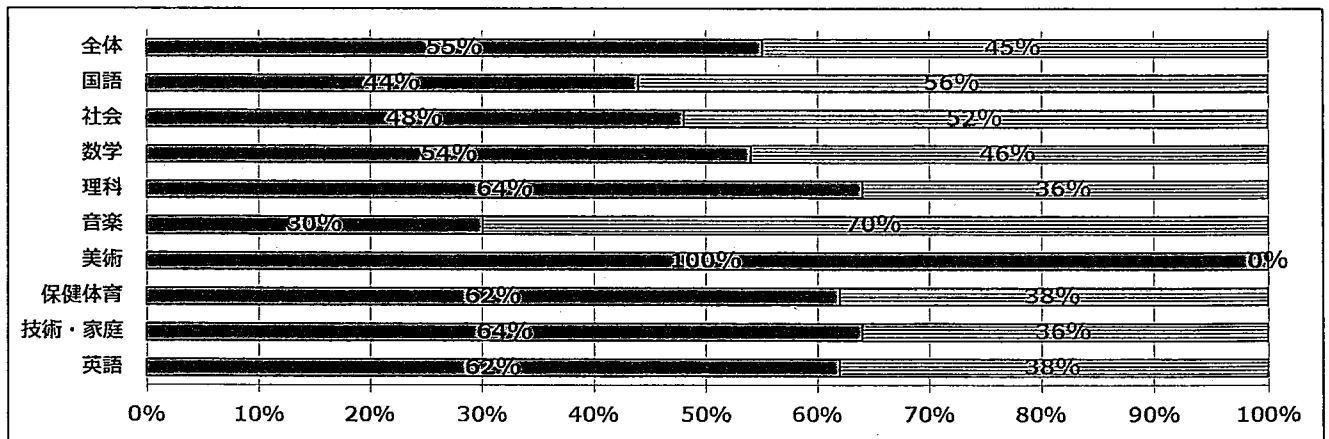


④ PCをつないで、デジタル教科書を写した

(デジタル教科書導入教科：国語、数学、社会、理解、保健体育、技術家庭科)



⑤ PCをつないで、自作資料を使用したり、ソフト（PenPlus等）を使用したりした

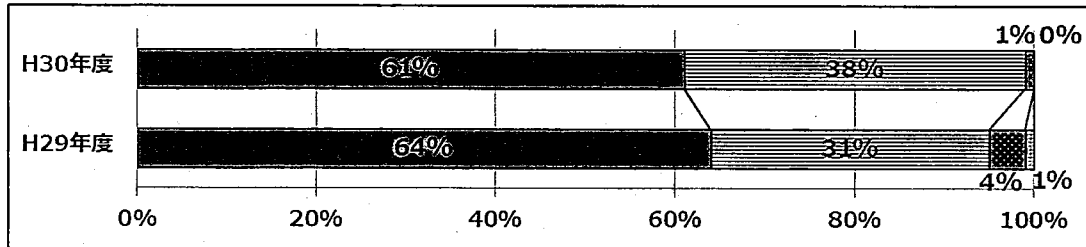


(3) 教員から見た電子黒板の効果 (年度比較)

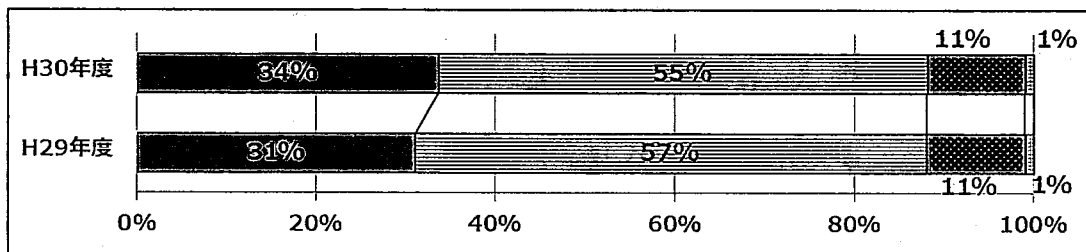
左から 「とてもそう思う」、「少しそう思う」、「あまりそう思わない」、「まったく思わない」

A) 生徒への効果

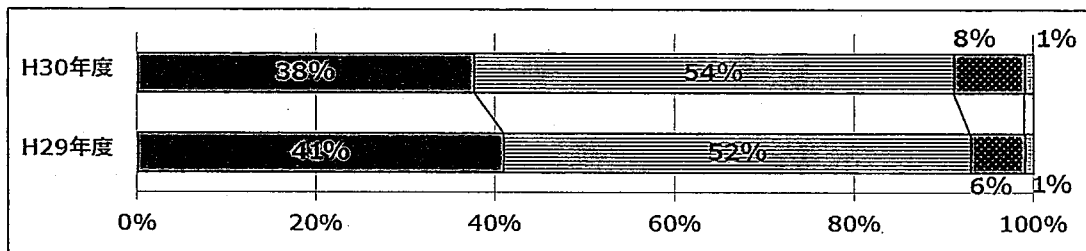
① 学習に対する生徒の興味関心を高めることに効果はありますか。



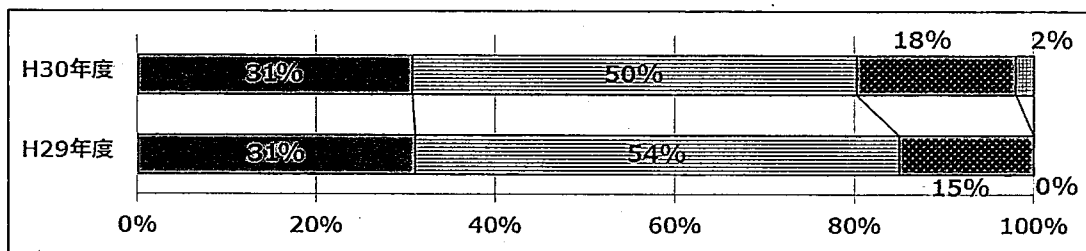
② 生徒一人一人が明確に学習課題をつかむことに効果はありますか。



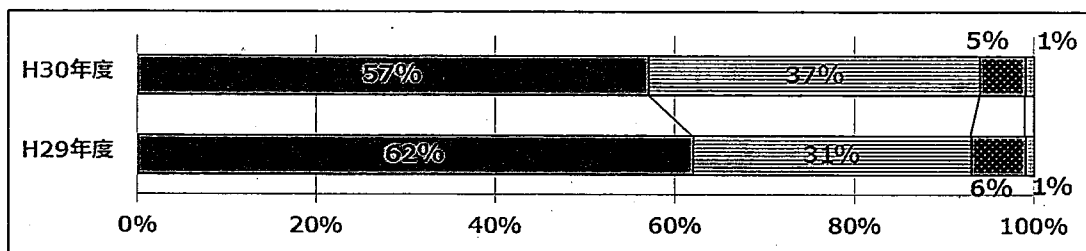
③ 生徒の思考を広げたり深めたりすることに効果はありますか。



④ 学習内容をまとめる際に、生徒の知識の理解の定着を図ることに効果はありますか。



⑤ 生徒が目線を上げて集中して話をきく効果はありますか



B) 電子黒板を利用による生徒の変化 - 教員からのコメント -

◆40代 国語科担当

指示が「視覚化」されたことで授業から気持ちが離れてしまう時間が減ったように思う。

◆50代 国語科担当

具体や事実を示すことで興味関心が高まった。仲間の作品やレポートを示すことで広がりが見られた（意欲的にもなった）。

◆40代 社会科担当

なかなか授業に向き合えない生徒が動画を視聴したり、電子ペンで記入したりすることに興味や意欲をもって臨める場面が増えた。

◆40代 社会科担当

考えの根拠を電子黒板に映した資料を使って発表させたり、生徒が活用して発表したりするので、資料をじっくり読み取って考える習慣がついてきている。

◆60代 数学科担当

時間が短縮できるので説明等が明確にできるようになり、理解が深まる。

◆20代 数学科担当

図形を動かしたりすることで視覚的に変化を捉えることができるようになった。

◆50代 理科担当

デジタル教科書により、事象をコマ送りのように段階を追って理解することができた。

◆30代 理科担当

共通の現象を共通の視点で見て考えることができ、課題把握が上手にできるようになった。

◆40代 音楽科担当

体験できない事を見ることで、写真や資料集よりもわかりやすい。

◆40代 美術科担当

生徒が、班ごとの発表で電子ペンを使ったり、指し示したりしながらプレゼンテーションがしやすくなり、積極性が増したように思う。

◆30代 保健体育科担当

体育では、運動のイメージを持ちやすくなり活動が活発になった。また、技能のポイントに自ら気づき取り組める生徒が出てきた。

◆50代 保健体育教諭

言葉での説明よりも格段理解度が高い

◆30代 技術・家庭科教諭

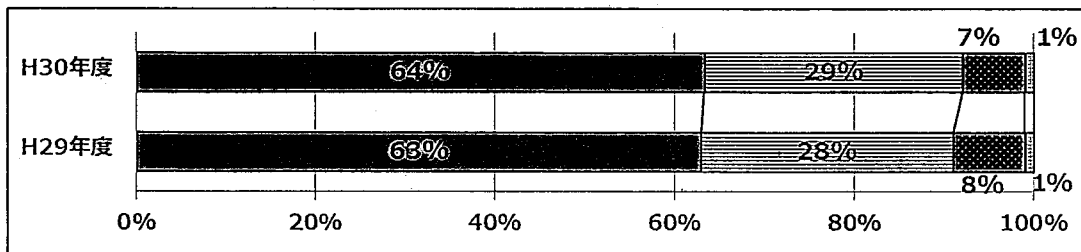
手をとめて、聞く、見る作業に集中できる。書く、消す、前に戻るがすぐ出来、生徒を待たせる時間が減る。

◆40代 英語科教諭

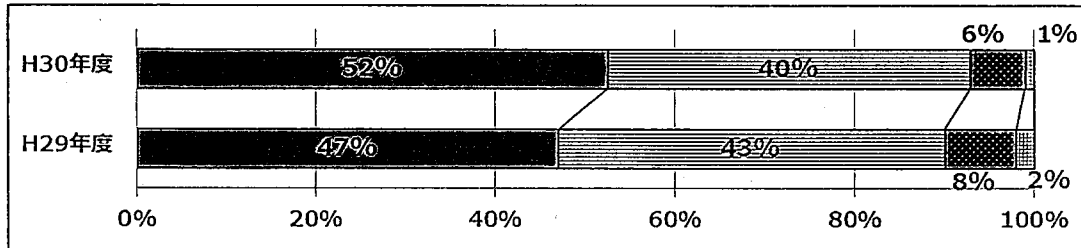
動画をとめて、そこに電子ペンで線を入れたりすることで実際に自分がどうなっているのか、改善点はどこなのかが明確となり、更に確認する技能も視覚的によくわかるので、意欲の向上が大きかった。

C) 教員への効果(年度比較)

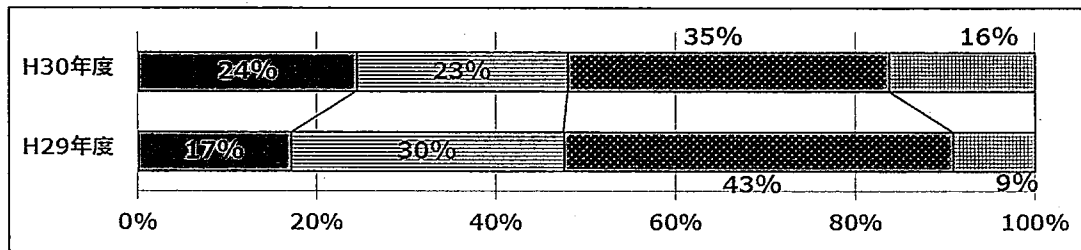
① 電子黒板を用いることで、説明がしやすくなりましたか。



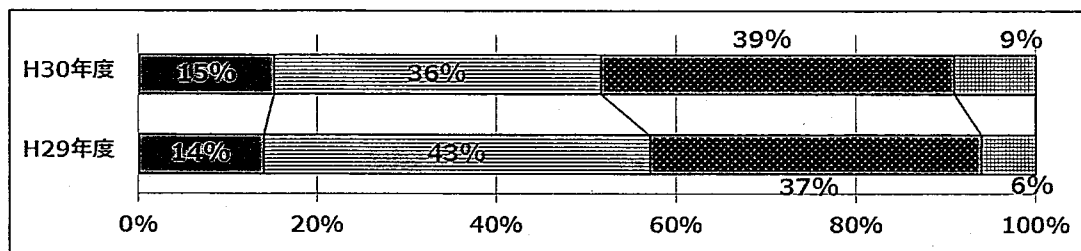
② 電子黒板設置前と比べ生徒にとって有効な教材を準備・利用ができましたか。



③ 電子黒板設置前と比べ教材の準備の負担が減りましたか。

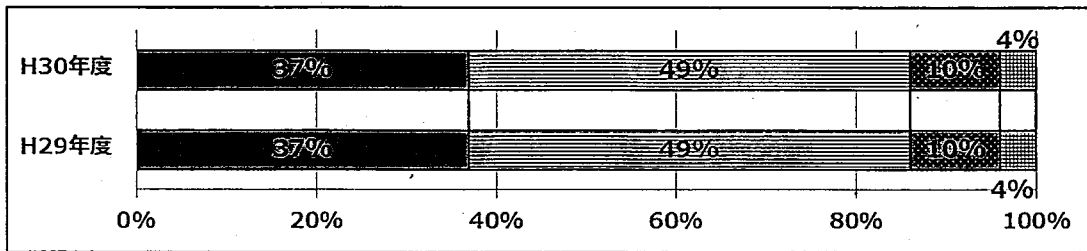


④ 電子黒板設置前と比べ生徒の姿をとらえたり生徒とかかわったりする時間が増えましたか。

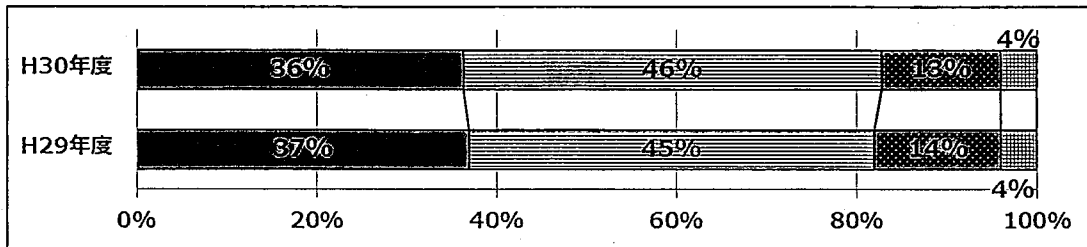


(4) 生徒からみた電子黒板の効果 (年度比較)

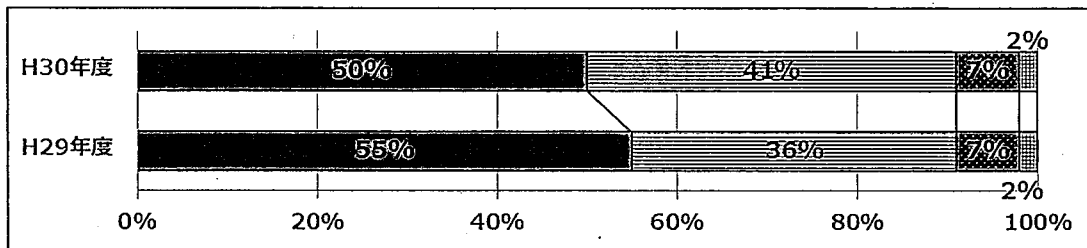
① 電子黒板を利用することで、授業に集中できていますか。



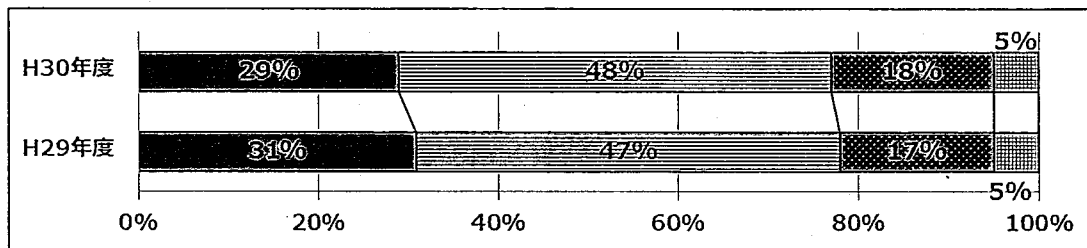
② 電子黒板を利用することで、自分たちの考え方・意見を分かりやすく伝えたり、他の生徒の考え方・意見を知ったりして、自分の考えを深めることに役立ちましたか。



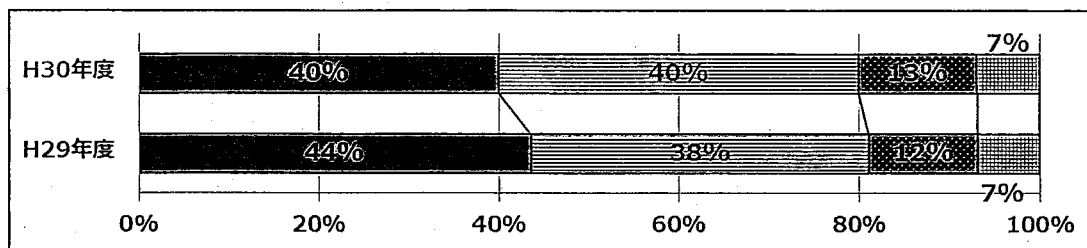
③ 電子黒板を利用した教員の説明は分かりやすいと思いますか。



④ 電子黒板を利用することで、生徒や教員との間で活発なやり取りをすることができたと思いますか。



⑤ 電子黒板を利用した授業をもっと受けてみたいと思いますか。



(5) 教員からの意見

- ・図書館司書のようにICT支援員の加配が必要。情報係の負担が大きい。
- ・PCを持ち運び、設定するので毎回時間がかかるので、固定PCがあればありがたいです。
- ・校内無線LANを整備していただくと助かります。
- ・特別教室などないところもあるので常置してほしい。音楽、美術にもデジタル教科書がほしい。
- ・タブレット端末をグループに1台ぜひ導入していただきたいです。
- ・映像の効果は今の生徒にとってもあります。常時使えるようになっており、今は授業に欠かせないものになっています。
- ・デジタル教科書の使い方をもっとくわしく教えてほしい。でも、今までの学校の中では1番使っているし、使いやすいです。

4. 考察

前年度と比較した結果、「利用頻度」、「電子黒板の効果」といった面では、前年度同様、高い利用頻度・効果を維持できている。赴任した教員への研修や学校内でのサポートが効果的に行えていることがうかがえる。

「電子黒板による生徒の変化」のコメントから、生徒自身にペンを持たせて授業を行うことへの効果が記されており、前年度よりも、教材研究が進み、より深い使い方が教員方に浸透してきている。また、教員向けアンケートの生徒への効果で「とてもそう思う」の割合が前年度より下がった項目は、教員自身が現在の使い方では満足していない表れで更なるスキルアップの期待を感じることができる。無線LANやタブレットを活用したいとの要望も多いことから、穂高地域小中学校と同様にPC教室のパソコンを教室で利用できる可動式タイプのものへ更新していくとともに、「教員が映して使う」から「思考のツール」「発表のツール」としての活用を研修の内容としたい。

しかし、前年度と同様に一定の割合の教員が利用できていない状況は改善できていない。利用しない理由として「準備時間がかかる」、「うまく使いこなせない」について、引き続き対策を講じていく必要がある。準備時間に関しては、各学校での可動式電子黒板の置き場所等の工夫、情報機器の更新時に撤去したパソコンを再利用（指導用パソコンとして教室の常設）といった対応を検討していく。また効果的に使いこなせない教員に対しては、赴任した教員も含めて研修を続けると共に、学校内においても教員間のサポートをお願いしていく。

安曇野市中学生向け電子黒板の活用に関するアンケート

※本アンケートは機械を利用して集計します。例にならって濃く塗りつぶしてください。

例	①		③	④
---	---	---	---	---

在籍する学年を濃く塗りつぶしてください。

学年： ① ② ③

下記項目にそれぞれ一つだけ数字を選び、濃く塗りつぶしてください。

	項 目	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない
1	電子黒板を利用することで、授業に集中できていますか。	①	②	③	④
2	電子黒板を利用することで、自分たちの考え方・意見を分かりやすく伝えたり、他の生徒の考え方・意見を知ったりして、自分の考えを深めることに役立ちましたか。	①	②	③	④
3	電子黒板を利用した先生の説明は分かりやすいと思いますか。	①	②	③	④
4	電子黒板を利用することで、生徒や先生との間で活発なやり取りをすることができたと思いますか。	①	②	③	④
5	電子黒板を利用した授業をもっと受けてみたいと思いますか。	①	②	③	④

以上となります。ご協力ありがとうございました。

先生向け電子黒板の活用に関するアンケート

電子黒板の活用状況について、下記設問にご回答ください。

※特別教室で授業を行う教職員におかれましては、プラズマテレビ(大型テレビ)を含めての活用状況をご回答ください。

設問1～7について、あてはまる番号を濃く塗りつぶしてください。

1. 年齢

20代前半	20代後半	30代前半	30代後半	40代前半	40代後半	50代前半	50代後半	60代
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨

2. 性別

男性	女性
①	②

3. どの教科を担当していますか。 ※複数可

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	英語	特別支援
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩

4. 電子黒板を利用した授業等はどれですか。 ※複数可

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	英語	特別支援	道徳	特別活動	総合的な学習の時間	部活動
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭

5. 特別教室で授業を行う教職員の方にお聞きます。常置されている大型提示装置はありますか。

ホワイトボード型 電子黒板	プラズマテレビ (大型テレビ)	常置なし
①	②	③

6. 電子黒板をどの程度利用していますか。

ほぼ毎日	週 2,3 回	週に 1 回	ほぼ使用しない
①	②	③	④

7. 授業のどの場面で利用しましたか。 ※複数可

導入場面	展開場面	終末場面
①	②	③

8. 授業でどのような使い方をしましたか。※複数可

1	書画カメラにつないで、図や写真、生徒のワークシート等を写した。	①
2	ブルーレイレコーダー等につないで、動画資料を放映した。	②
3	PCをつないで、WEBサイト(youtube, NHK for school 等)を写した。	③
4	PCをつないで、デジタル教科書を使用した。	④
5	PCをつないで、自作資料を使用したり、ソフト(PenPlus 等)を使用したりした。	⑤
6	無線LAN(AP)をつないで、生徒がタブレットで作成したものを拡大して、発表等に使用した。	⑥

9. 授業における生徒への効果をお聞きします。4つの中からあてはまる番号を濃く塗りつぶしてください。

①とてもそう思う ②少しそう思う ③あまり思わない ④まったく思わない

1	学習に対する生徒の興味関心を高めることに効果はありますか。	①	②	③	④
2	生徒一人一人が明確に学習課題をつかむことに効果はありますか。	①	②	③	④
3	生徒の思考を広げたり深めたりすることに効果はありますか。	①	②	③	④
4	学習内容をまとめる際に、生徒の知識の理解の定着を図ることに効果はありますか。	①	②	③	④
5	生徒が目線を上げて集中して話をきく効果はありますか。	①	②	③	④

10. 電子黒板を利用した授業をすることで、生徒にどのような変化がみられたか教えてください

11. 電子黒板導入前と比較して、4つの中からあてはまる番号を濃く塗りつぶしてください。

①とてもそう思う ②少しそう思う ③あまり思わない ④まったく思わない

1	電子黒板を用いることで、説明がしやすくなりましたか。	①	②	③	④
2	電子黒板を用いることで、生徒にとって有効な教材を準備・利用ができましたか。	①	②	③	④
3	電子黒板を用いることで、教材の準備の負担が減りましたか。	①	②	③	④
4	電子黒板を用いることで、生徒の姿をとらえたり、生徒とかわる時間が増えましたか。	①	②	③	④

12. 設問6の利用頻度で「週に1回」「ほぼ使用しない」を選んだ教職員の先生方にお聞きします。

あまり使用しない理由はどんなことですか。あてはまる番号を濃く塗りつぶしてください。※複数可

常置されていない。	電子黒板、プラズマテレビが	教材研究に時間がかかる。	準備に時間がかかる。	機器のトラブルで中断することがある。	授業で使える機能、ソフトウェアがない。	ICTを活用した授業効果を感じない。	うまく使いこなせない。	生徒がICTを使っても興味を示さない。	その他
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	

自由記入欄:意見・要望等ありましたら、ご記入ください。

平成 31 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

社会教育総務費事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
社会教育委員		5月下旬 第1回社会教育委員の会議
社会教育指導員	4月4日（木）社会教育指導員連絡会 ・人権教育推進事業について ・放課後子ども教室について 他	

生涯学習講座推進事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
日本語教室	4月6日（土）・7日（日）市内4教室開講	
学校開放講座		4月27日（土）南安曇農業高校 「青空と緑の中で」開講式

人権教育推進事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
人権教育推進委員会・人権教育指導員		5月9日（木） 第1回人権教育推進委員会小委員会 5月14日（火） 第1回人権教育推進委員及び人権教育指導員合同会議

中央公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
公民館運営審議会		5月下旬 第1回公民館運営審議会
公民館長会	4月8日（月）第1回公民館長会 ・平成31年度公民館長会副会長の選出について ・第13回安曇野市公民館大会について ・公民館管理規則の一部改正について ・公民館担当者会議の協議内容について 他	5月13日（月）第2回公民館長会
公民館担当者会議	4月22日（月）第1回公民館担当者会議 ・安曇野市公民館管理規則の一部改正について ・使用料・貸館等について 他	5月下旬 第2回公民館担当者会議
公民館報	4月16日（火）館報校正会議 ・公民館報第48号の内容及び校正について	4月26日（金）館報企画会議
生涯学習情報～Link～	4月下旬 春号発行	
安曇野市公民館大会		5月19日（日） 第13回市公民館大会

作成者：社会教育担当 2019/04/18

平成31年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

児童館運営事業（民間委託事業）

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
児童館・放課後児童クラブ	児童クラブ入所随時受付	5月～7月 施設修繕 2館ITコン

青少年育成環境整備事務・青少年体験事業・子ども会育成会支援事務

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
青少年センター	4月上旬 子どもと親の相談電話チラシ配布 (小、中、高校) 4月23日(火) 運営委員会	6月 運営委員会
ジュニア・リーダー養成講座	4月～5月 参加者募集	6月15日(土) 講習会(バルーンアート)
親子体験ラボ	4月～5月 企画・内容検討	5月 年間予定チラシ作成・配布
子ども体験ショー	4月～7月 イベント内容検討	
子ども学芸クラブ	4月14日(日) 入会式	4月～3月 各クラブで活動
親子プログラミング教室	4月～5月 講師との打合せ	
子ども会育成会支援	4月5日(金)～12日(金) 5地域子ども会育成会連絡協議会 4月16日(火) 常任委員会 子ども会育成会連合会総会	5月 常任委員会

放課後子ども教室実施事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
放課後子ども教室	4月 小学校と社会教育指導員との打合せ	5月7日(火) スタッフ研修会 5月～3月 放課後子ども教室実施

平成 31 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課スポーツ推進担当

社会体育総務費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
スポーツ推進委員会	4月24日(水) 第1回スポーツ推進委員会全体会議	
スポーツ推進審議会		5月中旬予定 第1回スポーツ推進審議会

スポーツ推進事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
スポーツ教室等	前期各種スポーツ教室の申込受付 (12教室・募集人数600人)	4月27日(土) 第29回長野県市町村対抗駅伝競走大会兼第15回長野県市町村対抗小学生駅伝競走大会 松本平広域公園陸上競技場 一般、小学生各1チーム参加予定 4月28日(日) 有森裕子ランニングクリニック 堀金小学校・校庭 募集：120名
市民スポーツ祭	4月22日(月) 第1回市民スポーツ祭実行委員会	5月下旬 第2回市民スポーツ祭実行委員会 スポーツ体験イベント開催(6月30日)最終打ち合わせ

社会体育施設管理費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
高瀬川マレットゴルフ場整備業務	平成30年7月～現在 7月の大雨で浸水被害を受け休場中 平成31年3月末 安曇野建設事務所にて浸水対策終了(高瀬川マレットゴルフ場周辺の河川内土砂の移動工事)	4月～5月 高瀬川マレットゴルフ場内のコース修繕予定

市民プール管理費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高プール運営	3月20日(水) 議会定例会に穂高プールの指定管理期間2年6ヶ月延長の議案が原案のとおり可決 3月29日 穂高プールの指定管理者による管理に関する変更基本協定書の締結 4月1日 穂高プールの指定管理者による管理に関する年度協定書の締結	6月上旬～下旬 オープン前に起流ポンプ及び排水ポンプの修繕 今後の穂高プールの運営方針について広報誌へ掲載

平成 31 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当（豊科公民館）

豊科公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
第 56 回童謡祭り、第 38 回作詞作曲コンクール表彰・入賞曲披露	市教育委員会共催事業 実行委員会組織で運営している。 ・4/10 実行委員会	・5月5日（日・祝）午前9時半から 豊科公民館大ホール
地区公民館対抗球技大会	ソフトボールとドッジボールを2ヶ所ずつ計4会場で行う。 ・4月24日（水）午後7時から 体育部長会議	・6月16日（日）大会当日

中央公民館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
楽しい菊づくり講座	豊科地域文化祭菊花展への出展を目指して、培養土の作り方・さし芽など大輪菊の生育を学び、併せて先進地の視察研修を行う。 ・20人募集のところ13人の応募があった。	・全7回 4/25、5/9 第2回目以降は菊の生育状況により随時開催日を決定

*会議・講座等の会場は、いずれも豊科公民館

平成 31 年度事業進捗状況報告 (懸案事項等)

〈文化課〉

文化振興担当

芸術教育普及事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
第 13 回安曇野文化講演会	第 13 回安曇野文化講演会 日時：3 月 16 日 (土) 午後 1 時 30 分～ 会場：穂高交流学習センターみらい多目的交流ホール 講師：白洲信哉 (文筆家) 来場者数：80 人 演題：「日本美術と文化財の保存と活用」	
能楽教室	期日／会場 6 月 25 日 (火)／穂高西中学校 6 月 26 日 (水)／豊科東小学校 演目 土蜘蛛 出演 立命館大学能楽部、青木道喜氏 (観世流能楽師)	
安曇野紙ヒコーキ大会 教育委員会共催	・紙ヒコーキ教室 期日 4 月 13 日 (土) 豊科南社会体育館 ・紙飛行機競技大会 期日 4 月 14 日 (日) 豊科南部総合公園	

美術館博物館連携事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
安曇野市美術館博物館 連携事業	・30 年度 美術館博物館年間予定表 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポート の発行 (全児童・生徒へ配布) 2 月中の利用者数 2 人 3 月中の利用者数 40 人 ・31 年度 美術館博物館年間予定表の作成 (4 月下旬発行予定)	

文化団体補助事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
早春賦音楽祭 主催 実行委員会	信州花フェスタ第 15 回あづみの公園早春賦音楽祭 期日 5 月 4 日 (土) 第 5 回事務局会議 4 月 16 日 (火) 第 4 回実行委員会 4 月 23 日 (火)	
早春賦音楽祭 本ステージ	期日 5 月 26 日 (日) 会場 穂高交流学習センターみらい 多目的交流ホール	
信州安曇野能楽鑑賞会 主催：信州安曇野薪能 実行委員会	第 29 回信州安曇野能楽鑑賞会 期日 8 月 24 日 (土) (予定) 会場 豊科公民館ホール 演目 能「鞍馬天狗」、狂言「咲嘩」、能「半蔀」 ・第 1 回実行委員会 4 月 18 日 (木)	稚児役の募集 鞍馬天狗に出演する 児童 10 人を募集 締め切り 4/22

「安曇野文化」刊行 主催 実行委員会	編集委員会 4月19日(金)	
-----------------------	----------------	--

文化振興総務費

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
平成30年度第3回安曇 野市博物館協議会	3月20日(水) 午前10時から 共用会議室307 平成31年度事業計画について (議事録別紙)	
平成31年度第1回安曇 野市博物館協議会	5月14日(火) 午前10時から 共用会議室305 平成30年度事業報告について	

高橋節郎記念美術館教育普及事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
第7回そば猪口アート 公募展巡回展	会期 3月7日(木)～24日(日) 会場 白鷹町文化交流センターあゆむ(山形県) 会期中の来場者数 343人	
冬季展示	吉江秀泰版画展 3/6～17 会期中の来場者数 419人 板橋順二洋画展 3/20～31 会期中の来場者数 393人 古根香友禅染展 3/13～31 会期中の来場者数 453人	
出前展覧会	みらい・ゆりのきの高橋節郎展 新規寄贈小作品を紹介 ゆりのき会期:3月16日(土)～31日(日) みらい会期:3月19日(火)～31日(日)	

交流学习センター等事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
交流学习センター等 事業		○安曇野さんぽ市 期日:5月18日(土)・19日(日) 会場:穂高交流学习センター「みらい」

博物館係

郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
企画展示	「第35回白鳥写真展」 会期:4月6日(土)～5月26日(日) 会場:豊科郷土博物館	
新市立博物館準備 室出前展示(コンパ クト展示)	「安曇野の特産物」 会期:4月1日(月)～4月30日(火) 会場:江戸川区総合文化センター ※美博連携事業の一環として	

	「安曇野の春の訪れⅡ桜の世界」 会期:3月21日(木)～4月26日(金) 会場:穂高交流学習センターみらい	
職員派遣その他	平成31年度文化芸術振興費補助金 地域と共働した博物館創造活動支援事業(文化庁補助事業) 「安曇野市の歴史文化遺産の再発見事業」 (平成31年1月24日付申請) 補助金額:1,909,000円(予定) 申請結果:条件付採択 事業内容:毎年度に各地域1冊ずつ歴史・民俗・自然等を取り上げた冊子を発行	あづみ野FM「まちづくり多士済々」への職員派遣 期日:5月1日(水)

郷土資料館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
穂高郷土資料館	北アルプス山麓で発掘された縄文土器や土偶のほか、農具や漁具、養蚕資料など民具を展示(常設展示を見やすくわかりやすい展示に整理し、考古資料等、みどころとなる資料を解説等で強調)。隣接する「鐘の鳴る丘集会所」の関連資料も展示。	
穂高鐘の鳴る丘集会所	郷土の歴史や文化に係る学習や青少年の健全育成に関する事業を行う市民等の利用に供する。	

貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
企画展示	コンパクト展示「加助の姿～時代の流れと共に～」 会期:4月2日(火)～5月6日(月) 場所:貞享義民記念館企画展示室	「水墨画展」 会期:5月8日(水)～5月19日(日) 場所:貞享義民記念館企画展示室
講座等	「水野氏と松本城下町⑤」 期日:4月24日(水) 場所:松本城外	

文書館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
企画展示	「改元に見る市民生活展」 会期:4月28日(日)～7月31日(水) 場所:文書館	

	「白井吉見 その人その言葉」展 会期:4月10日(水)～5月31日(金) 場所:堀金支所市民活動室	
講座等		講演会「近現代における 天皇制とは～明治維新 から令和に至るまで～」 講師:瀬畑源氏(成城大 学非常勤講師) 期日:5月6日(月) 場所:堀金公民館講堂
		講座①「年号と暦の戦国 時代～甲信地方を中心 に～」 講師:逸見大悟(博物館 係主査) 期日:5月19日(日) 場所:文書館講義室
		講座①「学校日誌から見 る天皇制の代替わり」 講師:平沢重人(文書館 長) 期日:5月26日(日) 場所:文書館講義室
文書館運営審議会		第1回 期日:5月7日(火) 場所:文書館 内容:委員の委嘱、議長 選出、平成30年度事業 報告等
重要文書等収集・整 理	公文書移管点数 3月1,017点 新規公開資料点数 3月570点 (公文書364点、地域資料206点) 地域資料利用許諾に向けた調整 学校資料所在調査	
白井吉見文学館管 理運営事業	4月1日(月)からの直営化に向け、入口案内看板を修正し、 インターホンを設置する。4月1日(月)から休館日を変更 (土曜日、祝日、12月29日～1月3日)し、入館料を無料 化する。施設の受付管理は文書館職員が兼務する。	

図書館係

図書館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
図書館事業	<p>○春のこども読書月間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期日：4月2日(火)～5月12日(日) ・場所：市内全図書館 ・内容：全国春の読書週間(4/23～5/12)に合わせ、むかしばなしスタンプラリー、おはなし会や全館共通テーマ「やざい」に関する子ども向けの本を展示、読書通帳キャンペーンを実施 <p>○信州花フェスタ 2019 連携企画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期日：4月25日(木)～6月16日(日) ・場所：市内全図書館 ・内容：信州花フェスタに合わせ、花や緑をテーマにした図書の展示、お話会、ワークショップの開催 <p>○図書袋運動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間：通年 ・場所：市内全図書館 ・内容：図書館資料保護のため、来館時に図書等を入れる袋「図書袋」持参の推進 <p>○「図書袋アンケート」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間：4月24日(水)～6月2日(日) ・場所：市内全図書館 ・内容：長野県独自の学校で使われている「図書袋」に関するアンケート調査を実施 <p>○図書館職員研修(前期)</p> <p>期日：4月26日(金)</p> <p>場所：穂高交流学習センター</p> <p>講師：高原 正文さん</p> <p>内容：豊科地域の偉人等についての講演を聴講</p>	<p>○セカンドブックの事業の実施(新規事業)</p> <p>期日：毎月実施される2歳児健康相談(5月開催時から開始)</p> <p>内容：2歳児を対象に、絵本を送る。</p> <p>○図書館協議会(第1回)</p> <p>期日：5月下旬～6月上旬頃</p> <p>場所：未定</p> <p>内容：「平成30年度事業報告について」、「その他」</p>

平成 31 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈文化課〉

文化財保護係

文化財保護事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
文化財 補助事業事務	・無形民俗文化財の保存伝承関係、文化財維持管理関係等 への補助事業申請の受付事務	実績報告書作成のための 留意事項の検討
「安曇平のお船祭 り」調査	・調査報告書の原稿執筆 現在も行われているオフネ祭り 23 神社 廃絶してしまったオフネ祭り 36 神社	提出された原稿データの 修正作業
出前講座「よみがえ る安曇野」上映会	・4月16日 PM2:00～3:00 穂高町区社協 町区公民館 ・4月27日 PM1:00～2:00 ロピテル一日市場(老人ホーム)	申し込みにより随時対応
映像資料の 保存活用	・本年度予定されている映像資料の電子データ化へ向けた 事務手続き	
古民家調査	・信州大学受託研究 事務手続き（工学部建築学科） 本年度は、古民家等の記録作成と、これまでの民家調査 のまとめを行う。	調査報告書作成に向けた打 ち合わせ
文化財保護へ向け た啓発活動	・広報への文化財コラムの掲載	

埋蔵文化財発掘調査事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
埋蔵文化財包蔵地 内等での開発に対 しての工事立会	・一般開発・公共事業に伴う工事立会	随時対応
文化財保護法 第 93・94 条関係の 事務	・周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行われる際の 届出・通知受付事務	随時対応
一般開発事業に伴 う発掘調査（小規 模）	・追堀遺跡（穂高柏原）宅地造成に伴う調査（擁壁・浸透 柵設置箇所） ・その他	
明科廃寺出土 遺物整理作業に 向けての準備	・平成 30 年度に調査を行い、出土した明科廃寺出土遺物 の整理作業を行うための準備。本年度は主に遺物洗浄と注 記作業	整理作業の開始
埋蔵文化財 保護研修会	・4月26日 PM1:00～2:00 塩尻市片丘教育センター	

平成 30 年度 第 3 回安曇野市博物館協議会 会議概要

1	会議名	平成 30 年度 第 3 回安曇野市博物館協議会
2	日時	平成 31 年 3 月 20 日 午前 10 時から正午まで
3	会場	安曇野市役所本庁舎 3 階 会議室 307
4	委員出席者	笹本会長、古根委員、小河委員、金井委員、高原委員、細野委員、須之部委員（百瀬副会長・宮澤委員・齋藤委員 欠席）
6	事務局出席者	那須野文化課長、豊科郷土博物館兼穂高郷土資料館原館長、豊科近代美術館兼飯沼飛行士記念館荒深館長、田淵行男記念館二村館長、穂高陶芸会館小倉館長、高橋節郎記念美術館宮下館長、貞享義民記念館清水館長、臼井吉見文学館内川館長、財津博物館係長、逸見博物館係主査、倉石博物館係係員、松田博物館係係員、三澤文化振興係長、諏訪文化振興係主任、堀文化振興係係員
7	公開・非公開の別	公開
8	傍聴人	1 人 記者 2 人
9	会議概要作成年月日	平成 31 年 3 月 20 日

協 議 事 項 等

○会議の概要

- 1 開 会
- 2 あいさつ

会 長 博物館の新たな文化の礎を作っていけるよう皆さんの知恵をいただきたい

那須野文化課長 4 月 1 日から臼井吉見文学館が市の直営となる。また、高橋節郎記念美術が指定管理となる。本日は、来年度の事業計画について皆さんからご意見をいただきたい。

3 報告・協議 【進行：笹本会長（安曇野市博物館条例第 22 条の規定により）】

(1) 平成 31 年度事業計画について（資料 1）

各館館長・担当者より説明

■豊科郷土博物館

新博物館に向けて資料収集等行う。市民が参加しやすい博物館実現に向け取り組む。また、本館は今年 40 周年を迎える。

■豊科近代美術館

- ・子供たちが五感を通して学べる場を提供したい。
- ・特別展「千田泰広展」の展示作業には中学生が手伝いに来ている。春の常設展拡大企画では、奥村光正ら安曇野の作家の作品を展示する。
- ・昨年度よりも入館者が増加した。「全国高校総合文化祭」、「シンビズム 2」、「安曇野市中学高校美術部作品展」などの展覧会があったことが要因である。

■田淵行男記念館

- ・館周辺の環境整備に配慮していきたい。
- ・今年には田淵行男没後 30 年にあたる。
- ・田淵行男没後 30 年特別企画展「田淵行男の世界」では、NHK E テレ「日曜美術館」で取り上

げられた作品を展示する。

- ・田淵行男の出身地である鳥取県・日野町公民館等へレプリカ作品貸し出す予定。

■飯沼飛行士記念館

- ・今年度から飯沼ご夫妻を臨時職員として採用しており、丁寧な対応と説明をしていただいている。年間入館者1,000人達成の目標も現実的な線となりつつある。
- ・今年度に関館30周年を迎えた。来年度、記念の講演会を行う予定である。
- ・中央図書館で共同企画巡回展として市内5館を巡回する展示を行う予定がある。その中で飯沼飛行士を取り上げたいという話をいただいた。現在、資料の選定等を行っている。

■穂高陶芸会館

- ・常に1名の作陶講師がいる。作陶体験が人気である。作陶体験の方を展示室へ誘っていききたい。
- ・常設展は内容が塩尻の洗馬焼なので、安曇野市とのゆかりがなく、入館者増が難しい。
- ・親子陶芸教室を計画している。毎回20名程度の参加があり好評である。
- ・豊科近代美術館とのコラボレーション企画を計画している。自分で作った器を豊科近代美術館の喫茶室へ持ち込みコーヒー・ケーキセットをいただくという内容。前回、好評であった。

■高橋節郎記念美術館

- ・来年度から指定管理者制度導入となる。模索しつつ、安定した運営を目指す。
- ・夏の企画展「ーキュビズムと高橋節郎(仮)ー」では、高橋節郎作品におけるキュビズムに焦点を当てる。
- ・シンビズム3の中信会場となる予定。
- ・かんたん沈金講座では、子どもの参加費無料の日を設ける。

■貞享義民記念館

- ・集う活動、知る活動、発信する活動の3つが館の運営方針である。
- ・書籍『貞享騒動をたずねて』は初版で500部刷ったが、残り80部となった。来年度、500部増刷予定である。
- ・「講座・学習会等」の内、例年に無い活動として、人権・平和研修を増やした。
- ・子ども向けの取り組みとして、「加助探求シート」を作成する。
- ・館の庭を活かしていきたい。敷地に植えてある33本の桜に名前をつけたい。
- ・資料整理について、古文書が多いので文書館とも連携したい。

■白井吉見文学館（次年度より市直営となるため財津博物館係長より説明）

- ・事業指針は前年度と変わらず、白井吉見の業績を伝えていく。
- ・インターホンを設置した。来館者がインターホンを押して文書館職員を呼ぶ対応になる。また、入館料が無料となる。
- ・子ども向けの取り組みとして、写真資料をスキャンしてコンパクト展示のメニューに加え市内の小中学校等に案内する予定。
- ・文書館と予算は一体化する。
- ・展示内容は基本的にこれまでのものを踏襲する。
- ・年2回の講演会は引き続き行う。
- ・白井吉見文学館友の会の支援も行っていく。

・文書館が得意とする、貴重資料のデジタル化を行っていく。

■穂高郷土資料館

・唯一の考古資料の展示施設。館のPRを続けていきたい。
・常設展について、縄文土器をはじめ考古資料展示を充実させたい。また、鐘の鳴る丘等とも連携していきたい。

■美術館博物館連携事業

・文化庁の補助金内定がまだ出ていないため、市の予算でできることのみ紹介する。
・実施計画としてミュージアムサポーターの活用、学校ミュージアムの開催などがある。ミュージアムサポーターはひと館で囲い込まず、各館でシェアするような形態を目指す。
・その他の活動は補助金内定後に具体的に計画する。

■新市立博物館準備室

・準備室の設置を平成32年（2020年）の目標としているが、ふさわしい施設が見つからない。
・関係者と連絡会議を2か月に1度の頻度で行っている。

■会 長 今後のために委員の皆様から、理想論や批判だけではない具体的な提案をいただきたい。

委 員

・穂高郷土資料館での土器の展示について、子どもは縄文土器への興味が強いのでぜひ続けていただきたい。
・臼井吉見文学館に関する問い合わせがあったときに、市直営になってからもリファレンスサービスをうまく行えるのか。

博物館係長 リファレンス対応は基本的に文書館職員が行うが、場合によっては臼井吉見文学館友の会にも相談していきたい。

那須野文化課長 補足として、人物顕彰のために松沢求策や清沢冽などの資料を文書館に集めていることを付け加えたい。

委 員 文書館において臼井吉見の人物研究も進めてほしい。

会 長 文書館と一体となることで、より広い視野から研究を進めていただけるのではないか。

委 員

- ① ミュージアムサポーターの全市的な活用について期待したい。
- ② 豊科近代美術館で展示予定の千田泰広は、世界的な活動を実現できている作家であり、今度の展示は重要なものとなる。
- ③ 高橋節郎記念美術館の企画展「ーキュビズムと高橋節郎（仮）ー」は注目すべき展覧会。キュビズムとは何なのかまで考えることのできる内容となるのではないか。
- ④ 指定管理と市直営はどういう展望により分けているのか。また、博物館が市長部局の所管となっていく可能性はあるのか。
- ⑤ 例として、豊科郷土博物館の目標値の設定では、始めに館利用者数の目標値が設定されてしまっている。本来はまず展覧会があって、展覧会ごとに何人の目標とするかを設定すべき。

那須野課長 ④高橋節郎記念美術館を指定管理とすることについて、指定管理者である安曇野文化財団は美術館運営のノウハウがある。なお、博物館については当面は教育委員会部局の所管。

委員 豊科近代美術館の「中高美術部展」について、美術部が廃部となった学校についてはどのような対応をしているのか。

豊科近代美術館荒深館長 美術部のない学校からも、授業作品を出品してもらっている。また、特別支援学校の作品も出している。梓川の学校からも出品希望があり出品してもらった。市内のみで収まるのではなく、広い範囲の参加者により展覧会を行っていくことは重要であると考える。

委員

- ・新市立博物館準備室の関係施設として、「天蚕センター」や「せせらぎ」を加えてはどうか。HP やパンフレットに掲載される時、市内施設のほぼ全てを一覧することが可能になるのでは。
- ・雨天の際に親子が行ける場所がないので、博物館にオープンスペースを設けてはどうか。

会長 オープンスペースは、博物館では飲食不可であるとか、泥で汚れるとか、作品保護上難しい部分がある。博物館のみでなく市内全域の施設の中で、オープンスペースを設けるという考えのほうがよい。

委員 新市立博物館の具体的な構想を教えてください。

那須野文化課長 新市立博物館の建設は、15～20 年先へ先送りされている。しかし、建設のための財源が担保されていない。今後、確実に新市立博物館が建設するための選択肢として、既存施設の活用も考えたい。来年度、そのための審議を博物館協議会で行えればと考えている。

(2) 安曇野市博物館条例・飯沼飛行士記念館条例・安曇野市穂高陶芸会館条例・貞享義民記念館条例の改正について（資料2）

文化振興係長 条文の修正予定もあるが、それについては平成 31 年度（2019 年度）の第 1 回会議で提示する。消費増税に伴う料金改定を説明。

4 その他

■今年度で館長を退任する臼井吉見文学館内川館長、田淵行男記念館二村館長、高橋節郎記念美術館宮下館長から一言ずつあいさつをいただいた。

会長 退任される館長の皆様には博物館の発展にご協力いただき感謝申し上げます。

- ・次回会議について

那須野文化課長 来年度の第 1 回目会議は 5 月開催を予定している。主に平成 30 年度事業報告について審議していただく予定。

5 閉 会

以上

※会議概要は、原則として公開します。

※会議を非公開又は一部非公開とした場合は、その理由を記載してください。

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 審議会名 | 平成30年度 第2回安曇野市文化財保護審議会 |
| 2 | 日 時 | 平成31年3月18日(月) 午後1時30分から3時30分まで |
| 3 | 会 場 | 安曇野市役所本庁舎 301会議室 |
| 4 | 出席者 | 石田益雄、倉石あつ子、大澤慶哲、百瀬新治 |
| 5 | 市側出席者 | 教育部長 西村康正、文化課長 那須野雅好、課長補佐兼文化財保護係長 山下泰永、
文化財保護係 土屋和章、横山幸子 |
| 6 | 公開・非公開の別 | 一部非公開 |
| 7 | 傍聴人 | 0人 記者 2人 |
| 8 | 会議概要作成年月日 | 平成31年3月27日 |

1 開会

2 挨拶

部長 文化財保護事業のこの1年を振り返ってみますと、多くの市民や研究者から注目を浴びた事柄が非常に多かったように感じております。埋蔵文化財では5月～6月にかけて実施され、多くの瓦が出土した明科廃寺の発掘調査、それから9月には新たに県宝指定された縄文土器の中で、安曇野市からも3点の土器が指定を受けました。民俗文化財では2年目となる「安曇平のお船祭り調査」が実施され、多くの皆さまの積極的なご協力を得ることができ、各地区の機運も高まってきました。建造物修理事業でも2年間にわたり実施されてきた曾根原家住宅の屋根葺き替え工事で、作業中に多くの市民見学者が訪れ、こうしてみると慌ただしい1年ではあったが、情報発信という意味においては大変有意義な1年であったと思います。本日は盛りだくさんの報告事項等がございますが、なにとぞよろしくお願い致します。

会長 こんにちは。今日は彼岸の入り。そろそろ気候も定まってくる時期。昨日も市民タイムスではお船、道祖神についての教育委員会がらみの話題があった。本日も先生方のいろいろなご意見を頂戴したい。

議事に入る前のお願い。報告事項の(1)～(7)は公開、それ以降は安曇野市の規定により非公開とします。次第に沿って報告事項(1)からお願いします。

3 報告事項(公開)

事務局 (1) 国の重要文化財曾根原家住宅屋根葺き替えについて

文化財保護審議会委員、調査委員の皆さまには4月27日に現地を見ていただいた。29、30年の2ヶ年を経過して屋根葺き替え工事もようやく終了した。保存修理の内容の主なもの耐震診断で、地盤調査及び構造計算を行った。その結果を基に耐震補強工事を行った。基本的に曾根原家のある地盤は最優良で地盤的には問題はなく、建物的にも一間ごとに柱があり、抜き構造がすぐれていて耐震という点ではだいぶ良いという結果が出た。ただ、土間の部分、厩等は抜きの壁がないため若干数値が足りないということで、耐震壁の増設を行い、南側の軒天の補強を行った。この工事は、可逆的に取り外しのきく工法を取り、土間とか厩の耐震壁については、板壁を重ねたような状態になっているため、展示等に使えるかと考えている。続いて石置き板葺き屋根葺き替え工事だが、20年ぶりに全面葺き替えを行った。20年前はサワラ材だったが、値段が高騰しているため今回はスギ材を使っている。前回の

調査報告書にもあるが、サワラ材が多かったということだが、クリ材とかスギ材とかサワラ以外の材も使っていて、全てがサワラ材に特化していたわけではない。そのほか土間及び軒下の補修工事を行った。建物北側の湿気が多くて傷みやすいということで、北側雨水排水施設を設置した。その他外壁、床下、建具などの修理、襖・障子張り替え、畳替えを行った。ほぼ今週中にはすべての事業が終わり、来週 25 日には文化庁の調査官が来て確認をすることになっている。情報発信事業については先ほどの部長の話にもあったように、板屋根葺き替え工事の途中で現地見学会を実施した。一般向けに 3 日間で計 5 回、文化財保護審議会・文化財調査員会委員、それから市内建築士会、信州大学工学部建築学科、安曇野市教育委員会、市議会 2 会派、県内の伝統的建造物研究者団体、近隣市町村の史談会等多くの方が見学に来られて、説明させて頂いた。以上が屋根葺き替え工事についてです。

会長 私も現場に行った。大変な作業を着々とご苦労されていてありがたいことだと思った。特にご意見がないようなので次にいきます。

事務局 (2) 国重文「宝篋印塔」の所在地変更について

穂高の等々力家の文庫蔵にあった宝篋印塔が、この度、東京都品川区西五反田にある臥龍山能仁寺安養院に移築された。その経過については下の表のとおりで、平成 22 年 2 月 19 日に神奈川県鎌倉市にあった宝篋印塔を等々力さんが買い取り、安曇野市の本陣等々力家に所在地変更して文庫蔵に保存することになった経過がある。当初は公開する予定であったが、平成 23 年 6 月 30 日に松本を震源地とする長野県中部地震が起きたことにより、本来宝篋印塔は高く積んである状態のものなので非常に壊れやすく崩れやすいということで、等々力さんの方で梱包をとらずにしばらくの間しまっておかれた。文化財パトロールの時にも何度か公開をお願いしていたが、等々力さんが体調を崩され、最終的に亡くなられたこともあり、そのままになってしまったという経緯がある。その後、平成 28 年 11 月 3 日に相続という形で奥様に所有者変更がなされた。その後いろいろあったが、最終的には公開して、きちんとしたところで保存してもらうことが一番いいのではないかとということで、保存先を探していたところ、品川区の安養院からご協力いただけることになり、今年の 1 月 9 日に移転が完了した。よって安曇野市から重要文化財は数の上では 1 つ減ることになった。

会長 私も立ち会ったが、貴重なものでもあり、慎重に対処して頂けたことを確認した。次にいきます。

事務局 (3) 「安曇平のお船祭り」の記録作成について

平成 29 年 3 月 3 日に『安曇平のお船祭り』が国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されたことを受け、平成 29、30 年と 2 ヶ年かけて調査を行った。来年度は執筆ということで調査の報告書が刊行される。この 2 ヶ年の調査の結果は次のとおりである。現在もお船祭りが行われている所ということで詳細な調査を行ったのは 23 神社で、約 30 艘のお船があることがわかった。次に安曇平のお船祭り伝承地区ということで、今は行われていないが昔は穂高神社のようなお船祭りが行われていた所を調査したところ、43 神社 46 艘のお船が昔はあったことがわかった。全盛期には安曇平で 76 艘のお船が出ていたことになる。以上のことについて、調査委員の方々が中心となってお船の執筆をしていただき、調査報告書としてまとめていくことになる。

会長 この調査について何かご意見ありますか。

委員 皆さん一生懸命調査して下さり、現行の執筆段階に入っているのです、予定通り原稿が出来上がることが望みです。

会長 私も老骨にムチ打って執筆を進めている。もう一年頑張りたい。みなさんも逐次まとめていって頂きたい。

委員 23番の押野犀宮社の押野はいらないのでは？

会長 犀宮社なので押野は取る。他になければ次にいきます。

事務局 (4) 県宝「信州の特色ある縄文土器」について

ご説明させていただきます。9～10ページの指定書をまずご覧ください。今般、平成30年9月27日付で、全県で158点が一括して指定されたわけだが、安曇野市からは3点の指定である。1点目は穂高の他谷遺跡出土の広耳把手付土器、2点目が明科のほうろく屋敷遺跡出土の蛇体把手付ワイングラス形土器、3点目が三郷の東小倉遺跡出土の両耳把手付土器である。6～8ページに写真を掲載しておいた。これらの土器は信州の特色ある土器ということで、安曇野市からは類例のない非常に珍しい一点物の土器という位置づけで拾われているという風に聞いている。管理体制は、現段階では、指定書の裏書にあるそれぞれの施設(穂高郷土資料館、文化財資料センター、三郷民俗資料館)でそれぞれの担当者が管理していく方向で考えている。県教育委員会では、指定土器の管理だけでなく活用の方向も念頭に置いているようなので、市教育委員会としてはできるだけ公開と活用の方向で考えていきたい。

会長 何かご意見ありますか。では、次に。

事務局 (5) 飛州新道について

飛州新道への標柱設置については、平成29年度第1回文化財保護審議会で調査委員がご提案下さったものである。提案を受け、平成30年度の事業としていわれの地の標柱を設置したのでご報告する。標柱設置箇所は下の地図のとおり2ヶ所である。左側は「飛州新道番所跡」、右側は「飛州新道冬期間屋跡」という標柱を立てさせていただいた。飛州新道については前回の委員会でも話されていたように、非常に短い期間使われた道ではあるが貴重なものでもあるので、この2ヶ所に標柱を設置したということである。

会長 この件についていかがでしょうか。なければ、次にいきます。

事務局 (6) 平成30年度の現状変更等について

平成30年度の現状変更等については、全部で11件ある。1件ずつご説明します。

(1件目) 市有形文化財 七日市場の屋台(ぶてん)

舞台の2つの車輪の外側がずれたので、車輪の鉄輪を叩いて元に戻しビスで固定した。保存に必要なので使用による破損を留めるということで意義があるため、現状変更として認められた案件である。

(2件目) 市史跡 穂高古墳群 F9号墳

例年行われている國學院大学の発掘調査ということで、8月に実施したもので、今年度は墳丘の端の裾部分の検出と石室内の精査を行い、その後、山砂で元に埋め戻したというものである。

(3件目) 市有形文化財 二木の屋台(ぶてん)

平成29年9月に、祭りで屋台を曳行中、方向転換のための梶棒を支える古びた芯棒が折れてしまったため、破損部分を新しくボルトで継ぎ直した案件である。

(4 件目) 市有形文化財 碌山美術館の荻原守衛(碌山)の全作品

今回は作品番号 35 番について修復を行った。この 1 点は昭和 31 年の補修で、デッサンの四辺の裏貼りによってたわみやシミが発生したため、これを除去するとともに破損部分の接着、しみ抜き等を実施したものである。上の写真が修復前、下の写真が修復後のものとなっている。色彩や絵自体が明確になった修理案件である。

(5 件目) 市史跡 光城跡

市のまちづくりが担当であるが、今回桜の植栽を追加で行うということで話し合いを持った。光城跡は史跡なので、植樹のための資材運搬のゴムクローラーが走行の際に地形に被害を及ぼすのではないかとということで現状変更の手続きを行った。具体的には幅 80cm 未満の箇所には土のうを設置して養生し、露出している礫や路肩への影響を最小限に抑えた事業である。

(6 件目) 市有形文化財 井口喜源治関係文書

井口喜源治関係文書の中の 3 点(研成義塾設立趣意書・書簡 丸山乙一宛・書簡 南部小三郎宛)の現状変更ということで、これらは喜源治記念館の中で長期にわたり保管されていたことによりシミや黄ばみが生じたため、しみ抜き、黄ばみ取りの修復を行ったものである。

(7 件目) 市有形文化財 松澤求策の肖像 外 2 件

松澤求策の肖像及び松澤求策関係書・松澤求策関係文書について所在地の現状変更を行ったもので、旧来は穂高学習センター「みらい」にあったものであるが、掘金に開館した安曇野市文書館に移動させたという内容である。下の写真は文書館での収納状況である。

(8 件目) 市有形文化財 上長尾の屋台(ぶてん)

こちらは祭りの屋台曳行中に庇を破損し、修理を行ったものである。庇・屋根の垂木添え継ぎ及び垂木木口金具修理、袖格子の修理、塗装を行い、曳行に支障がないようにしたという修理内容である。

(9 件目) 市有形文化財 一日市場の屋台(ぶてん・舞台)

これは全体的な経年劣化ということで、接手部分の外れ、漆塗りの剥げ、彫り彫刻の外れ、飾り金具の破損と欠損、車軸のずれが顕著となってきたため、いったん解体してそれぞれについて塗装等修復を行ったものである。それぞれの工程が終わり、今月末に納品、組み立て予定である。22~24 ページは細かい修理方針・内容の説明で、構造部材・彫刻・金物・塗装についてそれぞれが説明されている。

(10 件目) 市有形文化財 大庄屋関氏文書

大庄屋関氏文書一式約 460 点を、開館した安曇野市文書館に移動して、文化財の保存と活用の体制の充実を図るというものである。今月の 3 月 14 日に安曇野市文化財資料センターから掘金の文書館に移動して無事完了している案件である。

(11 件目) 市有形文化財 旧小穴家住宅

最後に旧小穴家住宅だが、こちらは三郷のはま園芸向かいにある市農政課管理の旧やすらぎ空間施設のことで、今指定管理者が入っていてお蕎麦屋さんをやっている。小穴家住宅側にコウモリ、スズメ等の侵入が予想され、飲食店という性格と文化財そのものへの影響を考慮して、それを防止するための防鳥ネットの設置を行った。平面図と右側に断面図を載せた。新材ヘタッカーで固定して行う。今週末の工事を予定している。

以上で今年度の現状変更の状況のご説明は終わりである。

会長 たくさんあったがご意見はあるか。特にないようなので次にいきます。

事務局 (7) 平成30年度の文化財保護事業について

まず文化財調査についてであるが、「安曇平のお船祭り」については先ほどお話したとおりである。このほかもうひとつ調査をやっている。本日ご欠席の信州大学の梅干野先生が中心となり、民家調査、本棟造りの成立過程を調査研究していただいている。本年度もいくつかの古民家が調査対象となり、古文書にみられる建築材と実際の古民家との比較調査により、違いを調査し、先日調査報告会が開かれた。建築材の比較調査もされていて、来年度に安曇平の古民家調査報告書を発行予定である

続いて、文化財調査委員会について。本来は市指定文化財のパトロールということであるが、本年度は実施せずで、お祭りについて調査していただいた。お船祭りについてはお宮の悉皆調査が必要ということで調査していただいた。

次に、天然記念物・稀少野生動植物保護についてだが、県が中心になって行っている特別天然記念物「カモシカ」の通常調査への協力、それから天然記念物「熊倉のケショウヤナギ」の現状調査、豊科の寺所にある「山桑の古木」の樹木医診断、三郷支所の所にある「旧温明小学校跡のヒマラヤスギ・ユリノキ」の樹木医診断を実施した。こちらの方はだいぶ枯れている枝が上の方に目立ってきており、子供やお客さんが通ることもあって、新年度になってから枯れている枝を払いたいということで樹木医に診ていただいた。それから天然記念物アメリカシロヒトリ対策ということで、昨年度アメリカシロヒトリが大発生したこともあり、対策を講じた。以上が天然記念物・稀少野生動植物保護についてである。

続いて、安曇野市所有文化財の維持・管理について。岩原にある安楽寺大門の松、上原古墳、前の髪古墳、穂高古墳群 A1 号・A6 号・B13 号墳などの除草作業ということで岩原区の協力のもとで行ってきた。

それから、指定文化財及び指定文化財以外の史跡等の標柱建て替え事業について。先ほどお話した飛州新道以外に「いわれの地」標柱建て替えということで8箇所行った。小田多井の庚申堂、小田多井の弘法屋敷跡、小田多井の学校跡、川口の観音堂、それから先ほどの飛州新道冬季問屋跡、飛州新道番所跡、烏川土場跡、渡し場跡ということで、以上8箇所のいわれの地の標柱建て替えを行った。

それから、指定文化財保護事業補助金ということで、指定文化財の所有者・管理者が実施する文化財保護事業に対して、「安曇野市文化財保護事業補助金交付要綱」に基づき補助金を交付した。平成30年度は20事業に対して交付決定を行った。無形民俗文化財伝承等は11件。内訳は県が2件、市が9件である。有形文化財修理等は5件で、内訳は国が1件、市が4件である。

それから、指定・登録文化財の修理・現状変更ほかということで、これは先ほど事務局から説明があった通りである。

それから、文化財保護に向けた啓発活動ということで、広報への文化財コラムの掲載、出前講座「よみがえる安曇野第1集」、「よみがえる安曇野第2集」上映会があり、2月末現在で実施回数41回、上映会参加者のべ1,247人の方がご覧になった。3月になってもう2回あるので、最終的には実施回数は43回になる予定である。

それから、文化財資料センターの事業ということで、収蔵資料の整理作業を行っている。本年度については文書館がオープンしたこともあり、そちらの方の仕分け作業も行った。そのほか埋蔵文化財の整理作業を行った。

続いて、埋蔵文化財発掘調査について。まず周知の埋蔵文化財包蔵地への土木工事等の照会に関して、市の教育委員会へ問い合わせのあった件数は2月末現在で679件であった。昨年度の595件からすると増加している。また、土木工事に際して小規模ではあるが発掘調査を行った件が3件ある。試掘調査については、昨年度は12件だったが、6件ということで推移している。この6件のうち、大きなところでは国道19号の歩道開発に係る事前調査と試掘1件を行っている。また、文化財保護法に規定する第93条・94条の届出であるが、93条民間開発の意見書作成件数は129件、94条公共工事の意見書作成件数は38件である。いずれも昨年度の同時期よりは微減ではあるが、ほぼ同じくらいの件数である。学術調査として穂高古墳群F9号墳が國學院大學によって調査された件に関しては、先ほど現状変更についてお伝えしたとおりである。F9号墳調査については、一応平成30年度で調査終了ということで、山砂で完全に埋戻しを行っている。また、緊急発掘調査であるが、今年は比較的大きな調査として2つほど実施している。まず、明科遺跡群明科廃寺第5次発掘調査であるが、本日追加資料として、12月8日の帝京大学の文化財研究所で行われた研究会の時に市の教育委員会として発表した資料を付している。今回の調査の内容としては、個人住宅40㎡の開発事業に際し、事前の発掘調査を行った。ほぼ1ヶ月の調査で、7～9世紀くらいと考えられる瓦がテンバコで大体150箱出てきている。これに付随するものとして瓦の塔である瓦塔とか土器類、金属製品、そういったものが出てきている。整理作業の進捗状況は、軒丸瓦、軒平瓦のように模様があつて非常に情報量の多いものに関しては、洗いと注記が一応済んでいる。それ以外の平瓦に関しては、大体120～130箱くらいあるが、ほとんどがまだ泥が付いた状態で、平成31年度から本格的に整理作業を始めていこうと考えている。調査で見つかった遺構は、中心伽藍の建物の跡という風に確実に言えるものは見つからなかった。追加資料の遺構配置図の調査区のほぼ真ん中に大きく載っているSX1という正体不明の遺構だが、いろいろな研究者の方々に実物や資料を見ていただくと、40cmくらいの掘り込みの中に水平堆積になっているので、建物を建てる時の地業であるという可能性が非常に高いと言われている。ただしSX1の一辺だが、上が北になるので東西南北が4mくらいかプラスチックになるのだが、4mくらいで建つお寺の遺構というものはなかなか思い当たらないというアドバイスをいただいている。これ自体が直接金堂とか講堂とかいった建物に当たるわけではないと言われているので、今後報告書の刊行までにこのSX1の解釈について少し深めていかなければならないと考えている。また、46ページのSX1の40cm下の層からは、まとまった量の遺物が出てきている。ちょっと込み入った話であるが、瓦が主だが、古い明科廃寺の中では古いと言われている素弁八葉蓮華文といわれる瓦とセットになる丸瓦・平瓦が出てきているので、この一群の資料の解釈・整理についても今後の大きな課題になってくると言える。本日の主題についている資料に戻って、三枚橋遺跡の第7次発掘調査の方だが、国道147号沿いの穂高の三枚橋遺跡、現在の建物で言うと眼鏡屋さんとかタイヤ屋さんのある店舗が建っている一角で、ここで三枚橋遺跡の第7次発掘調査を行った。調査面積としては60㎡程度の小さな面積である。昨年度、店舗建設の事前の相談があつたの

で、埋蔵文化財の保護協議を開始して、昨年度中に試掘を入れたところ、奈良時代の遺物が出土したことにより、大きな店舗が建つということで発掘調査を行った。確認された遺構は、竪穴建物跡が2つ、それから焼土、ピット、奈良時代くらいの土師器・須恵器の破片が出土している。試掘の時にたまたま良い場所を掘ったというか、遺構のカマド付近を掘ったということで、だいぶ大きな発掘になって遺物の量も相当多くなるのではないかと覚悟していたが、実際 60 m²を掘ったところそれほどでもなかったということで、早々に整理作業を始めていて、来年度には報告書が発行できるのではないかと考えている。また、今年発行する報告書については3冊を予定している。ほうろく屋敷第5次、そして平成29年度調査概要のまとめの報告、それと潮神明宮前遺跡第3次発掘調査の報告、この3点である。ほうろく屋敷の第5次は100 m²ほど掘ったが、個人住宅で、大体縄文時代の真ん中から終わり、弥生時代の頭位までの土器の小さな破片がたくさん出てきた調査である。平成29年度の報告書に関しては、試掘・立会の記録をまとめてある。また、潮神明宮前遺跡は、明科の19号沿いのちょうど「あいりす」に入っていく角の所に、市の消防団の詰所を造るということで、200 m²ほど平成28年度に発掘をしている。この結果、平安時代の竪穴住居が6軒、それから弥生時代後期、これは潮神明宮前では初めて見つかったものであるが、弥生時代後期の竪穴住居が2ヶ所見つかっている。ここから平安時代の遺物と弥生時代の土器のほかに、市内では初めてになるが、弥生時代のガラスの小玉が2点出ている。下にいって、遺物整理だが、報告書の刊行に合わせて主に金属製品の保存処理をしている。明科廃寺の今年の発掘調査の金属製品の保存処理と、過去に掘ってそのままになっている牧の圃場整備の関係で掘った穂高古墳群E13号墳の穂高町時代に調査したものの保存処理を進めている。また、普及啓発活動に関しては、國學院大學の調査への協力と、窓口での来客、業者さん相手に文化財保護についてお話をしているところである。

会長 これです事務局からのご説明が終わったわけであるが、何かあるか。特になければ5分間休憩を取ります。傍聴人の方々ご協力有難うございました。ご退席願います。

- 4 意見聴取（非公開）
- 5 その他
- 6 閉会

平成 31 年 4 月 24 日開催

安曇野市教育委員会 4 月定例会当日配布資料

【教育委員会定例会提出資料】

報告第 10 号	教育部 生涯学習課
平成 31 年 4 月 24 日提出	(課長) 白井 隆昭 (担当係長) 山口 尊礼

タイトル	安曇野市青少年センター運営委員の委嘱について
報告を要する事項の内容	委員の委嘱
要旨	<p>安曇野市青少年センター設置要綱第 5 条により、青少年健全育成団体関係者等から推薦された別紙の者を「安曇野市青少年センター運営委員」に委嘱したので報告します。</p> <p>【安曇野市青少年センター設置要綱抜粋】 (趣旨) 第 1 条 この要綱は、青少年の健全な育成及び非行防止活動の促進を図るため、安曇野市青少年センター（以下「センター」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第 2 条 センターを安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）教育部生涯学習課に置く。 (運営委員会) 第 5 条 センターに青少年センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。 2 運営委員会は、青少年センター運営委員（以下「運営委員」という。）15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 (1) 青少年健全育成団体関係者 (2) 防犯団体関係者 (3) 学識経験者 (4) 青少年健全育成に熱意のある公募者 (5) その他教育委員会が必要と認める者 3 運営委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 運営委員は、第 3 条各号に定める業務の企画及び運営を行う。</p>
説明	<p>○委嘱した者 別紙のとおり 団体選出 2 人 交付日：平成 31 年 4 月 1 日 任期：平成 32 年（2020 年）3 月 31 日まで</p>

青少年センター運営委員名簿(新役員のみ)

番号	氏名	所属団体	備考
1	百瀬 陽子	安曇野地区保護司会	
2	大塚 元子	安曇野地区保護司会	